



神奈川県

福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

# 2019(令和元)年版 神奈川県の男女共同参画

男女共同参画年次報告書



2019(令和元)年9月



## 本書について

本書は、「神奈川県男女共同参画推進条例」（平成 14 年 4 月施行）及び「かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）」（平成 30 年 3 月策定）に基づく年次報告書として、本県の取組みや、進捗状況を数字で示すなど、男女共同参画の推進にかかる状況を県民のみなさまに明らかにするためのものです。

---

# 2019(令和元)年版 神奈川県男女共同参画

---

## 男女共同参画年次報告書

---

### 目次

---

|     |                                   |    |
|-----|-----------------------------------|----|
| I   | 神奈川県における男女共同参画の状況                 |    |
| 1   | あらゆる分野における男女共同参画                  | 1  |
| 2   | 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現           | 3  |
| 3   | 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし            | 5  |
| 4   | 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備          | 7  |
| II  | 県の総合計画「かながわグランドデザイン」における位置付け      | 9  |
| III | かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の推進状況         |    |
| 1   | 男女共同参画施策の体系                       | 11 |
| 2   | かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の進捗状況と評価      | 13 |
| 3   | かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）における目標と参考数値   | 13 |
| 4   | 2018(平成30)年度事業実績及び2019(令和元)年度事業計画 | 19 |
| IV  | 神奈川県男女共同参画審議会の審議状況                | 46 |
|     | 〈参考〉2018(平成30)年度審議会等の女性委員の登用状況    | 48 |

# I 神奈川県における男女共同参画の状況

## 1 あらゆる分野における男女共同参画

審議会等は、国や地方公共団体が重要な施策を進めるにあたって有識者等から意見を求めるため、法令や条例などにに基づき設置された機関です。

神奈川県では、審議会等における女性委員の登用率について具体的な目標を設定して取り組んでいます。

神奈川県の平成 30 年度の女性委員登用率は 34.4%と、前年度より 0.7 ポイント減少しました。

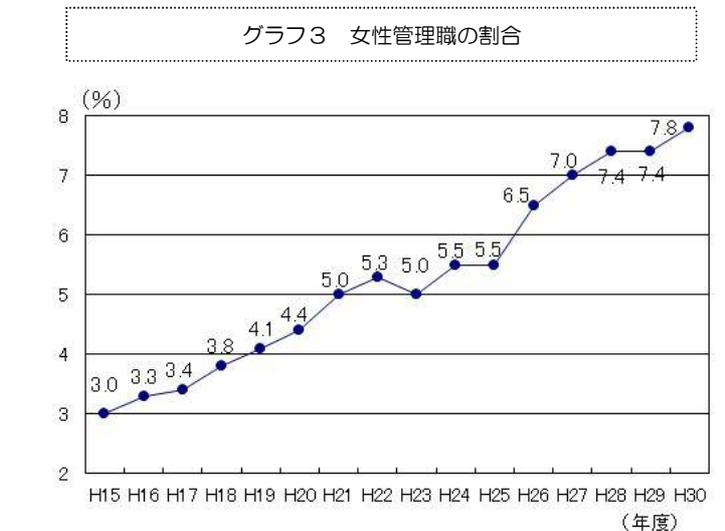
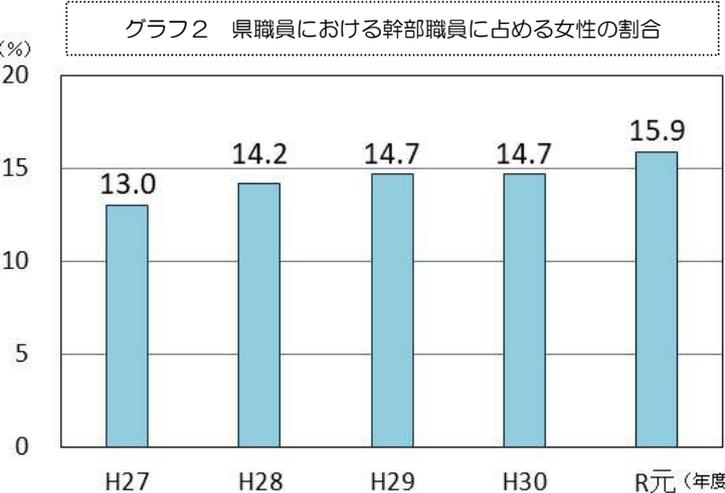
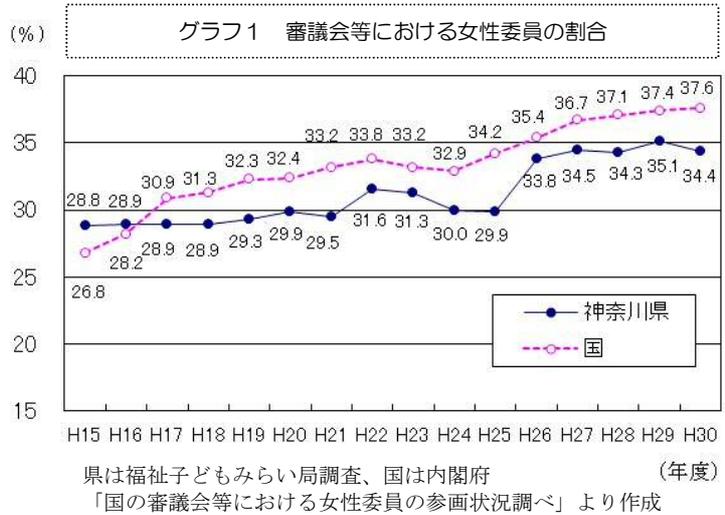
なお、県では、第 10 次登用計画に基づき、平成 32 年度までに 40%を達成することを目標として取り組んでいます。(グラフ 1)

※平成 26 年 4 月 1 日付で「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱の運用について」を一部改正し、「法令等の規定に基づき職を指定して選出する委員」、「県議会に対して県議会議員から推薦を依頼する委員」については登用計画の対象外としたため、グラフ中、平成 26 年以降の登用率については、この運用に基づき算出した登用率を掲載しています。(旧基準に基づく登用率：32.2% (H26)、33.2% (H27)、33.0% (H28)、33.8% (H29)、33.2% (H30))

令和元年度の県職員(教員・警察官を除く)における幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合は、15.9%と前年度より 1.2 ポイント増加していますが、未だに女性が少なく、政策方針決定過程での男女共同参画が不十分な状況が続いています。(グラフ 2)

県内の事業所において女性管理職の割合は、平成 30 年度は 7.8%と 0.4 ポイント増加していますが、依然として低い水準となっています。(グラフ 3)

\*「管理職」とは、部長相当職及び課長相当職をいいます(以下同じ)。



県内の事業所において、男女別の正社員総数のうち女性の管理職の割合は、平成30年度は5.0%でした。

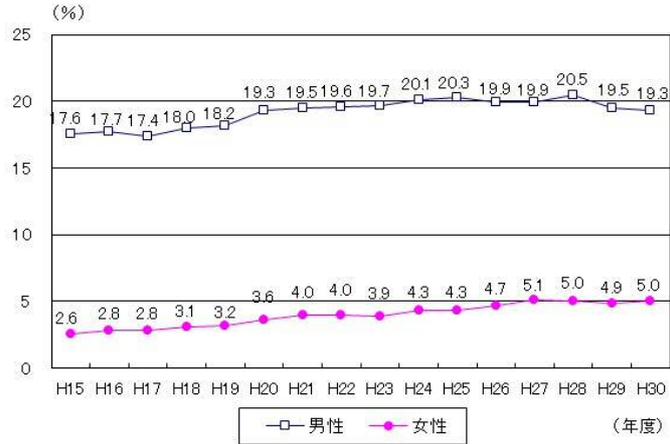
女性の管理職の割合は、近年5%前後で推移しており、男性の割合と比べて約4分の1と依然として低い状況が続いています。(グラフ4)

県内大学の理学部・工学部の女性割合は、平成20年度以降増加の傾向にあり、平成30年度は15.9%となっており、前年度より0.7ポイント増加しました。(グラフ5)

県内公立高等学校等卒業者の進学状況は、学部別にみると、女性は男性と比べて理・工学部への進路選択が少ない状況です。

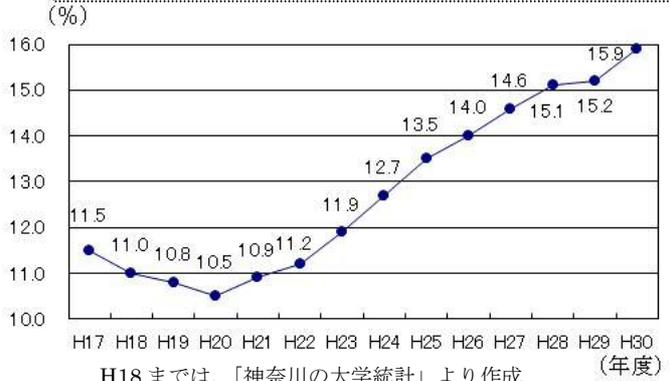
平成30年度は10年前と比べると、女性は、理学部が2.9%で0.6ポイント、工学部が4.7%と0.8ポイント増加しました。(グラフ6)

グラフ4 男性及び女性の各正社員総数のうち管理職の割合



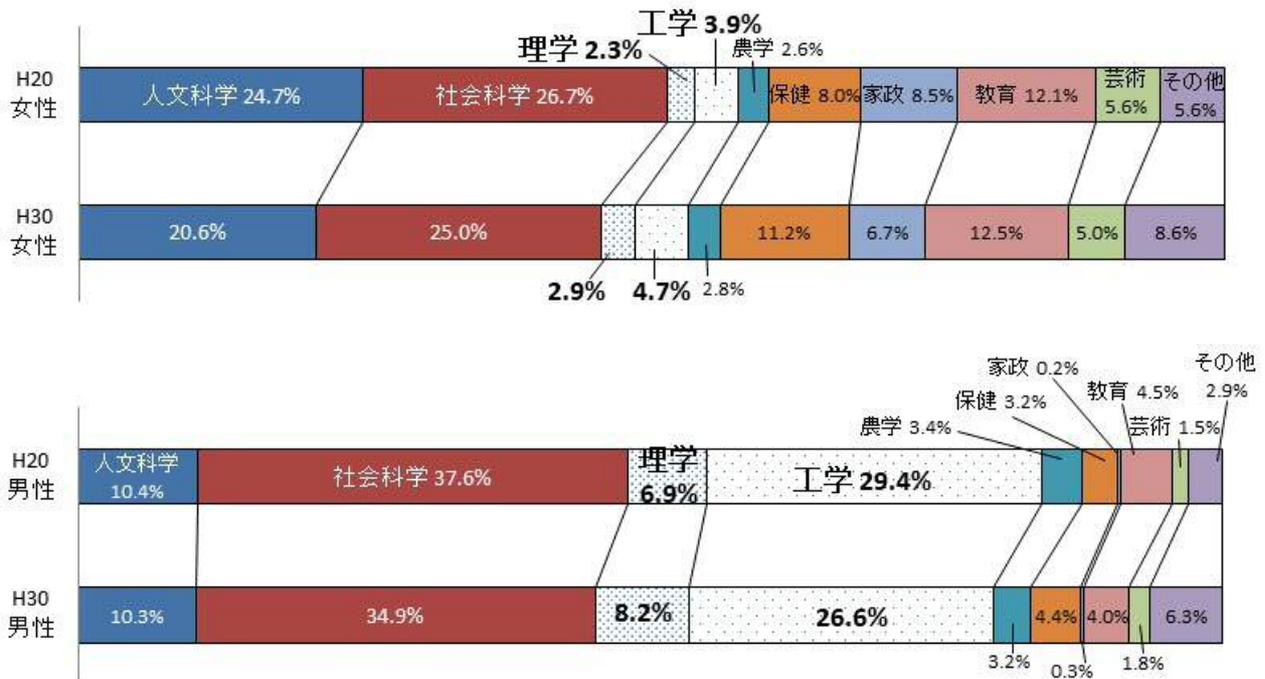
「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成 (算式: 男女別各管理職人数 / 男女別各正社員総数)

グラフ5 県内大学の理学部・工学部の女性割合



H18までは、「神奈川の大学統計」より作成  
H19以降は「神奈川県学校基本調査結果報告」により作成

グラフ6 県内公立高等学校等卒業者の大学・短期大学の進学状況



神奈川県「公立高等学校等卒業者の進路状況調査」より作成

## 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

日本の女性の年齢階級別労働力率は、「M字カーブ」を描いていますが、諸外国はM字の谷はほとんどありません。

また、M字の底は、30～34歳となっており、30歳代で労働力率が大きく落ち込んでいます。

神奈川県は、約20年前（1995年）にはM字カーブの底が深くなっていましたが、近年その傾向は緩和されつつあります。しかしながら、M字カーブの底の値、深さも全国最下位となっており、出産子育て期にあたる女性にとって、就業の継続が難しい状況がうかがわれます。

その原因としては、長時間労働や長い通勤時間等、特に30歳代の仕事に対する負担が大きいことが挙げられます。（グラフ7）

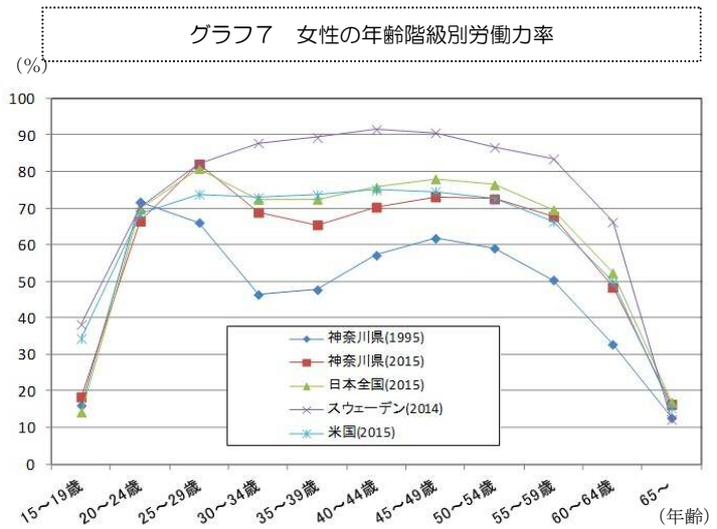
平成30年の男女間の賃金格差は、男性を100とした場合、全国では、女性は73.3%と前年から0.1ポイント格差が拡大し、神奈川県では、75.7%と1.1ポイントの縮小となりました。（グラフ8）

平成30年度の県条例に基づく事業所からの届出結果では、平均勤続年数が男性は15.7年、女性は10.4年で、格差は5.3年と前年から0.4年縮小しました。

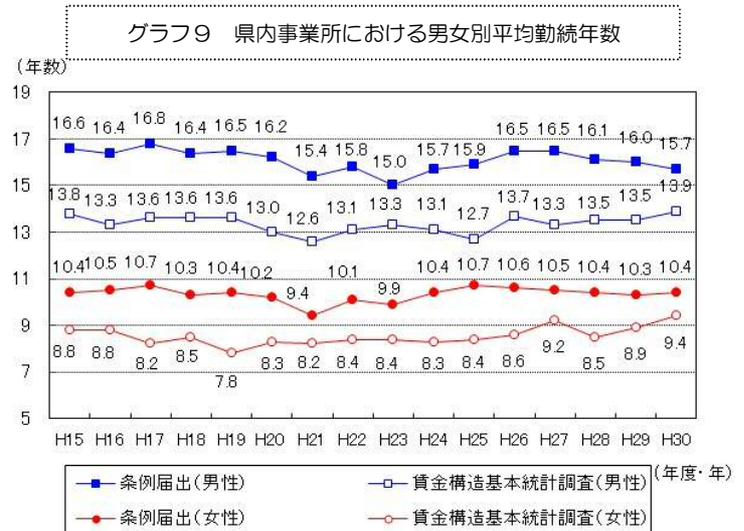
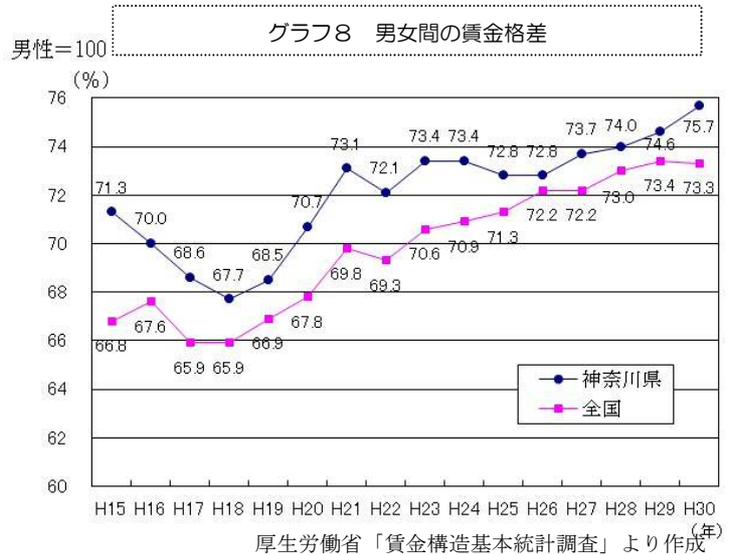
なお、平成30年の賃金構造基本統計調査での神奈川県の男女別平均勤続年数の差は4.5年と、前年から格差は0.1年縮小しています。（グラフ9）

\*『条例に基づく届出』の対象：県内の従業員数300人以上の事業所（年度ごと）

\*『賃金構造基本統計調査』の対象：5人以上の常用労働者を雇用する民間企業及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業者から抽出（年ごと）



神奈川県、日本全国は「国勢調査」、米国及びスウェーデンはILO「LABORSTA」より作成。「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」厚生労働省「賃金構造基本統計調査」及びより作成

県内の事業所において、平成 30 年度の女性正社員の割合は 46.2%、男性正社員の割合は、80.1%となっています。

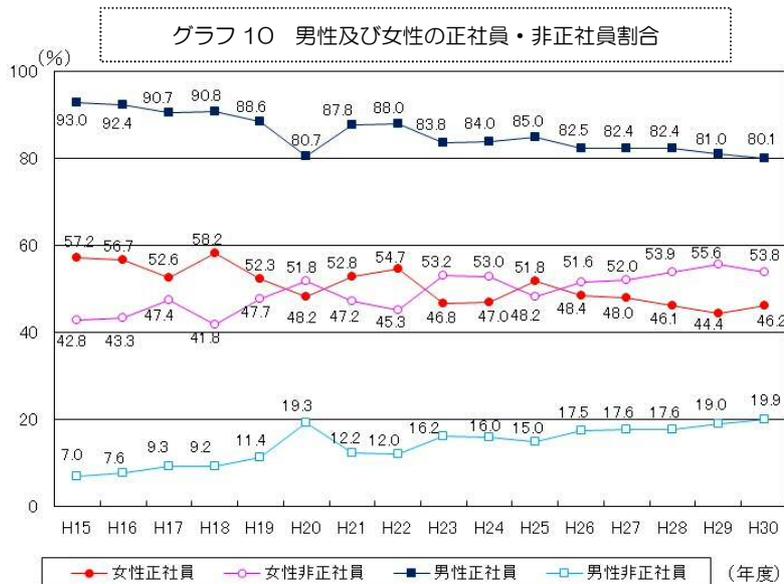
女性の正社員の割合は前年度より 1.8 ポイント増加していますが、依然として横ばいで推移し、引き続き非正社員が正社員を上回っています。(グラフ 10)

平成 30 年度に、都道府県労働局雇用均等室（全国）によせられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、前年度より 831 件増加して 7,639 件でした。

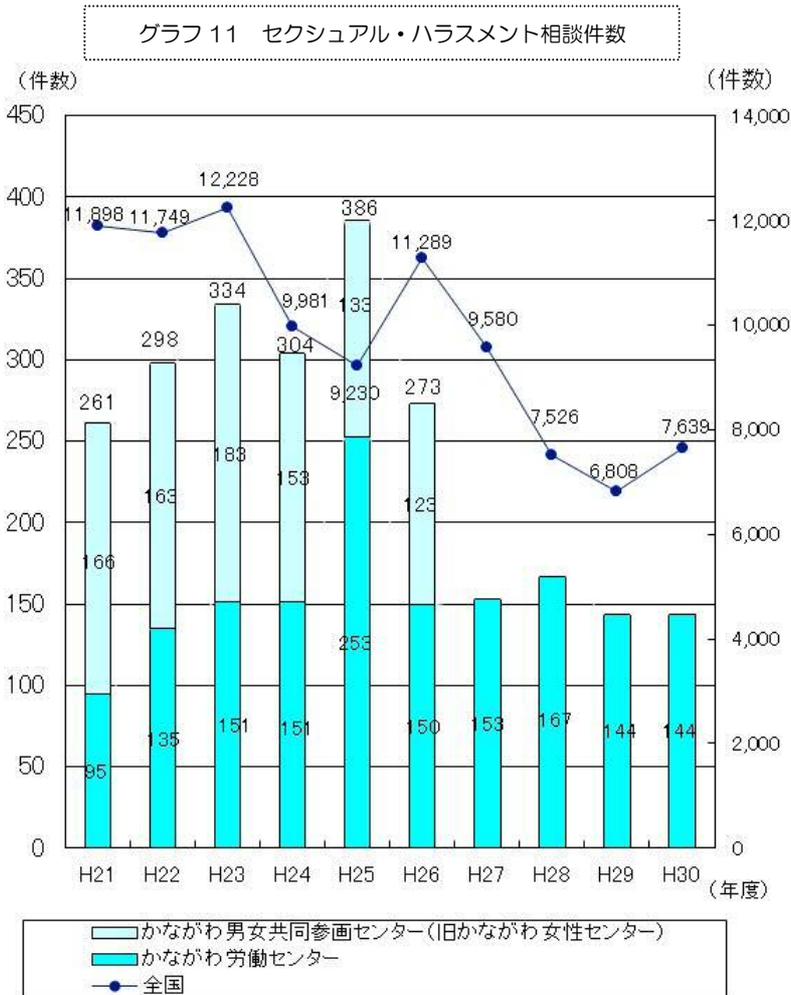
また、かながわ労働センターで受けた相談件数は 144 件で、近年ほぼ横ばいで推移しています。(グラフ 11)

\*かながわ女性センターのセクシュアル・ハラスメントの相談は、平成 26 年度で終了しました。

\*かながわ女性センターは平成 27 年 4 月より相談窓口を再編し、「かながわ男女共同参画センター」に名称変更しました。



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成



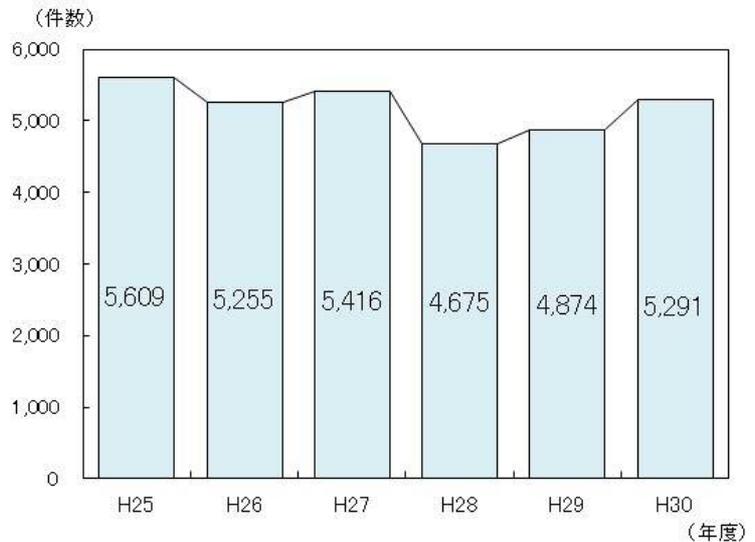
厚生労働省「雇用機会均等法の施行状況」及びかながわ労働センター「神奈川県労働相談の概況」より作成

### 3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

県配偶者暴力相談支援センターによせられた、配偶者等からの暴力（DV）相談件数は、近年は5千件前後で推移しています。（グラフ12）

\* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の全面施行（平成14年4月）に伴い、県は平成14年度から配偶者暴力相談支援センターを設置しています。その後、平成23年9月に横浜市が、平成24年10月に相模原市が、平成28年5月に川崎市が配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

グラフ12 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数

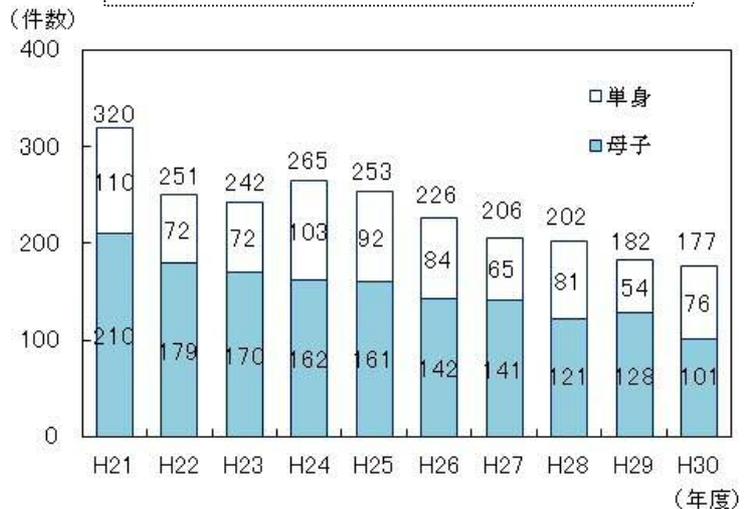


神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

神奈川県で平成30年度にDV防止法に基づく一時保護を行った件数は、177件となっています。

また、一時保護件数のうち、母子での保護は101件で、一時保護をした被害者の半数以上が子どもを同伴しています。（グラフ13）

グラフ13 DV防止法に基づく一時保護件数

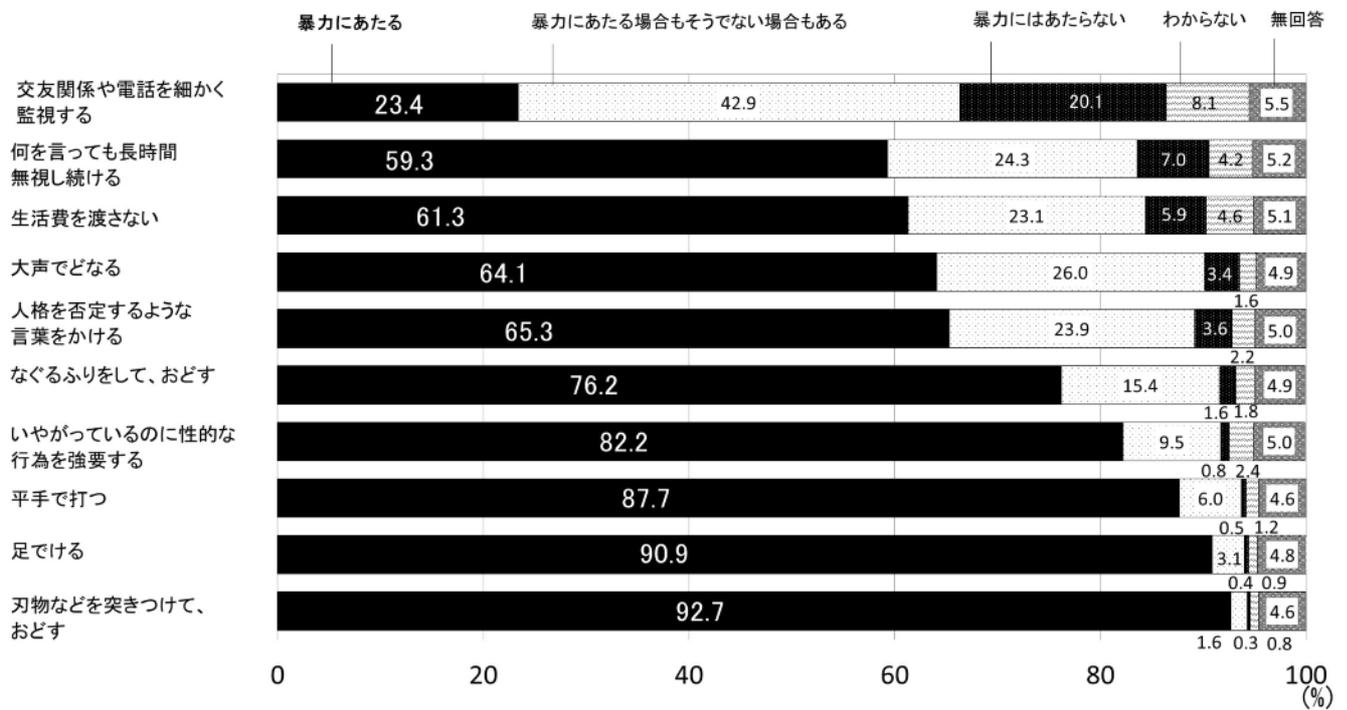


神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

平成 29 年度神奈川県県民ニーズ調査によると、夫婦間（事実婚や別居中も含む）で次の行為が行われた場合、それを暴力だと思うか尋ねたところ、すべての項目で「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っています。

ただし、「交友関係や電話を細かく監視する」では、「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」が「暴力にあたる」を上回っています。（グラフ 14）

グラフ 14 夫婦間での暴力についての認識



平成 29 年度県民ニーズ調査（課題）より作成

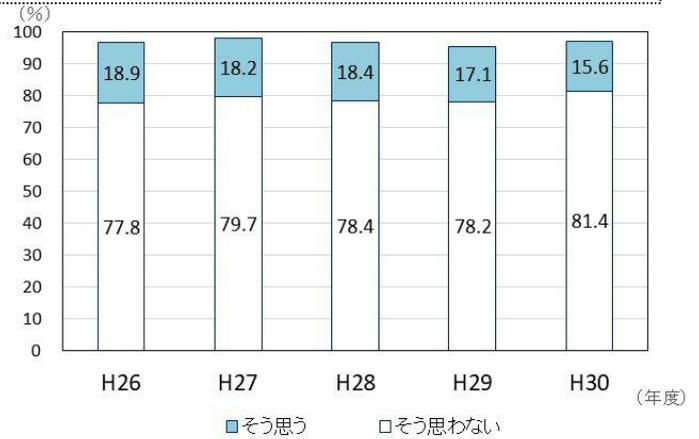
## 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

県の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という意識に対して、「そう思わない」は81.4%となり、前年度より3.2ポイント増加しています。(グラフ15)

「社会通念・慣習・しきたりなどで」や「社会全体で」では、「男性の方が優遇されている」が7割と、「女性の方が優遇されている」を大きく上回っています(グラフ16)

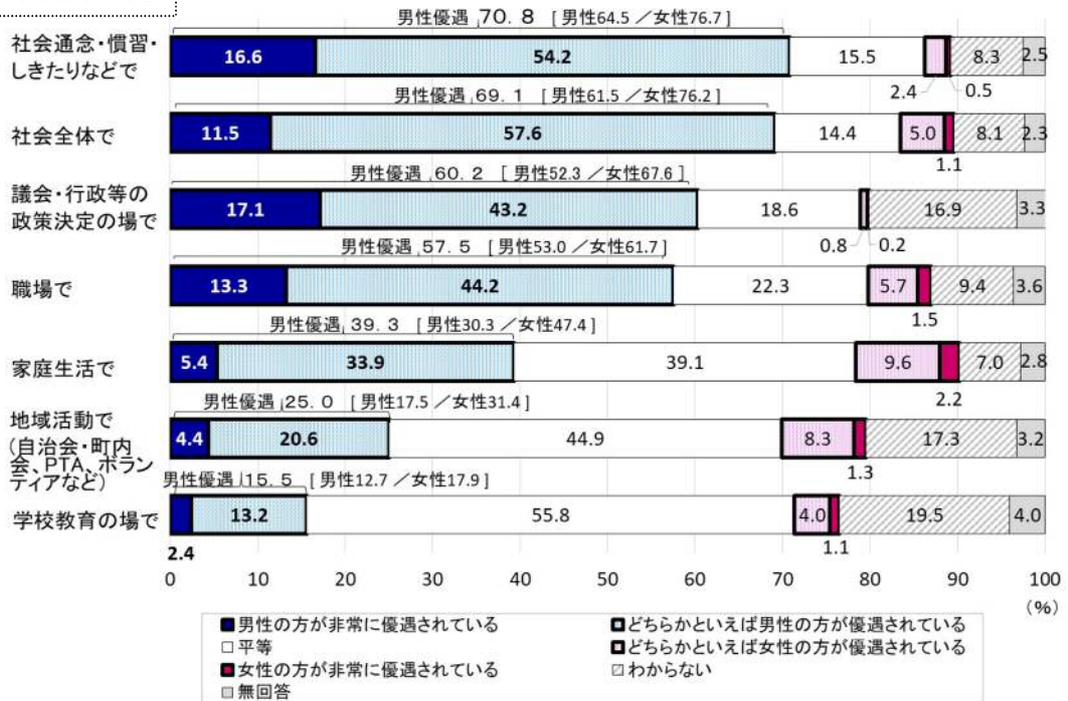
家庭における「家事」や「介護」については、家庭内における女性の負担が大きくなっています。(グラフ17)

グラフ15 夫は外で働き、妻は家を守るべきとの意識

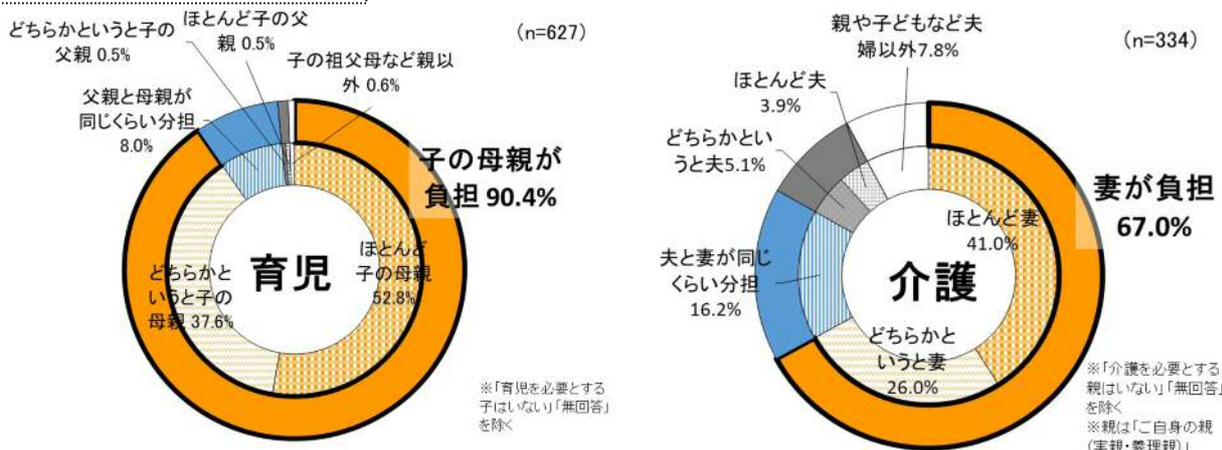


県民ニーズ調査(基本)より作成

グラフ16 男女の地位の平等感



グラフ17 家庭における役割分担



グラフ16、17 平成28年度県民ニーズ調査(課題)より作成

事業所における男性の育児休業利用割合は、前年度に比べ2.1ポイント増加して10.1%となり、5年連続で増加しています。(グラフ18)

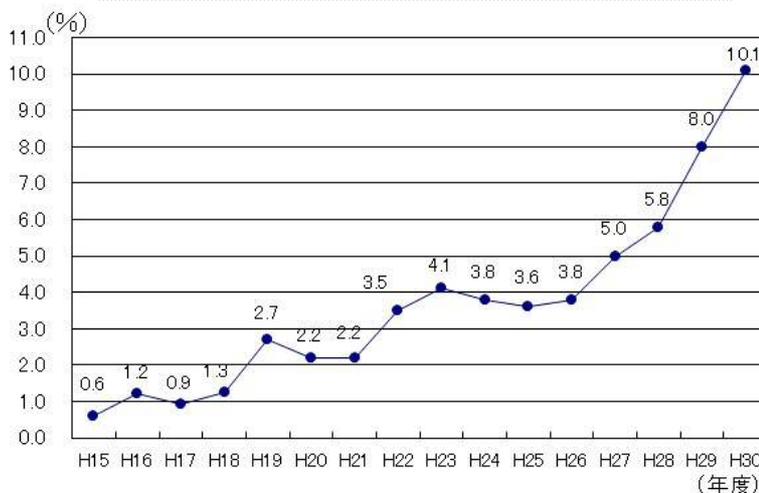
保育所等利用児童数は年々増加しており、平成31年度は県全体で157,949人と、前年より5,785人と増加しています。

また、保育所等利用待機児童数は、平成31年度は750人と前年度より117人減少しています。(グラフ19)

\*保育所等：保育所、認定こども園（幼稚園機能部分を除く。）及び地域型保育事業

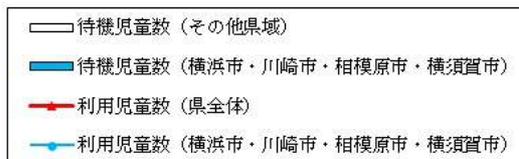
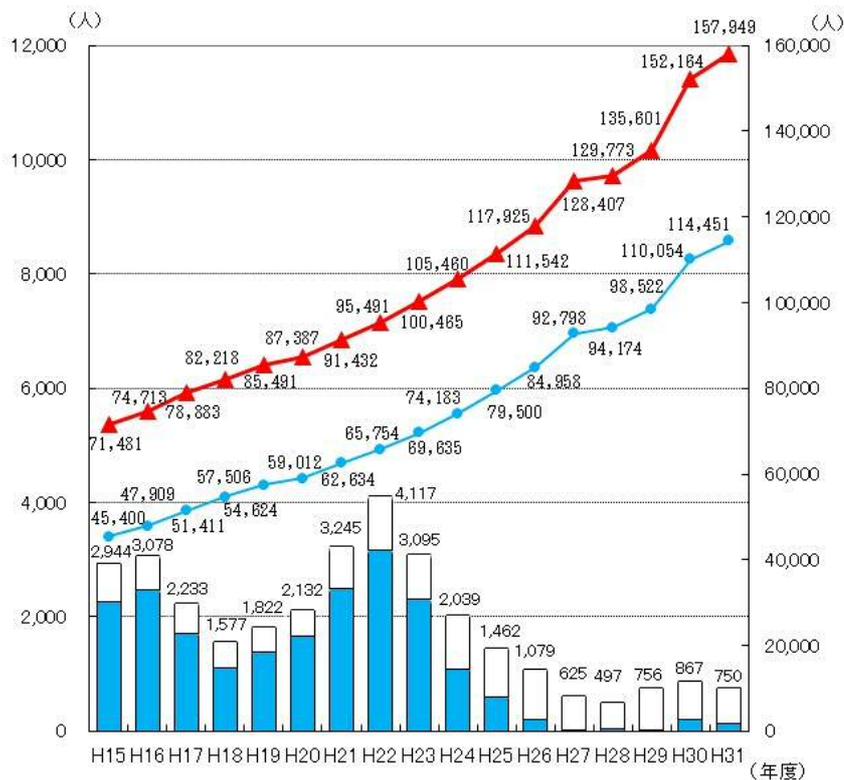
\*地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の各事業

グラフ18 男性の育児休業利用率



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成

グラフ19 保育所等利用児童数と保育所等利用待機児童数



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

## II 県の総合計画「かながわグランドデザイン」における位置付け

神奈川県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2012年3月に「かながわグランドデザイン基本構想」及び「実施計画」、2015年7月に「第2期実施計画」をとりまとめ、基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の礎となる取組みを着実に進めてきました。

このたび、2018年度に「第2期実施計画」の計画期間が終了したことから、「第3期実施計画」を策定し、これまで取り組んできた政策を、SDGsの理念なども踏まえてさらに進化させました。

計画では、5つの「めざすべき姿」を掲げており、「ひとのチカラを最大限に生かす神奈川」を実現する柱Ⅳ「ひとのチカラ」に、プロジェクト12「男女共同参画～誰もがお互いを尊重し、共に参画し活躍できる社会づくり～」を位置付けています。

### プロジェクト12 男女共同参画 ～誰もがお互いを尊重し、共に参画し活躍できる社会づくり～

様々な分野で女性の活躍が進む一方、長時間労働をはじめとする男性中心型労働慣行や性別による役割分担意識は依然として根強く残っており、出産や介護に伴う女性の就業継続やキャリア形成を難しくするとともに、家庭や地域活動への男性の参画を阻む大きな壁となっています。

そこで、あらゆる分野における男女共同参画を一層進めるため、固定的な役割分担意識の解消や企業における働き方改革の取組みを促進するとともに、配偶者等からの暴力防止や、様々な困難を抱えた女性などに対する支援に取り組み、誰もが互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、笑ってらせる社会をめざします。

#### ■プロジェクトの指標

|  | 2018年度実績 | 2022年度 |
|--|----------|--------|
| 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合〔県民ニーズ調査〕 | 81.4%    | 82.0%  |
| 25～44歳の女性の就業率【暦年】〔神奈川県労働力調査〕                       | 74.5%    | 78.5%  |

#### ■具体的な取組み

##### A あらゆる分野における男女共同参画

- かながわ女性の活躍応援団や神奈川なでしこブランド事業などの女性活躍推進の取組みにより、SDGsのゴールにも掲げられているあらゆる分野における男女共同参画を進めます。
- 女子高校生などの理系志望や、女性農業者の経営参画など、女性の参画が進んでいない分野への女性の参画を支援します。
- 性別を理由とした固定的な役割分担の概念、例えば「男は仕事、女は家庭」といった意識を解消するため、ライフキャリア教育の普及や様々な啓発活動を通じて、男女共に仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざします。

##### B 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

- 子どもを産み育てながら働き続けたい女性や再就職を希望する女性に対して、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うとともに、誰もが多様で柔軟な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の職場環境づくりを促進します。
- 育児・介護を理由とした本人の意に反する離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭の両立が可能となるよう、保育所の整備などを進める市町村の取組みへの支援や、介護保険施設の整備など、育児・介護などの基盤整備を図ります。

##### C 暴力や差別のない健やかで安心なくらし

- 配偶者等からの暴力を含むあらゆる暴力の根絶をめざして、若年層に向けたデートDV防止の啓発や、配偶者暴力相談支援センターにおける各種相談及び被害者の緊急一時保護、自立支援を行います。また、SNSを活用した配偶者等からの暴力に関する相談窓口を設置します。

- ひとり親家庭や高齢単身女性など、様々な困難を抱えた女性の自立を支援します。また、性的マイノリティ（LGBTなど）の方々が周囲の無理解や偏見に苦しむことのないよう「かながわSOGI<sup>※</sup>派遣相談」などの事業を実施し、多様な性のあり方について理解を深め、人権が尊重される社会をめざします。

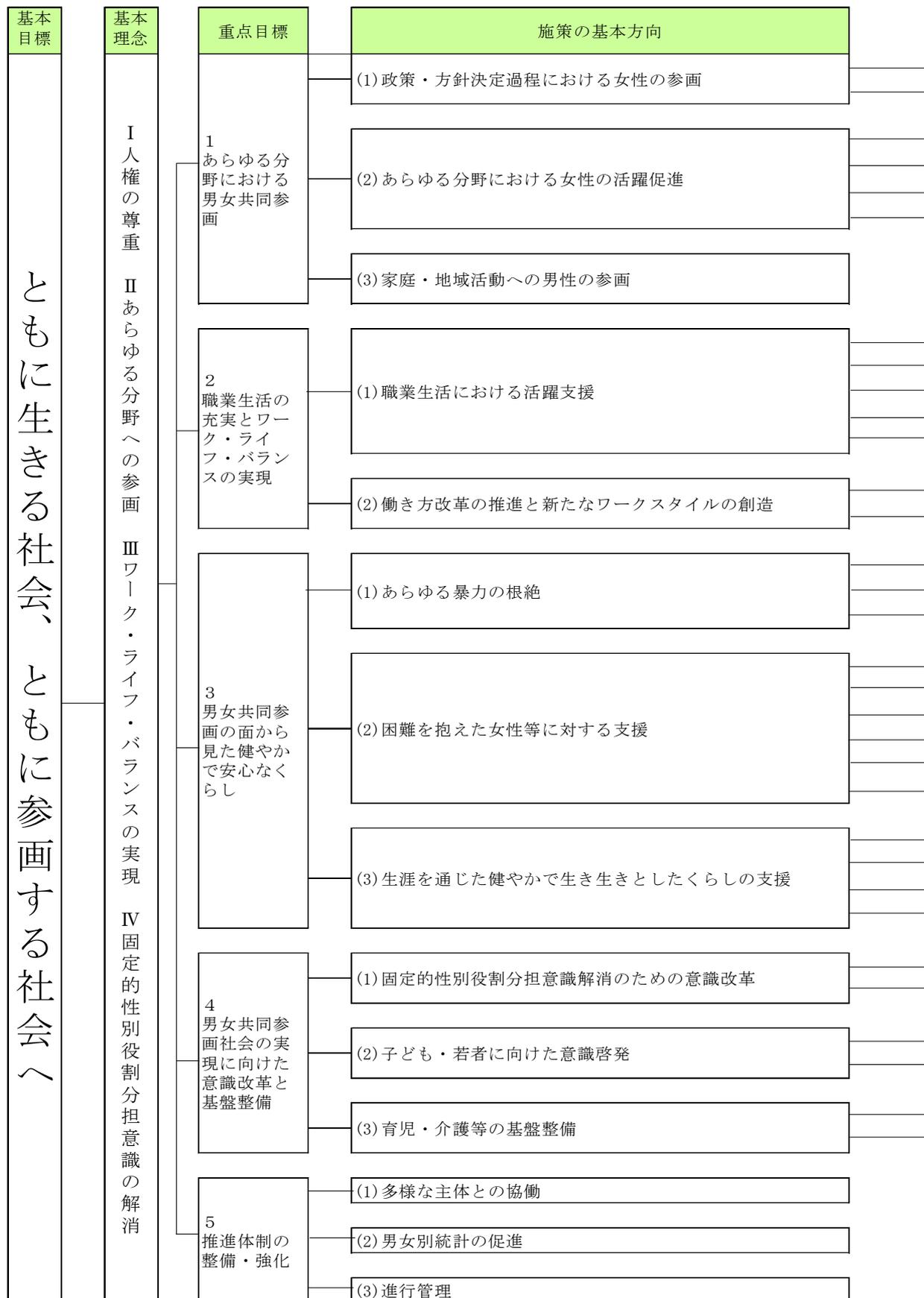
※Sexual Orientation & Gender Identity の略称。性的指向(好きになる性別)と、性自認(自分がどんな性別だと思うかという認識)のこと。

## ■プロジェクトのKPI

| 具体的な<br>取組み | KPI   | 計画策定時<br>の現状    | 2019  | 2020  | 2021  | 2022  |
|-------------|---|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| A           | 県の審議会等における女性委員の割合<br>〔県人権男女共同参画課調べ〕                 | 35.1%<br>(2017) | 38.9% | 40.0% | 40.4% | 40.8% |
| A           | 民間事業所の女性管理職（課長相当職以上）<br>の割合<br>〔県立かながわ男女共同参画センター調べ〕 | 7.8%<br>(2018)  | 9.1%  | 10.4% | 11.7% | 13.0% |
| B           | ワーク・ライフ・バランスのセミナー等への<br>参加者数〔県雇用労政課調べ〕              | 150人<br>(2018)  | 150人  | 150人  | 150人  | 150人  |
| B           | 民間の介護休業利用事業所割合<br>〔県立かながわ男女共同参画センター調べ〕              | 26.8%<br>(2018) | 27.9% | 29.0% | 30.1% | 31.2% |
| C           | デートDV防止啓発講座開催数<br>〔県立かながわ男女共同参画センター調べ〕              | 4回<br>(2018)    | 4回    | 5回    | 5回    | 6回    |
| C           | 母子家庭等就業・自立支援センター事業に<br>よる就業者数〔県子ども家庭課調べ〕            | 35人<br>(2018)   | 80人   | 80人   | 80人   | 80人   |

### Ⅲ かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の推進状況

#### 1 男女共同参画施策の体系



| 主要施策 |  |
|------|--|
| —    | ①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画           |
| —    | ②民間における政策・方針決定過程への女性の参画                |
| —    | ①女性の活躍の推進                              |
| —    | ②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援               |
| —    | ③農業や商工業分野における女性の参画支援                   |
| —    | ④防災分野への女性の参画支援                         |
| —    | ①女性の就業支援                               |
| —    | ②育児等の基盤整備【再掲】※1                        |
| —    | ③介護の基盤整備【再掲】※2                         |
| —    | ④就業環境の整備                               |
| —    | ⑤安定した就業への支援                            |
| —    | ①長時間労働の是正と多様な働き方の促進                    |
| —    | ②両立支援のための取組み促進                         |
| —    | ①配偶者等からの暴力防止                           |
| —    | ②配偶者等からの暴力被害者への支援                      |
| —    | ③犯罪被害者等に対する支援                          |
| —    | ①ひとり親家庭に対する支援                          |
| —    | ②高齢女性に対する支援                            |
| —    | ③障がいのある女性に対する支援                        |
| —    | ④外国人女性に対する支援                           |
| —    | ⑤生活困窮者等の自立に向けた支援                       |
| —    | ⑥性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援                 |
| —    | ①女性の健康に対する支援                           |
| —    | ②男性の健康に対する支援                           |
| —    | ③エイズ・性感染症等に対する支援                       |
| —    | ④県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み |
| —    | ①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成                  |
| —    | ②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供               |
| —    | ①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成                 |
| —    | ②学校現場における基盤整備                          |
| —    | ①育児等の基盤整備                              |
| —    | ②介護の基盤整備                               |

※1及び※2は、最も施策の関連が深い柱として「重点目標4－施策の基本方向(3)－主要施策①及び②」に本掲として位置付けているため、本欄を再掲としています。

## 2 かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の進捗状況と評価

### 【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価】

○昨年度までは前年度実績等を取りまとめ1～2月に発行していた男女共同参画年次報告書を、今年度は審議会の評価を盛り込み、9月に発行しようとしている点は評価する。

○審議会評価について、事業レベルのものはすぐにも生かしていただきたい。予算が必要なものは、来年度予算に盛り込むという前提でやってもらいたい。

○審議会評価について、所管課がどのように受け止めどのように対応したのかということ、来年度の男女共同参画年次報告書に記載してもらいたい。

○目標値に達した目標については、かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の計画期間中であっても、目標改定の検討を行ってほしい。また、目標値に達していない目標については、所管課の評価をもらいたい。

## 3 かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）における目標と参考数値

○2019年6月に実施した調査に基づき作成しており、その時点での最新の実績値を記載しています。

○参考数値は、各重点分野に関連し、男女共同参画社会の形成状況として把握、公表する数値です。

○「2018年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の末尾の〔 〕内に記載されている数字は、本報告書「2018年度事業実績及び2019年度事業計画」(P19～45)記載の事業の通し番号です。

### 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

|                                       |   |           |                       |                       |                       |                       |                                |
|---------------------------------------|---|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------|
| <p>2018年度の県の主な取組み<br/>〔事業実績の通し番号〕</p> | <p>○政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を策定すると共に、審議会等における女性登用の実態調査を実施しました。また、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議を開催し、県女性職員の職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図りました。〔2、6〕</p> <p>○民間における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性管理職育成セミナー2回(計66人が参加)、女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー2回(計67人が参加)を実施すると共に、かながわ女性の活躍応援団の啓発講座等(計2,075人が参加)やサポーター登録の推進(28人)を行いました。〔9、14〕</p> <p>○家庭・地域活動への男性の参画を進めるため、WLBをテーマとした男性向け講演会・セミナー4回(計162人が参加)、かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供等を行いました。〔37、38〕</p> |           |                       |                       |                       |                       |                                |
| <p>目標</p>                             | <p>No.</p>  | <p>項目</p> | <p>目標値<br/>(目標年度)</p> | <p>2019年度<br/>実績値</p> | <p>2018年度<br/>実績値</p> | <p>2017年度<br/>実績値</p> | <p>第4次プラン<br/>策定時<br/>(年度)</p> |
| <p>目標達成状況</p>                         | <p>○4つの目標のうち、2018年度実績値が出ている目標1「県職員(教員・警察官を除く)の幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合」は横ばい、目標3「民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合」は微増となっています。</p> <p>○目標2「県の審議会等における女性委員の割合」は、2018年度は前年度を下回る実績となっており、目標達成に向けた更なる取組みが必要です。</p>   |           |                       |                       |                       |                       |                                |

| 参考数値 | No. | 項目   | 2019年度実績値 | 2018年度実績値                  | 2017年度実績値                  | 第4次プラン策定時(年度)                        |
|------|-----|--|-----------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|
|      | 1   | 地方議会における女性議員の割合<br>①県議会 ②市区議会 ③町村議会          | —         | ①14.7%<br>②20.1%<br>③23.5% | ①14.6%<br>②20.2%<br>③22.9% | ①16.2%<br>②20.0%<br>③22.9%<br>(2016) |
|      | 2   | 市町村の審議会における女性委員の割合                           | —         | 33.8%                      | 34.0%                      | 34.0%<br>(2016)                      |
|      | 3   | 県職員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合               | —         | —                          | 33.3%                      | 28.8%<br>(2017)                      |
|      | 4   | 県立学校教員の校長・副校長・教頭に占める女性の割合                    | 22.2%     | 21.5%                      | 21.9%                      | 21.9%<br>(2017)                      |
|      | 5   | 警察官の総定数に占める女性警察官の割合                          | 9.4%      | 9.0%                       | 8.7%                       | 8.7%<br>(2017)                       |
|      | 6   | 自治会長における女性の割合                                | —         | 8.6%                       | 6.9%                       | 6.9%<br>(2017)                       |
|      | 7   | 「かながわ女性の活躍応援団」応援団員企業等からの講師派遣啓発講座等の開催件数及び受講者数 | —         | 開催件数16回/受講者数2,075人         | 開催件数14回/受講者数1,510人         | 開催件数8回/受講者数530人(2016)                |
|      | 8   | 県内大学理学部・工学部の女性割合                             | —         | 15.9%                      | 15.2%                      | 15.1%<br>(2016)                      |
|      | 9   | 県内大学の教授等(教授、准教授及び講師)に占める女性の割合                | —         | 24.9%                      | 24.7%                      | 24.1%<br>(2016)                      |
|      | 10  | 新規就農者の女性割合                                   | —         | 20.5%                      | 17.7%                      | 12.9%<br>(2016)                      |
|      | 11  | 女性消防団員の割合                                    | —         | 8.4%                       | 7.7%                       | 7.7%<br>(2017)                       |
|      | 12  | 県職員の男性の育児休業等取得率                              | —         | 2.7%                       | 4.2%                       | 2.0%<br>(2016)                       |
|      | 13  | 事業所における子の看護休暇取得者に占める男性の割合                    | —         | 39.0%                      | 41.5%                      | 41.1%<br>(2016)                      |
|      | 14  | 男性のボランティア活動行動者率<br>〔社会生活基本調査〕                | —         | —                          | (次回調査は2021年度)              | 21.2%<br>(2016)                      |

### 【「重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

重点目標1は、かながわ男女共同参画推進プラン全体を通じて一番核になるところであり、且つ県庁の努力でできる取組みが多いが、目標に対する実績値があまり伸びておらず、更なる取組みが必要である。

○目標1「県職員の幹部職員に占める女性の割合」や目標3「民間事業所の女性管理職の割合」は、目標値に対して厳しい進捗となっており、期間内に目標値を達成できるかが課題である。県職員の幹部職員に占める女性の割合については、目標の達成に向けて、新規に登用する女性比率を各年何%にする必要があるか、県はよく自覚してもらいたい。ただし、女性を優遇してほしいのではなく、育成を急いでもらいたい。県幹部職員への女性の育成・登用にはトップのコミットメントが不可欠であり、知事の更なる発信を期待する。

また、「女性管理職育成セミナー」など当事者向けの取組みだけでなく、ワーク・ライフ・バランスの仕組みづくりやフレックスタイムを取り入れるなど、働きやすい職場環境づくりに関する事業者向けの働きかけを行わないと、なかなか実績値が上がらないのではないかと。県も事業者として、長時間労働を是正するためのモデル的な施策を実施し、上手いこと成果を民間に発信するなどの取組みをしてもらいたい。

○目標2「県の審議会等における女性委員の割合」について、40%の目標に達していない審議会については、働きかけが必要である。まずは女性委員がゼロの審議会について最優先で対応していただきたい。特に健康医療局や県土整備局の女性委員登用率の低さが目立つ。教育分野の審議会は、女性委員の比率が50%くらいでもよいのではないかと。各部署は、目標達成のためには女性委員を何人増やす必要があるのかを自覚し、どのような方策を取るのかを示してもらいたい。

○参考数値8「県内大学理学部・工学部の女性割合」について、女性割合が増加しているが、進路選択では保護者や教員、仕事へのイメージなどの影響が作用する。来年度以降も、県庁内の様々な部署が連携し、女子中・高校生に理工系分野への理解を促すなど、産官学でしっかりと取り組んでいてもらいたい。

○参考数値12「県職員の男性の育児休業等取得率」について、国家公務員は民間よりも取得率が高いが、政府が一生懸命旗を振って推進した結果であり、県もできないことはない。男性が、育児があっても全く働き方を変えないようであれば、男女共同参画社会の実現は難しい。男性も自分事感を持って育児に携われるように、スタートアップ休暇のような位置付けで、一定の長さの育児休業を取れると良い。

また、男性の育児休業の取得については、復職した後に、制度上は不利益があってはいけないことになっているが、実際には様々な問題が生じている事例もあり、男性の育児休業取得に対する社会の意識はまだ十分ではなく、意識改革が必要である。男性と女性とでは、取得期間にもかなり開きがあり、この課題も改善する必要があると思われる。

## 重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

| 2018年度の県の主な取組み〔事業実績の通し番号〕 | <p>○ワーキングマザー両立応援カウンセリングを174回、両立応援セミナーを3回(計102人の参加)実施するなど、女性の就業継続を支援する取組みを行いました。〔42〕</p> <p>○県ホームページ「かながわ働き方改革」にて、企業や県民の皆さんのWLBの取組みを応援するための情報を提供したり、働き方改革アドバイザーの派遣を6社へ延べ13回行うなど、長時間労働を削減し多様な働き方を促進する取組みを行いました。〔69〕</p> |                              |                |               |                   |               |                       |
|---------------------------|---|------------------------------|----------------|---------------|-------------------|---------------|-----------------------|
| 目標                        | No.   | 項目                           | 目標値<br>(目標年度)  | 2019年度<br>実績値 | 2018年度<br>実績値     | 2017年度<br>実績値 | 第4次プラン<br>策定時<br>(年度) |
|                           | 1   | 25～44歳の女性の就業率<br>〔労働力調査〕     | 72%<br>(2022)  | —             | 74.5%             | 71.2%         | 68.3%<br>(2016)       |
|                           | 2   | 週労働時間60時間以上の雇用者の割合〔就業構造基本調査〕 | 7.9%<br>(2019) | —             | (次回調査は<br>2022年度) | 7.7%          | 9.9%<br>(2012)        |
| 目標達成状況                    | ○2つの目標はいずれも、直近の実績値が、目標年度の目標値を上回る実績となっています。  |                              |                |               |                   |               |                       |

| 参考数値 | No. | 項目   | 2019年度<br>実績値      | 2018年度<br>実績値  | 2017年度<br>実績値  | 第4次プラン<br>策定時<br>(年度)   |
|------|-----|--|--------------------|--|--|---|
|      | 1   | マザーズハローワーク横浜における女性のためのキャリアカウンセリングの相談者数                     | —                  | 541人   | 555人   | 645人<br>(2016)  |
|      | 2   | 職場における男女の平等感【再掲】<br>〔県民ニーズ調査(課題)〕                          | —                  | —  | (次回調査は<br>2021年度)  | 22.3%<br>(2016)   |
|      | 3   | 企業における男性と女性の所定内給与額の格差(男性=100)                              | —                  | 75.7%  | 74.6%  | 74.0%<br>(2016)   |
|      | 4   | かながわ労働センターにおけるセクシュアル・ハラスメント相談件数                            | —                  | 144件   | 144件   | 167件<br>(2016)  |
|      | 5   | 県が設置する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数                          | —                  | 169人   | 182人   | 251人<br>(2016)  |
|      | 6   | 総合職業技術校生の修了3か月後の就職率  | —                  | 96.1%  | 96.6%  | 95.1%<br>(2016)   |
|      | 7   | 常用労働者30人以上の事業所における1人平均月間の所定外労働時間                           | —                  | 計12.6時間  | 計12.6時間  | 計13.1時間<br>(2016)   |
|      | 8   | 県職員の部分休業、育児休業及び介護休暇の取得状況(知事部局)<br>①部分休業 ②育児休業 ③介護休暇        | —                  | ①女性112人<br>/男性14人<br>②女性160人<br>/男性24人<br>③女性31人/<br>男性23人 | ①女性111人<br>/男性13人<br>②女性161人<br>/男性25人<br>③女性43人/<br>男性29人 | ①女性101人<br>/男性9人<br>②女性152人<br>/男性12人<br>③女性56人/<br>男性16人<br>(2016) |
|      | 9   | 介護・看護を理由とする離職者数<br>〔就業構造基本調査〕                              | —                  | (次回調査は<br>2022年度)  | 女性27,600<br>人/男性<br>12,000人                                | 女性82,000<br>人/男性<br>18,000人<br>(2012)                               |
|      | 10  | 事業所における介護休業利用状況の男女比  | —                  | 女性55.8%<br>男性44.2%   | 女性57.7%<br>男性42.3%   | 女性65.4%<br>男性34.6%<br>(2016)  |
|      | 11  | 子ども・子育て支援に取り組む事業者の認証事業者数                                   | 541事業者<br>(6月1日時点) | 541事業者   | 527事業者   | 518事業者<br>(2016)  |
|      | 12  | 朝食・夕食を家族と食べている、又は一人暮らしの方で昼食や夕食を仲間など複数で食べている「共食」の回数 ①家族/②単身 | —                  | ①週9回<br>②週3回   | ①週10回<br>②週3回  | ①週10回<br>②週3回<br>(2017)   |

### 【「重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

重点目標2は、目標に対して実績値が順調に推移しており、テレワークなど多様な働き方を推進する取組みを、引き続き着実に進めてもらいたい。

○参考数値8「県職員の部分休業、育児休業及び介護休暇の取得状況」や参考数値10「事業所における介護休業利用状況の男女比」を見ると、男性の取得が増えており、これで十分かという問題はありますが、増えてきていること自体は評価する。介護休業は管理職の人がとる可能性が高く、介護休業を取る男性が増えてくると、育児休業に対する理解も増えると思われる。介護休業取得を推進すると、育児休業に理解がない管理職世代の意識も変わってくるのではないかと。

また、育児休業や介護休業を推進するに当たり、職場で仕事をしないと働いているとみなさない組織の長が多いので、職場でなくても仕事ができるという体験を、組織の長が自ら体験することが大切と思われる。

### 重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

|                                  |   |  |   |                       |                       |  |  |
|----------------------------------|---|--|---|-----------------------|-----------------------|--|--|
| <p>2018年度の県の主な取組み〔事業実績の通し番号〕</p> | <p>○配偶者等からの暴力防止や被害者への支援を進めるため、配偶者暴力防止法に基づく「かながわDV防止・被害者支援プラン」を改定し、新たにDVを未然に防止するための取組みを充実・強化しました。〔85〕</p> <p>○コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」を活用し、家族・友人関係、経済的な問題等、女性の抱えるさまざまな悩みに関する相談に対応する「かながわ女性のための相談LINE」を2週間試行的に実施し、691件の相談に対応しました。〔85〕</p> <p>○ひとり親家庭など、困難を抱えた女性等を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センター事業として、適職発見セミナー(7日間)やパソコン教室(30日間)などの就業支援講座の実施や、就業相談等を行いました。〔99〕</p> <p>○性的マイノリティ支援として、派遣型個別専門相談を24件、当事者向け交流会を11回実施したほか、企業や宿泊施設などを対象とした研修を行いました。〔133〕</p> <p>○「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進するため、かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)を2回、地域部会3回、庁内会議を1回開催しました。〔152〕</p> |  |   |                       |                       |  |  |
| <p>目標</p>                        | <p>No.</p>  | <p>項目</p>  | <p>目標値<br/>(目標年度)</p>   | <p>2019年度<br/>実績値</p> | <p>2018年度<br/>実績値</p> | <p>2017年度<br/>実績値</p>  | <p>第4次プラン<br/>策定時<br/>(年度)</p>   |
|                                  | <p>1</p>  | <p>夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合<br/>①交友関係や電話を細かく監視する／②大声でどなる／③いやがっているのに性的な行為を強要する／④平手で打つ／⑤生活費を渡さない<br/>〔県民ニーズ調査(課題)〕</p> | <p>①～⑤<br/>100%(2022)<br/>※かながわDV防止・被害者支援プランの改定に伴い目標達成年度を変更</p> | <p>—</p>              | <p>(次回実績値は2022年度)</p> | <p>①23.4%<br/>②64.1%<br/>③82.2%<br/>④87.7%<br/>⑤61.3%</p>                    | <p>①23.4%<br/>②64.1%<br/>③82.2%<br/>④87.7%<br/>⑤61.3%<br/>(2017)</p>               |
|                                  | <p>2</p>  | <p>母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数</p>   | <p>80人<br/>(2019)</p>   | <p>—</p>              | <p>35人</p>            | <p>58人</p>   | <p>73人<br/>(2016)</p>  |
|                                  | <p>3</p>  | <p>建替え等が行われる公的賃貸住宅(100戸以上)における、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率</p>   | <p>25%<br/>(2022)</p>   | <p>—</p>              | <p>—</p>              | <p>50%</p>   | <p>—</p>   |
|                                  | <p>4</p>  | <p>子宮頸がん検診(①)、乳がん検診(②)受診率</p>  | <p>①、②共に<br/>50%(2022)</p>                                      | <p>—</p>              | <p>—</p>              | <p>(次回実績値公表は2022年度)</p>  | <p>①44.6%<br/>②45.7%<br/>(2016)</p>  |
|                                  | <p>5</p>  | <p>20歳代女性のやせの割合の減少<br/>〔県民健康・栄養調査〕</p>   | <p>20%<br/>(2022)</p>   | <p>—</p>              | <p>—</p>              | <p>(次回実績値公表は2021年度)</p>  | <p>28.9%<br/>(2013～2015)</p>   |
|                                  | <p>6</p>  | <p>自殺者の減少<br/>〔人口動態統計〕</p>   | <p>自殺死亡率<br/>12.4以下<br/>(2021)</p>                              | <p>—</p>              | <p>—</p>              | <p>自殺死亡率<br/>人口10万対の自殺者数<br/>15.1<br/>参考:<br/>自殺者数<br/>男性930人<br/>女性424人</p> | <p>自殺死亡率<br/>人口10万対の自殺者数<br/>14.6(2016)<br/>参考:<br/>自殺者数<br/>男性917人<br/>女性392人</p> |
| <p>目標達成状況</p>                    | <p>○6つの目標のうち、2018年度の実績値が出ている「母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数」は、前年度実績を下回っています。また「自殺者の減少」の2017年度実績値も、前年度より割合が増加し、目標達成に向けた更なる取組みが必要な状況です。</p>  |  |   |                       |                       |  |  |

|             |            |  |                       |                       |                       |                                |
|-------------|------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------|
| <p>参考数値</p> | <p>No.</p> | <p>項目</p>  | <p>2019年度<br/>実績値</p> | <p>2018年度<br/>実績値</p> | <p>2017年度<br/>実績値</p> | <p>第4次プラン<br/>策定時<br/>(年度)</p> |
|             | <p>1</p>   | <p>県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数</p>                    | <p>—</p>              | <p>5,291件</p>         | <p>4,874件</p>         | <p>4,675件<br/>(2016)</p>       |
|             | <p>2</p>   | <p>配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護件数</p>                        | <p>—</p>              | <p>177件</p>           | <p>182件</p>           | <p>202件<br/>(2016)</p>         |
|             | <p>3</p>   | <p>母子・父子自立支援員による相談件数</p>                           | <p>—</p>              | <p>16,690件</p>        | <p>15,896件</p>        | <p>17,094件<br/>(2016)</p>      |
|             | <p>4</p>   | <p>県営住宅における高齢者等に配慮した住宅数(建替え・個別改善等の戸数)</p>          | <p>—</p>              | <p>23,323戸</p>        | <p>22,841戸</p>        | <p>22,428戸<br/>(2016)</p>      |
|             | <p>5</p>   | <p>「高齢者や障がい者が自立し、安心して生活できるような支援体制が整っていること」の満足度</p> | <p>—</p>              | <p>9.1%</p>           | <p>8.4%</p>           | <p>6.2%<br/>(2016)</p>         |
|             | <p>6</p>   | <p>災害時通訳ボランティアの登録者数</p>                            | <p>232人</p>           | <p>230人</p>           | <p>250人</p>           | <p>231人<br/>(2016)</p>         |
|             | <p>7</p>   | <p>思春期から妊娠適齢期の男女を対象にした健康などに関する出前講座実施企業・団体数</p>     | <p>—</p>              | <p>97団体</p>           | <p>65団体</p>           | <p>64団体<br/>(2016)</p>         |

| 参考数値 | No. | 項目  | 2019年度<br>実績値 | 2018年度<br>実績値 | 2017年度<br>実績値 | 第4次プラン<br>策定時<br>(年度) |
|------|-----|---|---------------|---------------|---------------|-----------------------|
|      | 8   | 「こころに不安や悩みのある人がいつでも相談できるなど、自殺を防ぐ社会づくりが行われていること」の満足度 | —             | 6.7%          | 5.2%          | 5.2%<br>(2017)        |
|      | 9   | 日ごろから健康に気をつけた規則正しい生活を心がけている人の割合                     | —             | 69.6%         | 70.7%         | 71.2%<br>(2016)       |

**【「重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】**

重点目標3は、多くの相談が寄せられたLINEを活用した女性相談の取組みなど、取組みは順調に進められている。今後、実績値として具体的な結果につながるよう引き続き取り組んでもらいたい。

○目標1「夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合」で最も少ないのが「交友関係や電話を細かく監視する」であり、このような行為もDVであるということの啓発が必要。また、DVに関する中高生向けの気づき講座は、ぜひ県内全ての県立・私立の中高でやってもらいたい。

○目標2「母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数」について、実績値が減っていることや、就業者数が少ないことが気になる。

**重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備**

| 2018年度の県の主な取組み〔事業実績の通し番号〕 | ○男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を進めるため、大学生や高校生に向けて、固定的性別役割分担意識にとらわれず自身の生き方を考えられるよう、ライフキャリア教育を実施し、啓発冊子の作成や出前講座のモデル実施（県内3高校へ4回実施）等により、若い世代に向けた意識啓発を行いました。〔178〕<br>○待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備を進める市町村に対して補助を行う等の支援を行いました。また、老人福祉施設等の整備、介護人材の養成など、介護等の基盤整備に取り組みました。〔197、208、209、210〕 |  |                          |               |               |               |                       |
|---------------------------|--|--|--------------------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|
| 目標                        | No.  | 項目   | 目標値<br>(目標年度)            | 2019年度<br>実績値 | 2018年度<br>実績値 | 2017年度<br>実績値 | 第4次プラン<br>策定時<br>(年度) |
|                           | 1  | 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合        | 2016年度より増加すること<br>(2022) | —             | 81.4%         | 78.2%         | 78.4%<br>(2016)       |
|                           | 2  | 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」18～29歳の人の割合 | 2016年度より増加すること<br>(2022) | —             | 93.8%         | 79.6%         | 81.3%<br>(2016)       |
|                           | 3  | 保育所等利用待機児童数                                      | 0人<br>(2019)             | 750人          | 867人          | 756人          | 756人<br>(2017)        |
|                           | 4  | 特別養護老人ホーム整備床数(累計)                                | 39,697床<br>(2020)        | —             | 37,187床       | 36,549床       | 35,411床<br>(2016)     |
| 目標達成状況                    | ○4つの目標のうち『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ』という考え方について『そう思わない』人の割合』及び『『そう思わない』18～29歳の人の割合』は、2018年度実績値が目標年度の目標値を上回っています。<br>○「保育所等利用待機児童数」は、2017年度よりも2018年度は待機児童数が増加しましたが、2019年度は減少しています。「特別養護老人ホーム整備床数」は、目標達成に向けて着実に増加しています。   |  |                          |               |               |               |                       |

| 参考数値 | No. | 項目   | 2019年度<br>実績値 | 2018年度<br>実績値                     | 2017年度<br>実績値                     | 第4次プラン<br>策定時<br>(年度)  |
|------|-----|--|---------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|
|      | 1   | 男女の平等感<br>①議会・行政等の政策決定の場で／②家庭生活で／③職場で／④学校教育の場で／⑤地域活動で(自治会・町内会、PTA、ボランティアなど)／⑥社会通念・慣習・しきたりなどで／⑦社会全体で<br>〔県民ニーズ調査(課題)〕 | —             | —                                 | (次回調査は<br>2021年度)                 | ①18.6%<br>②39.1%<br>③22.3%<br>④55.8%<br>⑤44.9%<br>⑥15.5%<br>⑦14.4%<br>(2016) |
|      | 2   | 保育士、保育教諭の数   | —             | 保育士<br>29,399人/<br>保育教諭<br>1,483人 | 保育士<br>28,929人/<br>保育教諭<br>1,459人 | 保育士<br>28,387人/<br>保育教諭<br>1,182人<br>(2016)                                  |
|      | 3   | かながわ子育て応援パスポートの施設数   | 3,499施設       | 3,487施設                           | 3,395施設                           | 3,227施設<br>(2016)  |
|      | 4   | 放課後児童クラブの施設数   | —             | 1,243施設                           | 1,159施設                           | 1,159施設<br>(2017)  |

| 参考数値 | No. | 項目                   | 2019年度実績値  | 2018年度実績値     | 2017年度実績値     | 第4次プラン策定時(年度)       |            |
|------|-----|----------------------|------------|---------------|---------------|---------------------|------------|
|      | 5   | 就学前児童の保育・幼児教育の提供     | 143,464人   | 139,463人      | 135,315人      | 135,315人(2017)      |            |
|      |     | ①認可保育所定員数            |            |               |               |                     |            |
|      |     | ②家庭的保育               | 331人       | 348人          | 354人          | 354人(2017)          |            |
|      |     | ③認定こども園              | 187か所      | 140か所         | 100か所         | 100か所(2017)         |            |
|      |     |                      | ④幼稚園の預かり保育 | —             | 584園          | 560園                | 516園(2016) |
|      | 6   | 訪問介護サービス供給量          | —          | 16,389,729回/年 | 10,964,714回/年 | 10,789,645回/年(2016) |            |
|      | 7   | 小規模多機能型居宅介護サービスの利用者数 | —          | 5,489人/月      | 5,108人        | 4,582人(2016)        |            |
|      | 8   | 認知症サポート医の養成人数(累計)    | —          | 325人          | 252人          | 201人(2016)          |            |

**【「重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】**

重点目標4は、若い世代の固定的性別役割分担意識の解消が進んだことや、2019年度の保育所等利用待機児童数が3年ぶりに減少するなど、概ね順調に進んでいる。待機児童は高止まりの傾向なので、無償化の影響を注視し、県は自治体間の調整役をすることなどが期待される。

○県のような男女共同参画の取組みについて、なかなか県民に趣旨が浸透していかない、理解が進まないという問題をどうやって解決していくのかは大きな課題である。しかし、目標2『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ』という考え方について『そう思わない』18～29歳の人の割合において、若い人の意識がこれほど変わっているという点は評価すべきであり、学生や生徒向けの出前講座のような取組みが良かったのではない。

○目標3「保育所等利用待機児童数」は、2019年度は3年ぶりの減少であった。県内の市町村はかなり努力しており、10市町村では0人となるなど、10年前は約4,000人を超えていたことに比べると、待機児童が桁違いに減っている。政令市にはまだかなりの待機児童がいるが、県が自治体間の仲介をするなど、調整役をしてもらいたいと思う。

**重点目標5 推進体制の整備・強化**

|                           |   |                                    |                            |                   |                     |                    |                              |
|---------------------------|---|------------------------------------|----------------------------|-------------------|---------------------|--------------------|------------------------------|
| 2018年度の県の主な取組み〔事業実績の通し番号〕 | ○市町村等の多様な主体と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めるため、市町村と連携した事業の実施(4事業)や、NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催等を行いました。〔217、218〕<br>○NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにするため、研修1回、困難を有する若者相談・支援担当者及び行政の意見交換会1回を実施しました。また、冊子やチラシを配布するなど、広く普及啓発を行いました。〔220〕<br>○ジェンダー統計の推進に係る課題検証及び方向性の検討のため、庁内及び他都道府県に対し実施状況調査を行い、国への働きかけの参考としました。〔227〕 |                                    |                            |                   |                     |                    |                              |
| 目標                        | No.   | 項目                                 | 目標値(目標年度)                  | 2019年度実績値         | 2018年度実績値           | 2017年度実績値          | 第4次プラン策定時(年度)                |
|                           | 1   | 女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率(対象:県内19市・14町村) | 市 100%<br>町村 70%<br>(2022) | 市73.7%<br>町村42.9% | 市 68.4%<br>町村 35.7% | 市 42.1%<br>町村 7.1% | 市 42.1%<br>町村 7.1%<br>(2016) |
| 目標達成状況                    | ○目標「女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率」は、市、町村共に、2019年度実績値が前年度よりも増加しています。   |                                    |                            |                   |                     |                    |                              |

| 参考数値 | No. | 項目                            | 2019年度実績値          | 2018年度実績値          | 2017年度実績値          | 第4次プラン策定時(年度)                   |
|------|-----|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
|      | 1   | 男女共同参画基本計画の策定率(対象:県内19市・14町村) | 市 100%<br>町村 92.9% | 市 100%<br>町村 85.7% | 市 100%<br>町村 71.4% | 市 100%<br>町村 71.4%<br>(2016.12) |

**【「重点目標5 推進体制の整備・強化」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】**

重点目標5は、「女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率」の実績値が伸びてきており、概ね順調に進められている。今後、計画未策定の市町村に対しては、講座開催や策定効果の周知などが必要と考える。市町村は男女共同参画基本計画の改定をする際に女性活躍推進法に基づく推進計画と一体化した計画にすることが現実的であり、県は、市町村の基本計画改定スケジュールを念頭において個別に働きかけてほしい。

## 4 2018（平成30）年度事業実績及び2019（令和元）年度事業計画

※太枠、ゴシック体は、かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)における重点目標ごとの主な取組み事業  
※グレーは再掲事業

| 通し番号                                | 局名        | 所管所属名                         | 再掲通し番号   | 事業の名称                | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績  | 2019(R元)年度事業計画   |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------|----------|----------------------|---|--|--|
| <b>重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画</b>       |           |                               |          |                      |   |  |  |
| <b>施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画</b>  |           |                               |          |                      |   |  |  |
| <b>①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画</b> |           |                               |          |                      |   |  |  |
| 1                                   | 福祉子どもみらい局 | ①人権男女共同参画課<br>②かながわ男女共同参画センター |          | 議会における女性参画への理解促進     | 政治分野における女性の参画を促進するため、地方議会における女性参画の意義について理解を促進する。  | ・県内議会における女性議員の割合について、情報提供した。<br>・クオータ制について、調査研究報告書(平成27・28年度)のホームページ掲載等による周知を行った。                        | ・県内議会における女性議員の割合について、情報提供する。<br>・クオータ制について、調査研究報告書(平成27・28年度)のホームページ掲載等による周知を行う。                         |
| 2                                   | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課                     |          | 審議会等委員への女性の参画推進      | 男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員を男女の均衡がとれた構成とすることを旨とし、「第10次審議会等の女性委員の登用計画」に基づき、審議会等委員への女性の登用を推進する。  | ・第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を策定した。<br>・審議会等における女性登用の実態調査を実施した。  | ・第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を推進する。<br>・審議会等における女性登用の実態調査を実施する。  |
| 3                                   | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター                | 11       | 男女共同参画を促進するための人材育成   | 政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性の政策立案能力の向上等を支援する講座を実施する。   | 女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施(参加者47名)   | 女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施   |
| 4                                   | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター                |          | 社会参画状況調査             | 当センターで実施した、社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」(平成26年度まで「江の島塾」)の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。  | 社会参画状況調査の実施<br>基準日 毎年12月1日   | 社会参画状況調査の実施<br>基準日 毎年12月1日   |
| 5                                   | 総務局       | 人事課                           |          | 県職員の育児休業復業者支援研修      | キャリア選択型人事制度や育児支援制度等の理解を深めるとともに、組織の中で自らの果たす役割を再確認し、仕事・育児・家庭のバランスに配慮した自らのキャリアプランについて考え、復業後のキャリア開発の計画を策定する。  | 育児休業復業者支援研修を実施   | 育児休業復業者支援研修を実施   |
| 6                                   | 総務局       | 人事課                           | 23       | 県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進 | 平成28年4月策定の「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、女性職員の幹部職員における割合の目標値を平成32年度を目標に20%にするとしている。県女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を積極的に進めるため、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議」を開催し、職域拡大や管理職の登用にに向けた意識の醸成を図る。 | 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議の開催                                      | 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議の開催                                      |
| 7                                   | 政策局       | 市町村課                          |          | 性別によらない職員交流の実施       | 女性の職域を拡大し、人材育成を図るため、市町村と協力しながら性別によらない交流職員の選定を図ることにより、市町村との職員交流を実施する。  | ・県から派遣する交流職員に係る市町村の希望の照会から性別要件を除外<br>・これまで女性職員の受入実績のない市町村に対する受入拡大の提唱<br>・市町村から派遣される交流職員について、性別によらない選定を推奨 | ・県から派遣する交流職員に係る市町村の希望の照会から性別要件を除外<br>・これまで女性職員の受入実績のない市町村に対する受入拡大の提唱<br>・市町村から派遣される交流職員について、性別によらない選定を推奨 |
| 8                                   | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター                | 10<br>22 | 女性人材情報等の提供           | 審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。   | かながわ男女共同参画支援サイトの運用   | かながわ男女共同参画支援サイトの運用   |

| 通し番号                              | 局名        | 所管所属名          | 再掲通し番号                 | 事業の名称                 | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画   |
|-----------------------------------|-----------|----------------|------------------------|-----------------------|---|---|--|
| <b>②民間における政策・方針決定過程への女性参画</b>     |           |                |                        |                       |   |   |  |
| 9                                 | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター |                        | 男女共同参画を促進するための人材育成    | 管理職を目指す女性を対象に、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶ講座を実施するほか、女性を部下に持つ男性管理職を対象に、「無意識の遠慮」、「過度な配慮」をせず、個人の資質や実情に合わせたマネジメントスキルを学ぶ講座を実施する。  | ・女性管理職育成セミナーの実施(第1回/36名、第2回/30名)<br>・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの実施(第1回/35名、第2回/32名)  | ・女性管理職育成セミナーの実施<br>・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの実施<br>・女性トップマネジメント養成セミナー   |
| 10                                | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 8<br>22                | 女性人材情報等の提供            | 審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を發揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。   | かながわ男女共同参画支援サイトの運用  | かながわ男女共同参画支援サイトの運用   |
| 11                                | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 3                      | 男女共同参画を促進するための人材育成    | 政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性の政策立案能力の向上等を支援する講座を実施する。   | 女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施(参加者47名)  | 女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施   |
| 12                                | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 14<br>60<br>171<br>221 | かながわ女性の活躍応援団支援事業      | 女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、シンポジウムや啓発講座、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。  | ・全体会議の開催<br>・啓発講座等の実施(16回/2,075名)<br>・かながわ女性の活躍応援団紹介冊子等の作成<br>・サポーター登録の推進(28名(平成31年3月31日時点))                                      | ・全体会議・シンポジウムの開催<br>・啓発講座等の実施<br>・かながわ女性の活躍応援団冊子等の作成<br>・サポーター登録の推進<br>・学生とのコラボ事業   |
| <b>施策の基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍促進</b> |           |                |                        |                       |   |   |  |
| <b>①女性の活躍の推進</b>                  |           |                |                        |                       |   |   |  |
| 13                                | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課      | 73                     | 女性活躍推進法による認定取得業者への加点  | 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。   | 女性活躍推進法第20条における女性活躍に積極的に取組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行った。 | 女性活躍推進法第20条における女性活躍に積極的に取組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行う。 |
| 14                                | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 12<br>60<br>171<br>221 | かながわ女性の活躍応援団支援事業      | 女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、シンポジウムや啓発講座、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。  | ・全体会議の開催<br>・啓発講座等の実施(16回/2,075名)<br>・かながわ女性の活躍応援団紹介冊子等の作成<br>・サポーター登録の推進(28名(平成31年3月31日時点))                                      | ・全体会議・シンポジウムの開催<br>・啓発講座等の実施<br>・かながわ女性の活躍応援団紹介冊子等の作成<br>・サポーター登録の推進<br>・学生とのコラボ事業   |
| 15                                | 産業労働局     | 雇用労政課          | 225                    | 神奈川なでしこブランド事業         | 神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」「なでしこの種」として認定する事業を実施する。 | ・「神奈川なでしこブランド」認定件数: 12件<br>・「なでしこの芽」認定件数: 1件<br>・「なでしこの種」認定件数: 2件   | ・「神奈川なでしこブランド」認定<br>・「なでしこの芽」「なでしこの種」認定  |
| 16                                | 教育局       | 県立図書館          |                        | 生涯学習情報の提供             | 県をはじめ、市町村や生涯学習関係機関・団体の協働による、県立図書館を拠点としたネットワークにより生涯学習情報を提供し、県民の生涯を通じた主体的な学習活動を支援する。  | ・生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の継続運営<br>県内の生涯学習関係機関において開催される生涯学習講座や催し物等、様々な生涯学習情報をインターネットを利用して提供した。                                       | ・生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の継続運営<br>県内の生涯学習関係機関において開催される生涯学習講座や催し物等、様々な生涯学習情報をインターネットを利用して提供する。                                      |
| 17                                | 政策局       | NPO協働推進課       | 218                    | NPO活動への支援や情報提供        | NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。  | NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催   | NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催  |
| <b>②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援</b>   |           |                |                        |                       |   |   |  |
| 18                                | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター |                        | 女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供 | 女性の進出が少ない理工系の分野において、本人の適性と意欲を生かした広い可能性の中で進路選択ができるよう、ホームページ等での情報提供を行う。   | かながわ男女共同参画支援サイトに、国等の理工系女性のロールモデル情報等のリンクを貼ることによる情報提供を実施  | かながわ男女共同参画支援サイトに、国等の理工系女性のロールモデル情報等のリンクを貼ることによる情報提供を実施   |

| 通し<br>番号                    | 局名            | 所管所属名                    | 再掲通<br>し番号       | 事業の名称                            | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画   |
|-----------------------------|---------------|--------------------------|------------------|----------------------------------|--|---|--|
| 19                          | 福祉子ども<br>みらい局 | かながわ男女<br>共同参画セン<br>ター   |                  | かながわリケ<br>ジョ・エンカレ<br>ジプログラム      | 女子中学生・高校生の理系志望<br>(理工系進学・就労、研究職技術<br>職系進学・就労)を促進・支援す<br>るために、かながわ女性の活躍<br>応援団員企業等及びNPO法人<br>日本女性技術者科学者ネット<br>ワークから女性研究者・技術者を<br>講師として学校に派遣する出前<br>講座を実施し、特に理工系の<br>キャリア形成に関する意識啓発<br>や将来の技術者等の育成につ<br>なげる。   | ・進路説明会等を活用した出前<br>講座の実施(6回/541名)  | ・進路説明会等を活用した出前<br>講座の実施  |
| 20                          | 福祉子ども<br>みらい局 | 人権男女共同<br>参画課            | 39<br>165<br>178 | 大学等におけ<br>るライフキャリア<br>教育の支援      | 固定的な性別役割分担意識にと<br>らわれず、個性と適性に合った<br>キャリア(生涯にわたる生き方)を<br>選択できるよう、大学等における<br>ライフキャリア教育を支援する。   | ・高校生向け啓発用視聴覚教材<br>の作成<br>・高校生・大学生向けに啓発冊<br>子等を印刷、配布(高校生向け<br>75,000部/大学生向け 1,500<br>部)<br>・大学へのライフキャリア教育外<br>部講師派遣(派遣回数:5大学に<br>て計7回)<br>・高校におけるライフキャリア出前<br>講座の実施(実施回数:3高校に<br>て計4回) | ・高校生向け啓発冊子を改定<br>・高校生・大学生向けに啓発冊<br>子を印刷、配布<br>・高校にて出前講座をモデル実<br>施<br>・大学向け外部講師派遣<br>・中学生向けライフキャリア教育<br>プログラム・教材の作成 |
| 21                          | 福祉子ども<br>みらい局 | 人権男女共同<br>参画課            | 179              | 男女共同参画<br>教育の推進                  | 子どもの頃から男女共同参画意<br>識を育むため、男女共同参画教<br>育参考資料を作成し、政令市内<br>を除く県内の全小学校に配布す<br>る。   | 男女共同参画教育参考資料「こ<br>んな子いるよね」を、横浜・川崎・<br>相模原市を除く県内の全小学校<br>(5年生を対象)に配布した<br>(30,400部作成、342校に配布)。   | 「こんな子いるよね」を増刷し、県<br>内の小学5年生(横浜市、川崎<br>市、相模原市を除く)に配布す<br>る。   |
| 22                          | 福祉子ども<br>みらい局 | かながわ男女<br>共同参画セン<br>ター   | 8<br>10          | 女性人材情報<br>等の提供                   | 審議会などの女性委員の候補者<br>の選定に当たって参考となる情<br>報、男女共同参画関係団体等の<br>情報及び様々な分野で能力を発<br>揮したい女性を支援するための<br>情報をインターネット等により提<br>供する。  | かながわ男女共同参画支援サイ<br>トの運用  | かながわ男女共同参画支援サイ<br>トの運用   |
| 23                          | 総務局           | 人事課                      | 6                | 県女性職員の<br>職域拡大と管理<br>職への登用<br>推進 | 平成28年4月策定の「次世代育<br>成支援・女性活躍推進に関する<br>職員行動計画」では、女性職員<br>の幹部職員における割合の目標<br>値を平成32年度を目途に20%に<br>している。県女性職員の一層<br>の職域拡大を図るとともに、能<br>力や意欲のある女性の管理職へ<br>の登用を積極的に進めるため、<br>「次世代育成支援対策推進法及<br>び女性の職業生活における活躍<br>の推進に関する法律に基づく特<br>定事業主(神奈川県)行動計画<br>策定・推進委員会議の開催し、<br>職域拡大や管理職の登用に向<br>けた意識の醸成を図る。 | 次世代育成支援対策推進法及<br>び女性の職業生活における活躍<br>の推進に関する法律に基づく特<br>定事業主(神奈川県)行動計画<br>策定・推進委員会議の開催   | 次世代育成支援対策推進法及<br>び女性の職業生活における活躍<br>の推進に関する法律に基づく特<br>定事業主(神奈川県)行動計画<br>策定・推進委員会議の開催                                |
| 24                          | くらし安全防<br>災局  | 消防課                      | 33               | 女性消防団員<br>の加入促進                  | かながわ消防フェア、消防団員<br>へのサービスを提供する店舗・施<br>設の登録等により消防活動のア<br>ピールや消防団員の加入促進を<br>実施する。   | 1 かながわ消防フェア2018の開<br>催:体験イベントの開催<br>2 消防団員加入促進リーフレ<br>ットの作成<br>3 かながわ消防団応援の店登<br>録制度の推進   | 1 かながわ消防フェア2019の開<br>催<br>2 消防団員加入促進リーフレ<br>ットの作成<br>3 かながわ消防団応援の店登<br>録制度の推進                                      |
| 25                          | くらし安全防<br>災局  | 消防学校                     | 34               | 消防分野に関<br>わる女性人材<br>の養成          | 女性消防職団員対象の特別教<br>育を実施する。   | 消防職団員(女性を含む)教育<br>の実施<br>・消防職員特別教育 女性活躍<br>推進研修(平成31年2月18日(月)<br>52名)<br>・消防団員特別教育 女性消防<br>団員等活性化研修(平成31年2<br>月3日(日) 64名)   | 女性消防職団員の活躍推進の<br>ための特別教育を実施する。   |
| 26                          | 政策局           | かながわ県民<br>活動サポート<br>センター | 36               | 災害救援ボラ<br>ンティア支援人<br>材の養成        | 災害救援ボランティアの活動を<br>コーディネートする人材(女性を<br>含む)を育成する取組みを進め<br>る。  | かながわコミュニティカレッジで<br>「災害時ボランティア活動実践ト<br>レーニング」の開催 受講者数21<br>名   | 災害救援ボランティアの活動を<br>コーディネートする人材を育成す<br>る取組みの実施   |
| <b>③農業や商工業分野における女性の参画支援</b> |               |                          |                  |                                  |  |   |  |
| 27                          | 環境農政局         | ①農政課<br>②農地課             |                  | 地域農業に関<br>する方針等へ<br>の女性の参画<br>促進 | 農業委員及び農業協同組合の<br>役員等への女性の登用を促進<br>する。  | 女性登用促進について市町村、<br>関係機関へ周知<実績><br>農業委員390名のうち女性35名<br>農地利用最適化推進委員199<br>名のうち女性1名   | 女性登用促進について市町村、<br>関係機関へ周知  |

| 通し番号 | 局名    | 所管所属名   | 再掲通し番号 | 事業の名称             | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画   |
|------|-------|---------|--------|-------------------|---|---|--|
| 28   | 環境農政局 | 農業振興課   |        | 女性の農業進出促進支援       | 女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるため、女性農業者の経営発展に資する研修を実施するほか、新たに開設するHPなどイメージアップを図り、女性の新規就農及び経営参画を促進する。また、女性のアイデアを活かした新商品開発等に必要経費に対して補助する。 | ・女性農業者の経営発展支援及び経営参画支援研修会の実施(受講生37名)<br>・経営発展に必要な経費を補助するステップアップ支援事業の実施(4件)<br>・女性農業者支援のためのHP運営<br>・就農に興味がある女性に対して農業を体験できるセミナー、ツアー等の実施(参加者のべ35名)<br>・女性農業研修生受け入れ農家に対する支援の実施(1件) | 女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるため、女性農業者の経営発展に資する研修を実施するほか、女性農業者応援サイトの運営、表彰事業の実施などによりイメージアップを図り、女性の新規就農及び経営参画を促進する。また、女性のアイデアを活かした新商品開発等に必要経費に対して補助する。 |
| 29   | 環境農政局 | 農業振興課   |        | 農業分野における男女共同参画の推進 | 関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画に取り組む。  | 関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画を推進   | 関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画に取り組む。   |
| 30   | 産業労働局 | 中小企業支援課 |        | 商工業に携わる女性の活動への支援  | 商工業に携わる女性の資質の向上や、地域の振興発展を図るために、県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会が行う各種研修会などの広域的な取組みに対して助成することにより、商工業に携わる女性の自主的な事業活動を支援する。               | 県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会の活動に対する助成<br>1 研修会・講習会等の開催<br>2 主張発表大会の実施(県商工会女性部連合会)<br>3 会員大会の実施(県商工会議所女性会連合会)  | 県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会の活動に対する助成<br>1 研修会・講習会等の開催<br>2 主張発表大会の実施(県商工会女性部連合会)<br>3 会員大会の実施(県商工会議所女性会連合会)                                     |

#### ④防災分野への女性の参画支援

|    |           |                  |     |                              |  |  |   |
|----|-----------|------------------|-----|------------------------------|--|--|---|
| 31 | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課        | 219 | 男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言 | 県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。   | 随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。   | 随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行う。                               |
| 32 | くらし安全防災局  | 災害対策課            |     | より良い避難所運営に向けた市町村の取組みを支援      | 県避難所マニュアル策定指針を参考に、市町村は男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮する。               | 市町村の避難所マニュアルの策定を支援   | —   |
| 33 | くらし安全防災局  | 消防課              | 24  | 女性消防団員の加入促進                  | かながわ消防フェア2018の開催へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。 | 1 かながわ消防フェア2018の開催:体験イベントの開催<br>2 消防団員加入促進リーフレットの作成<br>3 かながわ消防団応援の店登録制度の推進                          | 1 かながわ消防フェア2019の開催<br>2 消防団員加入促進リーフレットの作成<br>3 かながわ消防団応援の店登録制度の推進 |
| 34 | くらし安全防災局  | 消防学校             | 25  | 消防分野に関わる女性人材の養成              | 女性消防職団員対象の特別教育を実施する。   | 消防職団員(女性を含む)教育の実施<br>・消防職員特別教育 女性活躍推進研修(平成31年2月18日(月)52名)<br>・消防団員特別教育 女性消防団員等活性化研修(平成31年2月3日(日)64名) | 女性消防職団員の活躍推進のための特別教育を実施する。  |
| 35 | くらし安全防災局  | 総合防災センター         |     | 女性防災担い手人材の育成                 | 女性を対象とした防災講座を開催する。   | 女性防災講座の開催<br>平成31年2月2日(土)、6日(水)<br>参加者:20人   | 女性を対象とした防災講座を開催する。  |
| 36 | 政策局       | かながわ県民活動サポートセンター | 26  | 災害救援ボランティア支援人材の養成            | 災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材(女性を含む)を育成する取組みを進める。                    | かながわコミュニティカレッジで「災害時ボランティア活動実践トレーニング」の開催 受講者数21名  | 災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材を育成する取組みの実施                              |

#### 施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画

|    |           |                |                  |                     |  |  |  |
|----|-----------|----------------|------------------|---------------------|--|--|--|
| 37 | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 74               | 男性の家事・育児の促進         | 男性を対象に、子育てなどと仕事の両立や家事への積極的な参加を促し、ワーク・ライフ・バランスを実践する講座を開催する。                 | 男女共同参画推進市町村連携事業等により、仕事と生活の調和の促進をテーマに実施する啓発講座等(市町村等がテーマを決定)において、男性向け講演会・セミナーを実施する。(4回/162名)   | 男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前化する社会的環境を形成するために、「男×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」において、定例会やイベントを実施する。                |
| 38 | 福祉子どもみらい局 | 次世代育成課         | 78               | 男性の育児参画の推進          | 父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。                                    | ・かながわ子ども・子育て支援月間の取組みとして、引き続き父親の育児参画の企画を募集し、参加を呼びかけ<br>・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供  | ・かながわ子ども・子育て支援月間の取組みとして、引き続き父親の育児参画の企画を募集し、参加を呼びかけ<br>・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供        |
| 39 | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課      | 20<br>165<br>178 | 大学等におけるライフキャリア教育の支援 | 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に合ったキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。 | ・高校生向け啓発用視聴覚教材の作成<br>・高校生・大学生向けに啓発冊子等を印刷、配布(高校生向け75,000部/大学生向け1,500部)<br>・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:5大学にて計7回)<br>・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:3高校にて計4回) | ・高校生向け啓発冊子を改定<br>・高校生・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布<br>・高校にて出前講座をモデル実施<br>・大学向け外部講師派遣<br>・中学生向けライフキャリア教育プログラム・教材の作成 |

| 通し番号                                 | 局名                 | 所管所属名              | 再掲通し番号 | 事業の名称              | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績  | 2019(R元)年度事業計画  |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------|--------|--------------------|---|--|---|
| 40                                   | ①総務局<br>②福祉子どもみらい局 | ①人事課<br>②人権男女共同参画課 | 71     | イクボスの推進            | 私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組みを推進する。  | ①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施<br>②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。  | ①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施<br>②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施。   |
| <b>重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現</b> |                    |                    |        |                    |   |  |   |
| <b>施策の基本方向2 職業生活における活躍支援</b>         |                    |                    |        |                    |   |  |   |
| <b>①女性の就業支援</b>                      |                    |                    |        |                    |   |  |   |
| 41                                   | 産業労働局              | 雇用労政課              |        | 女性就業支援事業           | 就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施する。  | ・キャリアカウンセリング 相談件数:541件<br>・女性労働相談 相談件数:143件<br>・女性弁護士相談 相談件数:48件<br>・女性活躍推進に資する就業支援(キャリア・カフェ) 実施回数3回、参加者446人<br>・就職面接用スーツの貸出事業 貸出件数:24件                            | ・キャリアカウンセリング<br>・女性労働相談<br>・女性弁護士相談<br>・女性活躍推進に資する就業支援(キャリア・カフェ)<br>・就職面接用スーツの貸出事業  |
| 42                                   | 産業労働局              | 雇用労政課              | 80     | 仕事と生活の両立の推進        | 仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。  | ・ワーキングマザー両立応援力コンサルティング 実施回数174回、参加者119人<br>・両立応援セミナー 実施回数3回、参加者102人  | ・ワーキングマザー両立応援力コンサルティング<br>・両立応援セミナー   |
| 43                                   | 産業労働局              | 雇用労政課              |        | 女性起業支援事業           | 能力を生かして起業を考える女性のスタートアップを応援するため、起業に関する現状や事例を学ぶ講座等の起業支援を実施する。   | 女性のための起業セミナー 実施回数1回、参加者20人   | 女性のための起業セミナー  |
| 44                                   | 産業労働局              | 産業人材課              |        | 多様な能力開発の実施         | 各県立総合職業技術校及び産業技術短期大学校において、新たに職業に就く者等を対象とした、普通課程の普通職業訓練、専門課程の高度職業訓練、離職者又は在职者を対象とした短期課程の普通職業訓練、専門短期課程の高度職業訓練を実施する。また、女性のライフスタイルに合わせた多様な求職ニーズに応えるため、民間教育訓練機関等の専門性を生かした訓練を実施する。 | 職業訓練の実施<br>受講者数<br>1 専門課程訓練:5コース 353人<br>2 普通課程訓練:14コース 320人<br>3 短期課程訓練:17コース 677人<br>4 在职者訓練:514コース 4,514人<br>5 在职者専門高度訓練: 105コース 1,291人<br>6 委託訓練:110コース 1,672人 | 職業訓練の実施<br>計画定員<br>1 専門課程訓練:5コース 400人<br>2 普通課程訓練:14コース 390人<br>3 短期課程訓練:17コース 710人<br>4 在职者訓練:405コース 5,315人<br>5 在职者専門高度訓練: 93コース 1,500人<br>6 委託訓練:123コース 2,323人 |
| 45                                   | 福祉子どもみらい局          | 子ども家庭課             | 99     | ひとり親家庭等への就業支援の充実   | ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。   | ○ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村分)<br>○母子家庭等就業・自立支援センター事業<br>・就業支援講座等の実施(①適職発見セミナー7日間・延65名参加、②パソコン教室30日間・延234名参加)<br>・就業相談員の配置<br>○母子家庭自立支援給付事業(高等職業訓練促進給付金)(町村分)15名           | ○ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村分)<br>○母子家庭等就業・自立支援センター事業<br>・就業支援講座等の実施<br>・就業相談員の配置<br>○母子家庭自立支援給付事業(高等職業訓練促進給付金)(町村分)  |
| 46                                   | 福祉子どもみらい局          | 障害福祉課              | 117    | 障がい者の就労移行支援・就労継続支援 | 生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知識・能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援事業と、福祉的就労として生産活動の機会の提供やその他就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の利用を支援する。<br>・就労移行支援に対する負担<br>・就労継続支援に対する負担                          | 就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を市町村に対して負担  | 就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を市町村に対して負担   |
| 47                                   | 福祉子どもみらい局          | 障害福祉課              | 118    | 障害者就業・生活支援センター事業   | 職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在职者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。   | 障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施する。(全障害保健福祉圏域8か所に設置)   | 職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在职者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。   |

| 通し番号                      | 局名        | 所管所属名            | 再掲通し番号           | 事業の名称       | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画  |
|---------------------------|-----------|------------------|------------------|-------------|---|---|---|
| 48                        | 福祉子どもみらい局 | 生活援護課            | 131              | 生活困窮者自立支援事業 | 全県を対象とした生活困窮者自立支援制度の周知や相談支援員の資質の向上等に取り組む。<br>生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。 | ・制度周知用のチラシを30,000部、ポケットティッシュを30,000個作成し、各市町村や関係機関に配布したほか、相談窓口案内用のカードを40,000枚作成し、町村の各窓口にて自立支援機関窓口の利用勧奨を促した。<br>・県内自立支援機関の相談支援員向けの研修の回数を3回から5回に増やすとともに、県内各市の担当課長会議を実施し、法改正に向けた説明や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。<br>・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、支援計画を作成、この支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。  | ・制度周知用のチラシやポケットティッシュ、相談窓口案内用のカードを配布し、制度の周知・利用勧奨を図る。<br>・県内自立支援機関の相談支援員向けの研修をさらに充実させるとともに、県内各市の担当課長会議や担当者会議を実施し、各自立相談支援機関における事業の充実や支援員同士のネットワークづくりに取り組む。<br>・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、支援計画を作成。この支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施する。    |
| 49                        | 産業労働局     | 雇用労政課            | 128              | 外国人労働相談の実施  | かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。   | かながわ労働センター(本所)においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。(451件)   | かながわ労働センター(本所)においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。   |
| 50                        | 産業労働局     | 雇用労政課            | 62               | 若者の就職支援     | 正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。   | ・かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。<br>①キャリアカウンセリング(延べ利用者数7,093人)<br>②就職活動支援セミナー(10回実施、受講者延べ43人)<br>③保護者向けセミナー(2回実施、参加者延べ24人)<br>④多目的ルームを活用したグループワーク(214回実施、受講者延べ935人)<br>⑤職場体験(参加者数42人)<br>⑥就職情報・職業訓練情報の提供<br>⑦職業適性診断 など   | ・かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。<br>①キャリアカウンセリング<br>②就職活動支援セミナー<br>③保護者向けセミナー<br>④多目的ルームを活用したグループワーク<br>⑤職場体験<br>⑥就職情報・職業訓練情報の提供<br>⑦職業適性診断 など   |
| 51                        | 産業労働局     | 雇用労政課            | 63<br>110<br>166 | 中高年齢者の就業支援  | 求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。  | ・シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施<br>①総合相談(キャリアカウンセリング)<br>②専門相談(創業、年金税金など)<br>③適性診断<br>④地域出張相談<br>⑤再就職支援セミナー など<br>・シルバー人材センターの育成指導  | ・シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施<br>①キャリアカウンセリング(総合相談)<br>②専門相談(創業、年金税金など)<br>③適性診断<br>④地域出張相談<br>⑤再就職支援セミナー など<br>・シルバー人材センターの育成指導  |
| 52                        | 産業労働局     | ①雇用労政課<br>②産業人材課 | 122              | 障がい者の雇用促進施策 | 障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。<br>・普及啓発、広報<br>・職場定着の促進<br>・職業能力の開発   | ○障がい者の雇用と職場定着の促進<br>・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座(個別訪問:1,059社、出前講座:50回)<br>・障害者雇用促進に向けフォーラム(回数:1回、参加者数:397人)<br>・障がい者雇用のための企業交流会(回数:6回、参加者数計:122名等)(新規)<br>・精神障がい者雇用企業支援セミナー(回数:2回、参加者数計:44人)<br>・精神障害者職場指導員設置補助金(交付事業者:3事業者)等<br>○職業能力の開発<br>・神奈川県障害者職業能力開発校における職業訓練及び民間教育訓練機関等への委託訓練を実施 | ○障がい者の雇用と職場定着の促進<br>・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座<br>・障害者雇用促進に向けフォーラム<br>・障がい者雇用のための企業交流会<br>・精神障がい者雇用企業支援セミナー<br>・精神障害者職場指導員設置補助金等<br>・障がい者雇用のための企業向けガイドブックの作成<br>・障がい者が働く現場の見学会等<br>○職業能力の開発<br>・神奈川県障害者職業能力開発校における職業訓練及び民間教育訓練機関等への委託訓練を実施 |
| <b>②育児等の基盤整備</b>          |           |                  |                  |             |   |   |   |
| ※小柱全体が重点目標4-施策の基本方向3-①の再掲 |           |                  |                  |             |   |   |   |
| <b>③介護の基盤整備</b>           |           |                  |                  |             |   |   |   |
| ※小柱全体が重点目標4-施策の基本方向3-②の再掲 |           |                  |                  |             |   |   |   |

| 通し番号               | 局名             | 所管所属名                             | 再掲通し番号                 | 事業の名称                     | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績  | 2019(R元)年度事業計画   |
|--------------------|----------------|-----------------------------------|------------------------|---------------------------|--|--|--|
| <b>④就業環境の整備</b>    |                |                                   |                        |                           |  |  |  |
| 53                 | 福祉子どもみらい局      | かながわ男女共同参画センター                    | 230                    | 企業の男女共同参画の取組みの促進(条例届出)    | 男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組みを促進する。  | 県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施(届出事業所605件)  | 県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施   |
| 54                 | 福祉子どもみらい局      | かながわ男女共同参画センター                    | 186                    | 「労働の場における男女共同参画」研修用教材の提供  | 教職員や市町村職員等が労働の場における男女共同参画について理解し、職員、生徒や一般市民に対し普及・啓発を行うことのできる研修用教材を提供する。  | 「労働の場における男女共同参画」について一般向けの研修用教材(Power Point版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供  | 「職場における男女共同参画」について一般向けの研修用教材(Power Point版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供  |
| 55                 | ①②総務局<br>③④教育局 | ①人事課<br>②職員厚生課<br>③教育局総務室<br>④厚生課 |                        | 県職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策     | セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、必要な対策を行う。  | 相談員による相談の実施  | 相談員による相談の実施  |
| 56                 | 産業労働局          | 雇用労政課                             |                        | パートタイム労働者等の雇用管理改善の促進      | 厳しい労働環境に置かれているパートタイマーをはじめとする非正規労働者の労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、パートタイム等労働法の普及啓発を行う。  | 労働講座において「パートタイム等労働法」等をテーマとして取り上げ実施   | 労働講座において「パートタイム等労働法」等をテーマとして取り上げ実施   |
| 57                 | 産業労働局          | 雇用労政課                             |                        | 高校生等へのワークルール等の普及啓発の実施     | 高校生等の若い世代を対象に、労働・雇用に関するきまり(ワークルール)や、働くことの意味や社会人としてのマナーなどに関する理解を促進するため、普及啓発を行う。   | ・冊子「若者労働ガイド」や「若者労働ハンドブック」を活用した、高校生等を対象とする出前労働講座の実施。(128回)<br>・高校生向け労働資料「知っておこう!働くときのルール」の作成、配布(152,500部作成、配布)  | ・冊子「若者労働ガイド」や「若者労働ハンドブック」を活用した、高校生等を対象とする出前労働講座の実施。<br>・高校生向け労働資料「知っておこう!働くときのルール」の作成、配布   |
| 58                 | 産業労働局          | 雇用労政課                             |                        | 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策 | 職場における差別やセクシュアル・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、かながわ労働センター及び同支所において、職員や弁護士などにより労働相談を実施する。   | 相談事業の実施について<br>・平成24年に開始したマザーズハローワーク横浜及び27年7月に開始したマザーズハローワーク相模原内における女性労働相談を含め、各種労働相談を実施<br>・女性労働相談:143件(マザーズハローワーク横浜・相模原内)<br>・街頭労働相談会における女性からの労働相談:619件<br>・労働相談における女性からの労働相談:7,373件<br>・「職場のハラスメント相談強化週間」を設けて、特別相談会5回、講演会を2回開催(特別労働相談における相談件数合計:16件、講演会参加者数259人)<br>・セクシュアル・ハラスメント相談相談件数144件 | 相談事業の実施について<br>・平成24年に開始したマザーズハローワーク横浜及び27年7月に開始したマザーズハローワーク相模原内における女性労働相談を含め、各種労働相談を実施<br>・女性労働相談<br>・街頭労働相談会における女性からの労働相談<br>・労働相談における女性からの労働相談<br>・「職場のハラスメント相談強化週間」を設けて、特別相談会、講演会を開催<br>・セクシュアル・ハラスメント相談 |
| 59                 | 産業労働局          | 雇用労政課                             |                        | マタハラ・パタハラ対策事業             | マタニティハラスメント、パタニティハラスメントなどにより、働きづらくなることのないよう、職場環境整備の推進や、風土の醸成を図る。   | ・妊娠期から復職までの労働関係法規を時系列で記載した企業向けパンフレットのHP掲載<br>・働く女性の応援ハンドブックのHP掲載   | ・妊娠期から復職までの労働関係法規を時系列で記載した企業向けパンフレットのHP掲載<br>・働く女性の応援ハンドブックのHP掲載   |
| 60                 | 福祉子どもみらい局      | かながわ男女共同参画センター                    | 12<br>14<br>171<br>221 | かながわ女性の活躍応援団支援事業          | 女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、シンポジウムや啓発講座、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。 | ・全体会議の開催<br>・啓発講座等の実施(16回/2,075名)<br>・かながわ女性の活躍応援団紹介冊子等の作成<br>・サポーター登録の推進(平成31年3月31日時点)  | ・全体会議・シンポジウムの開催<br>・啓発講座等の実施<br>・かながわ女性の活躍応援団冊子等の作成<br>・サポーター登録の推進<br>・学生とのコラボ事業   |
| <b>⑤安定した就業への支援</b> |                |                                   |                        |                           |  |  |  |
| 61                 | 産業労働局          | 雇用労政課                             | 81                     | 多様な働き方の促進                 | 少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個々人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座等を開催する。  | 労働講座「育児・介護休業法」等をテーマとして取り上げ実施<br>・働き方改革企業担当者交流会実施回数6回、参加者348人<br>・働き方改革アドバイザー派遣6社延べ13回派遣  | 労働講座「育児・介護休業法」等をテーマとして取り上げ実施<br>・働き方改革企業担当者交流会<br>・働き方改革アドバイザー派遣   |

| 通し番号 | 局名    | 所管所属名 | 再掲通し番号           | 事業の名称      | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画  |
|------|-------|-------|------------------|------------|---|---|---|
| 62   | 産業労働局 | 雇用労政課 | 50               | 若者の就職支援    | 正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。 | ・かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。<br>①キャリアカウンセリング(延べ利用者数7,093人)<br>②就職活動支援セミナー(10回実施、受講者延べ43人)<br>③保護者向けセミナー(2回実施、参加者延べ24人)<br>④多目的ルームを活用したグループワーク(214回実施、受講者延べ935人)<br>⑤職場体験(参加者数42人)<br>⑥就職情報・職業訓練情報の提供<br>⑦職業適性診断 など | ・かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。<br>①キャリアカウンセリング<br>②就職活動支援セミナー<br>③保護者向けセミナー<br>④多目的ルームを活用したグループワーク<br>⑤職場体験<br>⑥就職情報・職業訓練情報の提供<br>⑦職業適性診断 など |
| 63   | 産業労働局 | 雇用労政課 | 51<br>110<br>166 | 中高年齢者の就業支援 | 求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。              | ・シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施<br>①総合相談(キャリアカウンセリング)<br>②専門相談(創業、年金税金など)<br>③適性診断<br>④地域出張相談<br>⑤再就職支援セミナー など<br>・シルバー人材センターの育成指導  | ・シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施<br>①キャリアカウンセリング(総合相談)<br>②専門相談(創業、年金税金など)<br>③適性診断<br>④地域出張相談<br>⑤再就職支援セミナー など<br>・シルバー人材センターの育成指導            |

## 施策の基本方向2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造

### ①長時間労働削減と多様な働き方の促進

|    |                      |                            |    |                             |  |  |   |
|----|----------------------|----------------------------|----|-----------------------------|--|--|---|
| 64 | 総務局                  | 人事課                        | 75 | 時間的制約のある職員への職場環境の整備         | ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。   | ・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組の実施<br>・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅勤務(テレワーク)を実施   | ・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組の実施<br>・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅勤務(テレワーク)を実施          |
| 65 | ①総務局<br>②企業局<br>③教育局 | ①人事課<br>②企業局総務室<br>③教育局総務室 | 76 | 総労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着    | 男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。                    | ①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育局の取組の実施<br>①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組を実施  | ①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育局の取組の実施<br>①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組を実施 |
| 66 | 総務局                  | 行政管理課                      | 77 | 県職員の働き方改革の推進                | 長時間労働の是正など、職員のワーク・ライフ・バランスを実現することで、職員一人ひとりがいきいきと働き、笑いがあふれるような職場環境をつくり、質の高い県民サービスの提供につなげる。                    | ・30年度取組方針に基づく取組(長時間労働の是正、業務改善の推進、組織的なマネジメントの徹底、職場環境の整備等)を推進した。<br>・働き方改革推進本部(4回)および調整部会(7回)を開催した。  | ・令和元年度取組方針に基づく取組(長時間労働の是正、業務改善の推進、職員の未病改善、職場環境の整備等)を推進する。<br>・働き方改革推進本部および調整部会を開催する。          |
| 67 | 産業労働局                | 雇用労政課                      |    | 労働時間の短縮                     | 仕事と家庭の両立を図るため、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づき、情報提供や普及啓発を行うことにより、労働時間等の設定改善を促進する。                                  | 講演会等を活用した労働時間等の設定改善の情報提供、普及啓発<br>・働き方改革企業担当者交流会実施回数6回、参加者348人<br>・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営  | ・働き方改革企業担当者交流会<br>・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営                            |
| 68 | 産業労働局                | 雇用労政課                      | 82 | かながわ働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)の取組み | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスへの取組を応援するためのさまざまな情報を提供する。 | ○県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営<br>○九都県市の共同取組み<br>8月1日(水)に九都県市が率先して一斉定時退庁を実施<br>○企業支援<br>・働き方改革の手引きの作成 作成部数95,000部<br>・中小企業働き方改革相談会 実施回数17回 | ○県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営<br>○九都県市の共同取組み<br>○企業支援<br>・中小企業働き方改革相談会     |

| 通し番号                  | 局名                   | 所管所属名                      | 再掲通し番号 | 事業の名称                     | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績  | 2019(R元)年度事業計画   |
|-----------------------|----------------------|----------------------------|--------|---------------------------|--|--|--|
| 69                    | 産業労働局                | 雇用労政課                      | 83     | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組む。  | ・働き方改革アドバイザー派遣6社延べ13回派遣<br>・働き方改革企業担当者交流会実施回数6回、参加者348人<br>・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営<br>・九都県市の共同取組み<br>8月1日(水)に九都県市が率先して一斉定時退庁を実施<br>・政労使一体の働き方改革フォーラム<br>参加者:84名 | ・働き方改革アドバイザー派遣<br>・働き方改革企業担当者交流会<br>・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営<br>・九都県市の共同取組み<br>・政労使一体の働き方改革フォーラム           |
| 70                    | 産業労働局                | 雇用労政課                      | 84     | テレワーク導入促進事業               | 柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、テレワーク体験セミナーの開催やアドバイザー派遣により、テレワークを導入する中小企業等を支援する。  | ・テレワーク体験セミナー実施回数4回、参加者88人<br>・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣派遣実績:5社   | ・テレワーク体験セミナー<br>・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣<br>・イベント等における体験・PRコーナー<br>・テレワークの導入のためのマニュアル作成  |
| <b>②両立支援のための取組み促進</b> |                      |                            |        |                           |  |  |  |
| 71                    | ①総務局<br>②福祉子どもみらい局   | ①人事課<br>②人権男女共同参画課         | 40     | イクボスの推進                   | 私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組みを推進する。   | ①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施<br>②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。  | ①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施<br>②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施。  |
| 72                    | 教育局                  | 生涯学習課                      | 226    | 家庭教育協力事業者連携事業             | 職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭教育力向上を支援する。<br>・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配布するほか、子ども職場参観等を実施<br>・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報 | 家庭教育協力事業者連携事業を実施した。  | 家庭教育協力事業者連携事業を実施する。  |
| 73                    | 福祉子どもみらい局            | 人権男女共同参画課                  | 13     | 女性活躍推進法による認定取得業者への加点      | 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。  | 女性活躍推進法第20条における女性活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行った。   | 女性活躍推進法第20条における女性活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行った。 |
| 74                    | 福祉子どもみらい局            | かながわ男女共同参画センター             | 37     | 男性の家事・育児の促進               | 男性を対象に、子育てなどと仕事の両立や家事への積極的な参加を促し、ワーク・ライフ・バランスを実践する講座を開催する。   | 男女共同参画推進市町村連携事業等により、仕事と生活の調和の促進をテーマに実施する啓発講座等(市町村等がテーマを決定)において、男性向け講演会・セミナーを実施する。(4回/162名)   | 男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前化する社会的環境を形成するために、「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」において、定例会やイベントを実施  |
| 75                    | 総務局                  | 人事課                        | 64     | 時間的制約のある職員への職場環境の整備       | ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。   | ・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施<br>・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅勤務(テレワーク)を実施  | ・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施<br>・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅勤務(テレワーク)を実施  |
| 76                    | ①総務局<br>②企業局<br>③教育局 | ①人事課<br>②企業局総務室<br>③教育局総務室 | 65     | 総務労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着 | 男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。  | ①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育局の取組みの実施<br>①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組みを実施  | ①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育局の取組みの実施<br>①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組みを実施                                    |
| 77                    | 総務局                  | 行政管理課                      | 66     | 県職員の働き方改革の推進              | 長時間労働の是正など、職員のワーク・ライフ・バランスを実現することで、職員一人ひとりがいきいきと働き、笑いがあふれるような職場環境をつくり、質の高い県民サービスの提供につなげる。  | ・30年度取組方針に基づく取組(長時間労働の是正、業務改善の推進、組織的なマネジメントの徹底、職場環境の整備等)を推進した。<br>・働き方改革推進本部(4回)および調整部会(7回)を開催した。  | ・令和元年度取組方針に基づく取組(長時間労働の是正、業務改善の推進、職員の未病改善、職場環境の整備等)を推進する。<br>・働き方改革推進本部および調整部会を開催する。   |
| 78                    | 福祉子どもみらい局            | 次世代育成課                     | 38     | 男性の育児参画の推進                | 父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。  | ・かながわ子ども・子育て支援月間の取組みとして、引き続き父親の育児参画の企画を募集し、参加を呼びかけ<br>・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供  | ・かながわ子ども・子育て支援月間の取組みとして、引き続き父親の育児参画の企画を募集し、参加を呼びかけ<br>・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供                                    |

| 通し番号 | 局名        | 所管所属名  | 再掲通し番号 | 事業の名称                       | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績  | 2019(R元)年度事業計画   |
|------|-----------|--------|--------|-----------------------------|--|--|--|
| 79   | 福祉子どもみらい局 | 次世代育成課 | 198    | 県条例による企業の子育て支援の促進           | 県条例に基づき、子育て支援の取組みを進める企業の認証制度に取り組む。   | 従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図る。  | 従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図る。  |
| 80   | 産業労働局     | 労政福祉課  | 42     | 仕事と生活の両立の推進                 | 仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。   | ・ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数174回、参加者119人<br>・両立応援セミナー 実施回数3回、参加者102人  | ・ワーキングマザー両立応援カウンセリング<br>・両立応援セミナー  |
| 81   | 産業労働局     | 雇用労政課  | 61     | 多様な働き方の促進                   | 少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個々人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座等を開催する。                              | 労働講座「育児・介護休業法」等をテーマとして取り上げ実施<br>・働き方改革企業担当者交流会 実施回数6回、参加者348人<br>・働き方改革アドバイザー派遣 6社延べ13回派遣  | ・労働講座「育児・介護休業法」等をテーマとして取り上げ実施<br>・働き方改革企業担当者交流会<br>・働き方改革アドバイザー派遣  |
| 82   | 産業労働局     | 雇用労政課  | 68     | かながわ働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)の取組み | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切に作る働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスへの取組を応援するためのさまざまな情報を提供する。 | ○県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営<br>○九都府市の共同取組み<br>8月1日(水)に九都府市が率先して一斉定時退庁を実施<br>○企業支援<br>・働き方改革の手引きの作成 作成部数95,000部<br>・中小企業働き方改革相談会 実施回数17回                             | ○県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営<br>○九都府市の共同取組み<br>○企業支援<br>・中小企業働き方改革相談会                                |
| 83   | 産業労働局     | 雇用労政課  | 69     | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発   | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組む。  | ・働き方改革アドバイザー派遣 6社延べ13回派遣<br>・働き方改革企業担当者交流会 実施回数6回、参加者348人<br>・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営<br>・九都府市の共同取組み<br>8月1日(水)に九都府市が率先して一斉定時退庁を実施<br>・政労使一体の働き方改革フォーラム(参加者:84名) | ・働き方改革アドバイザー派遣<br>・働き方改革企業担当者交流会<br>・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営<br>・九都府市の共同取組み<br>・政労使一体の働き方改革フォーラム |
| 84   | 産業労働局     | 雇用労政課  | 70     | テレワーク導入促進事業                 | 柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、テレワーク体験セミナーの開催やアドバイザー派遣により、テレワークを導入する中小企業等を支援する。                        | ・テレワーク体験セミナー 実施回数4回、参加者88人<br>・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣 派遣実績:5社   | ・テレワーク体験セミナー<br>・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣<br>・イベント等における体験・PRコーナー<br>・テレワークの導入のためのマニュアル作成                                    |

### 重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし

#### 施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶

##### ①配偶者等からの暴力防止／②配偶者等からの暴力被害者への支援

|    |           |           |  |                  |   |   |   |
|----|-----------|-----------|--|------------------|---|---|---|
| 85 | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課 |  | 配偶者等からの暴力総合対策の推進 | 配偶者暴力防止法に基づき策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」を着実に推進するとともに、配偶者等からの暴力被害者を迅速、適切に支援するため、市町村における取組みへの支援、配偶者暴力相談支援センターにおける相談・一時保護体制の充実強化、被害者の自立支援拠点体制の整備等を行う。 | 「かながわDV防止・被害者支援プラン」(H26策定)に則した取組みの実施した。<br>「かながわDV防止・被害者支援プラン」改定作業を行った。<br>コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」を活用し、家族・友人関係、経済的な問題等、女性の抱えるさまざまな悩みに関する相談に対応する「かながわ女性のための相談LINE」を2週間試行的に実施し、691件の相談に対応 | 「かながわDV防止・被害者支援プラン」(H30策定)に則した取組みを実施する。<br>コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」を活用し、DV・デートDVに悩む県内女性からの相談を受け付ける窓口を設置する。 |
|----|-----------|-----------|--|------------------|---|---|---|

##### ③犯罪被害者等に対する支援

|    |           |                      |  |                            |                      |  |  |
|----|-----------|----------------------|--|----------------------------|----------------------|--|--|
| 86 | 福祉子どもみらい局 | ①人権男女共同参画課<br>②女性相談所 |  | 人身取引(トラフィッキング)被害者への支援対策の推進 | 人身取引被害者への支援対策を推進する。  | 人身取引被害者の一時保護、支援の充実   | 人身取引被害者の一時保護、支援の充実                     |
| 87 | 福祉子どもみらい局 | 子ども家庭課               |  | 児童に対する性的虐待防止対策の推進          | 児童に対する性的虐待防止対策を推進する。 | ・児童に対する性的虐待の被害確認の実施。<br>・面接者の養成研修を実施(1回)。<br>・被害児童の心理的ケアを実施。 | ・児童に対する性的虐待の被害確認、面接者の養成<br>・被害児童の心理的ケア |

| 通し番号 | 局名                                 | 所管所属名  | 再掲通し番号 | 事業の名称                           | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画   |
|------|------------------------------------|--|--------|---------------------------------|---|---|--|
| 88   | くらし安全防災局                           | くらし安全交通課   |        | 犯罪被害者等への支援の提供                   | 警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供する。  | ・かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、犯罪被害者等への総合的な支援の提供<br>・犯罪被害者等への総合相談<br>・弁護士による法律相談<br>・臨床心理士等によるカウンセリング<br>・生活資金貸付<br>・一時的な住居の提供等<br>・付添い支援  | ・かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、犯罪被害者等への総合的な支援の提供<br>・犯罪被害者等への総合相談<br>・弁護士による法律相談<br>・臨床心理士等によるカウンセリング<br>・生活資金貸付<br>・一時的な住居の提供等<br>・付添い支援   |
| 89   | くらし安全防災局                           | くらし安全交通課   |        | 犯罪被害者等への支援を行う人材の育成              | 犯罪被害者等への支援を行う人材の育成を実施する。  | ・犯罪被害者等支援ボランティア養成講座(上級)の開催<br>・支援ボランティアの募集・管理・育成  | ・犯罪被害者等支援ボランティア養成講座(上級)の開催<br>・支援ボランティアの募集・管理・育成   |
| 90   | くらし安全防災局                           | くらし安全交通課   |        | 犯罪被害者等への理解の促進                   | 犯罪被害者等への理解を促進する講座等を通じて、犯罪被害者等についての理解の促進を図る。   | ・市町村と協働して、犯罪被害者等理解促進協働講座を開催<br>・大学、事業所等における、犯罪被害者等への理解を促進するための犯罪被害者等の講演やDVDを活用した犯罪被害者等理解促進講座を実施<br>・犯罪被害者等支援キャンペーンを実施   | ・市町村と協働して、犯罪被害者等理解促進協働講座を開催<br>・大学、事業所等における、犯罪被害者等への理解を促進するための犯罪被害者等の講演やDVDを活用した犯罪被害者等理解促進講座を実施<br>・犯罪被害者等支援キャンペーンを実施  |
| 91   | くらし安全防災局                           | くらし安全交通課   |        | 性犯罪・性暴力の被害者への相談体制の充実            | 性犯罪・性暴力の被害者等に対し、適切な時に適切な支援をワンストップで受けられるよう、かながわ(かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター)における24時間365日対応の電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援などを行う。                      | ワンストップ支援センターとして、電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援等を実施する。  | ワンストップ支援センターとして、電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援等を実施する。   |
| 92   | ①くらし安全防災局<br>②③福祉子どもみらい局<br>④⑤警察本部 | ①くらし安全交通課<br>②人権男女共同参画課<br>③青少年課<br>④少年育成課(JKビジネス)<br>⑤生活保安課(AV出演強要) |        | いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等対策 | いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する取組み  | ①②③:内閣府啓発サイト(いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト)の周知<br>③:改正後の青少年保護育成条例に基づく「JKビジネス」営業への立入調査・指導の実施<br>・青少年、保護者等への周知啓発<br>④:いわゆる「JKビジネス」営業で働く18歳未満の少年に対する積極的な補導活動の推進<br>・関係法令に基づく積極的な立入調査の実施<br>・教育・啓発の強化<br>・相談体制の充実<br>⑤:スカウトに対する警告活動等の推進<br>・教育・啓発の強化<br>・相談体制の充実 | ③:内閣府啓発サイト(いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト)の周知<br>・青少年保護育成条例に基づく「JKビジネス」営業への立入調査・指導の実施<br>・青少年、保護者等への周知啓発<br>④:いわゆる「JKビジネス」営業で働く18歳未満の少年に対する積極的な補導活動の推進<br>・関係法令に基づく積極的な立入調査の実施<br>・教育・啓発の強化<br>・相談体制の充実<br>⑤:スカウトに対する警告活動等の推進<br>・教育・啓発の強化<br>・相談体制の充実 |
| 93   | 警察本部                               | 警務部警務課被害者支援室   |        | 犯罪被害者等への支援                      | 殺人、強盗、強制性交等の身体犯事件や死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等に対して、事件発生直後の初期段階より、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動を実施する。   | ・捜査活動や病院等への付き添い<br>・刑事手続きや各種支援制度の説明<br>・捜査過程における要望・意見の聴取<br>・心理員によるカウンセリングの実施   | ・捜査活動や病院等への付き添い<br>・刑事手続きや各種支援制度の説明<br>・捜査過程における要望・意見の聴取<br>・心理員によるカウンセリングの実施  |
| 94   | 警察本部                               | 警務部警務課被害者支援室   |        | 関係機関・団体との連携による犯罪被害者等への支援の充実     | 犯罪被害者を総合的に支援するため、神奈川県、NPO法人神奈川県被害者支援センターと連携して「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営している。また、関係機関・団体との緊密な連携により、効果的な支援活動を推進するため、警察本部において神奈川県被害者支援連絡協議会を構築している。 | 神奈川県被害者支援連絡協議会第21回定期総会を開催して、関係機関・団体と連携した被害者支援の強化を図った。   | 神奈川県被害者支援連絡協議会第22回定期総会を開催して、関係機関・団体と連携した被害者支援の強化を図る。   |
| 95   | 警察本部                               | 捜査第一課  |        | 性犯罪対策                           | 性犯罪捜査において、女性警察官を積極的に活用するとともに、被害者等の心情に配慮した対応を行う。   | ・性犯罪において女性警察官を積極的に活用した。<br>・性犯罪被害に関する電話相談を実施した。   | ・性犯罪における女性警察官の活用の実施<br>・性犯罪被害に関する電話相談の実施   |

| 通し番号 | 局名        | 所管所属名                | 再掲通し番号 | 事業の名称          | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績  | 2019(R元)年度事業計画   |
|------|-----------|----------------------|--------|----------------|---|--|--|
| 96   | 警察本部      | 各相談窓口                |        | 県警広報啓発活動の推進    | 被害相談窓口を広く県民に知らせるため、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、県の広報紙等による広報活動を行う。<br>・被害相談窓口広報用のポスターを警察署、交番、駅等に掲示<br>・被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布<br>・県警ホームページに「被害相談窓口のご案内」のページを掲載<br>・県警本部庁舎正面脇の電光掲示板に被害相談窓口を表示<br>・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施 | 被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布する。<br>・県警ホームページに「被害相談窓口のご案内」のページを掲載<br>・県警本部庁舎正面脇の電光掲示板に被害相談窓口を表示<br>・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施し、相談窓口を広く県民に知らせ、広報啓発活動の推進に努めた。                 | 被害相談窓口広報用のポスターを警察署、交番、駅等に掲示する。<br>・被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布する。<br>・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施し、相談窓口を広く県民に知らせ、広報啓発活動の推進に努める。 |
| 97   | 警察本部      | 各相談窓口                |        | 犯罪被害者等からの相談の実施 | 少年相談・保護センター、ユーステレホンコーナー、子ども安全110番、悪質商法110番、電車内痴漢等迷惑行為相談所、性犯罪110番、暴力団からの不当要求拒絶コール、交通相談センター等の各相談窓口を設置し、犯罪被害者からの相談に応じる。  | 警察本部の各相談窓口での相談受理を行った。<br>【相談受理件数】<br>・少年相談・保護センター 3,203件<br>・ユーステレホンコーナー 348件<br>・子ども安全110番 41件<br>・悪質商法110番 367件<br>・電車内痴漢等迷惑行為相談所 609件<br>・性犯罪110番 150件<br>・暴力団からの不当要求拒絶コール 369件<br>・交通相談センター 2,326件 | 継続して警察本部の各相談窓口での相談受理を行う。   |
| 98   | 福祉子どもみらい局 | ①人権男女共同参画課<br>②女性相談所 | 129    | 女性保護事業の実施      | 関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。   | 一時保護、自立支援の実施   | 一時保護、自立支援の実施   |

## 施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援

### ①ひとり親家庭に対する支援

|     |           |        |    |  |   |  |  |
|-----|-----------|--------|----|--|---|--|--|
| 99  | 福祉子どもみらい局 | 子ども家庭課 | 45 | ひとり親家庭等への就業支援の充実                         | ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。 | ○ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村分)<br>○母子家庭等就業・自立支援センター事業<br>・就業支援講座等の実施(①適職発見セミナー7日間・延65名参加、②パソコン教室30日間・延234名参加)<br>・就業相談員の配置<br>○母子家庭自立支援給付事業(高等職業訓練促進給付金)(町村分)15名 | ○ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村分)<br>○母子家庭等就業・自立支援センター事業<br>・就業支援講座等の実施<br>・就業相談員の配置<br>○母子家庭自立支援給付事業(高等職業訓練促進給付金)(町村分) |
| 100 | 福祉子どもみらい局 | 子ども家庭課 |    | ひとり親家庭等への経済的支援の充実                        | ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の母、父子家庭の父、児童又は寡婦に対し、福祉資金の貸付や医療費の助成を行う。                    | ・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施<br>実施市町村 33市町村<br>・母子父子寡婦福祉資金の貸付 933件   | ・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施<br>実施市町村 33市町村<br>・母子父子寡婦福祉資金の貸付  |
| 101 | 福祉子どもみらい局 | 子ども家庭課 |    | ひとり親家庭への支援策の周知                           | ひとり親家庭を対象とした各種支援策を周知するため、ひとり親家庭へ配布するリーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」を作成する。                            | 以下の機関よりひとり親家庭へ配布し、各支援策の周知を図る。(22,000部配布)<br>・各市町村ひとり親家庭福祉主管課<br>・公共職業安定所<br>・県保健福祉事務所<br>・県関係各課  | 以下の機関よりひとり親家庭へ配布し、各支援策の周知を図る。(20,000部配布予定)<br>・各市町村ひとり親家庭福祉主管課<br>・公共職業安定所<br>・県保健福祉事務所<br>・県関係各課            |
| 102 | 福祉子どもみらい局 | 子ども支援課 |    | ひとり親家庭への支援情報の提供                          | ひとり親家庭を対象とした総合的な支援情報を提供するポータルサイト「カナ・カモミール」を運営する。  | ポータルサイト「カナ・カモミール」でのひとり親家庭への総合的な支援情報提供  | ポータルサイト「カナ・カモミール」でのひとり親家庭への総合的な支援情報提供  |
| 103 | 福祉子どもみらい局 | 子ども支援課 |    | ひとり親家庭夜間休日電話相談の実施<br>→ひとり親家庭夜間休日SNS相談の実施 | (2018年度まで)ひとり親家庭夜間休日電話相談を実施する。<br>→(2019年度より)ひとり親家庭夜間休日SNS相談を実施する。                        | 電話相談窓口の運営  | ひとり親家庭夜間休日SNS相談を実施する。<br>(電話相談窓口の運営は2018年度で事業廃止)   |
| 104 | 県土整備局     | 公共住宅課  |    | 母子・父子世帯の県営住宅入居における優遇                     | 特に住宅に困窮する母子・父子世帯が、より多く県営住宅へ入居できるよう、20歳未満の子のいる母子・父子世帯が一般世帯向け住宅を申し込んだ場合、抽選時に当選率を優遇する。       | 一般の申込者と比較して、母子・父子世帯は、新築住宅で7倍、あき家で5倍、抽選における当選率を優遇した。  | 一般の申込者と比較して、母子・父子世帯は、新築住宅で7倍、あき家で5倍、抽選における当選率を優遇する。  |

| 通し<br>番号           | 局名            | 所管所属名 | 再掲通<br>し番号      | 事業の名称                                | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画  |
|--------------------|---------------|-------|-----------------|--------------------------------------|--|---|---|
| <b>②高齢女性に対する支援</b> |               |       |                 |                                      |  |   |   |
| 105                | 福祉子ども<br>みらい局 | 地域福祉課 | 116             | 日常生活自立<br>支援事業                       | 県社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用のための支援に係る費用の一部を補助する。   | 福祉サービス利用支援<br>・日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業の実施(県内市町村社会福祉協議会に委託。)等  | 福祉サービス利用支援<br>・日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業の実施(県内市町村社会福祉協議会に委託。)等  |
| 106                | 福祉子ども<br>みらい局 | 地域福祉課 |                 | カラーバリアフ<br>リー推進事業                    | 事業者等に対してカラーバリアフリーに関する普及啓発を図るとともに、色覚障がい当事者による相談窓口の設置やアドバイザーを派遣し、公共的施設の案内板等の色使いに助言をする。   | ・色覚障がい当事者によるカラーバリアフリー相談窓口を設置<br>・色覚障害当事者によるアドバイザーを派遣して、現地での相談・助言を実施<br>・カラーバリアフリーの普及啓発のための講習会を開催<br>・現行のカラーバリアフリー冊子の改訂及び配布  | ・色覚障がい当事者によるカラーバリアフリー相談窓口を設置<br>・色覚障害当事者によるアドバイザーを派遣して、現地での相談・助言を実施<br>・カラーバリアフリーの普及啓発のための講習会を開催  |
| 107                | 福祉子ども<br>みらい局 | 地域福祉課 | 115             | みんなのバリア<br>フリー街づくり<br>条例推進体制<br>整備事業 | 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組みを協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。  | ・バリアフリー街づくり推進県民会議 2回<br>・バリアフリーフェスタかながわ コーナー参加者数延べ1,201人<br>スタンプラリー達成者数221人<br>・バリアフリー街づくり賞 ハード部門3件、ソフト部門1件受賞   | ・バリアフリー街づくり県民会議<br>・バリアフリーフェスタかながわ<br>・バリアフリー街づくり賞  |
| 108                | 福祉子ども<br>みらい局 | 高齢福祉課 |                 | 地域ケア体制<br>の充実                        | 地域包括ケアシステムの中核機関として地域包括支援センターの設置・運営を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、NPO・ボランティア等と協働を進めるなど地域での支え合いを推進し、地域ケア体制を充実する。  | ・地域包括支援センター設置(市町村)<br>・地域ケア多職種協働推進等事業として<br>①広域的な地域ケア会議:地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行う。<br>②専門職員派遣事業:市町村単独では確保が困難な専門職員を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を行う。              | ・地域包括支援センター設置(市町村)<br>・地域包括ケア推進事業として<br>①広域的な地域ケア会議:地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行う。<br>②専門職員派遣事業:市町村単独では確保が困難な専門職員を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を行う。  |
| 109                | 福祉子ども<br>みらい局 | 高齢福祉課 |                 | 地域支援事業<br>の推進                        | 高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業を支援する。<br>○権利擁護業務(包括的支援事業)・成年後見制度の活用促進<br>・老人福祉施設等への措置の支援<br>・高齢者虐待への対応<br>○任意事業・成年後見制度利用支援事業・地域自立生活支援事業  | 成年後見制度利用支援事業、介護相談員派遣等事業の実施(市町村)   | 成年後見制度利用支援事業、介護相談員派遣等事業の実施(市町村)   |
| 110                | 産業労働局         | 雇用労政課 | 51<br>63<br>166 | 中高年齢者の<br>就業支援                       | 求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。   | ・シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施<br>①総合相談(キャリアカウンセリング)<br>②専門相談(創業、年金税金など)<br>③適性診断<br>④地域出張相談<br>⑤再就職支援セミナー など<br>・シルバー人材センターの育成指導                        | ・シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施<br>①キャリアカウンセリング(総合相談)<br>②専門相談(創業、年金税金など)<br>③適性診断<br>④地域出張相談<br>⑤再就職支援セミナー など<br>・シルバー人材センターの育成指導        |
| 111                | 県土整備局         | 住宅計画課 |                 | 公的賃貸住宅<br>における高齢<br>者に配慮した<br>住宅の整備  | 公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、高齢者に配慮した住宅への改良を進める。  | ・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行う。  | ・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行う。  |
| 112                | 県土整備局         | 住宅計画課 |                 | 高齢者に対す<br>る居住支援の<br>推進               | ・賃貸住宅の家主から、高齢者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供。<br>・民間賃貸住宅への入居を拒まれる高齢者等の住宅確保要配慮者(以下、「要配慮者」という。)の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得し、居住支援活動をとりまく周辺環境を整えることにより、要配慮者の居住の安定確保を促進する。 | ・高齢者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅(セーフティネット住宅)として、212戸の登録を行うとともに、県民への情報提供を行った。<br>・高齢者等の入居支援を行う福祉団体や不動産協力店等の職員等が、賃貸住宅から福祉政策に至る「住まいに関する横断的な知識」を習得することを目的とした講座を実施した。(2回、66名参加) | ・高齢者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅(セーフティネット住宅)の新規登録及び県民への情報提供を継続して行う。<br>・住宅政策及び福祉政策で、居住支援に携わる市町村職員や民間団体等を対象として、市町村職員の居住支援に関する業務における知識習得と意識強化等を図るための講座を開催する。 |
| 113                | 県土整備局         | 公共住宅課 |                 | 県営住宅にお<br>ける高齢者に<br>配慮した住宅<br>の整備    | 高齢者等に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。   | ・新築団地1団地16戸、建替団地1団地34戸、個別改善(段差解消、手すり設置等の設備改善)4団地328戸の整備を行った。  | ・建替団地1団地32戸、個別改善(段差解消、手すり設置等の設備改善)1団地16戸の整備を行う。   |

| 通し番号                   | 局名        | 所管所属名            | 再掲通し番号 | 事業の名称                          | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画   |
|------------------------|-----------|------------------|--------|--------------------------------|--|---|--|
| 114                    | 県土整備局     | 公共住宅課            |        | 高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取り組み | 県営住宅を活用して多世代が居住し、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生する。  | ・空き住戸の活用〔大島団地(相模原市緑区)、上矢部団地(相模原市中央区)、吾妻団地(厚木市)〕<br>・健康団地に取り組む団地住民を対象とした講習会等の開催  | ・空き住戸の活用<br>・健康団地に取り組む団地住民を対象とした講習会等の開催  |
| <b>③障がいのある女性に対する支援</b> |           |                  |        |                                |  |   |  |
| 115                    | 福祉子どもみらい局 | 地域福祉課            | 107    | みんなのバリアフリー街づくり条例推進体制整備事業       | 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組みを協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。                                  | ・バリアフリー街づくり推進県民会議 2回<br>・バリアフリーフェスタかながわ コーナー参加者数延べ1,201人<br>・スタンプラリー達成者数221人<br>・バリアフリー街づくり賞 ハード部門3件、ソフト部門1件受賞  | ・バリアフリー街づくり県民会議<br>・バリアフリーフェスタかながわ<br>・バリアフリー街づくり賞   |
| 116                    | 福祉子どもみらい局 | 地域福祉課            | 105    | 日常生活自立支援事業                     | 県社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用のための支援に係る費用の一部を補助する。   | 福祉サービス利用支援<br>・日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業の実施(県内市町村社会福祉協議会に委託。)等  | 福祉サービス利用支援<br>・日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業の実施(県内市町村社会福祉協議会に委託。)等   |
| 117                    | 福祉子どもみらい局 | 障害福祉課            | 46     | 障がい者の就労移行支援・就労継続支援             | 生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知識・能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援事業と、福祉的就労として生産活動の機会の提供やその他就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の利用を支援する。<br>・就労移行支援に対する負担<br>・就労継続支援に対する負担 | 就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を市町村に対して負担   | 就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を市町村に対して負担  |
| 118                    | 福祉子どもみらい局 | 障害福祉課            | 47     | 障害者就業・生活支援センター事業               | 職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。                                  | 障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施した。(全障がい保健福祉圏域8か所に設置)   | 職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。  |
| 119                    | 福祉子どもみらい局 | 障害福祉課            |        | 障がい児者の相談支援の充実                  | 障がい児者の自立した生活や課題の解決に向けた適切なサービス利用を図るため、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うサービス等利用計画の作成や、その後のモニタリング(必要な見直しなど)を支援する。   | ・障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成やモニタリングに要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付<br>・計画相談支援<br>・障がい児相談支援   | ・障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成やモニタリングに要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付<br>・計画相談支援<br>・障がい児相談支援  |
| 120                    | 福祉子どもみらい局 | 障害福祉課            |        | 障がい児者の居宅生活支援の充実                | 障がい児者が地域で安心して暮らせるよう、必要な障害福祉サービスの利用を支援する。<br>・居宅介護(ホームヘルプサービス)<br>・生活介護等<br>・短期入所(ショートステイサービス)  | ・障がい児者の福祉サービスの利用に要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付<br>・居宅介護(ホームヘルプサービス)<br>・生活介護等<br>・短期入所(ショートステイサービス)   | ・障がい児者の福祉サービスの利用に要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付<br>・居宅介護(ホームヘルプサービス)<br>・生活介護等<br>・短期入所(ショートステイサービス)  |
| 121                    | 福祉子どもみらい局 | 障害福祉課            |        | 障害者地域活動支援センターに対する支援            | 地域で生活する障がい者にとって、最も身近な活動拠点となる地域活動支援センターに対し、その機能をより積極的に果たせるようにするため、市町村を通じて補助する。  | 1 地域活動支援センター機能強化事業(障害者地域生活支援事業費補助(市町村統合補助)の一部)<br>2 市町村事業推進交付金(障害者地域活動支援センター事業)   | 地域で生活する障がい者にとって、最も身近な活動拠点となる地域活動支援センターに対し、その機能をより積極的に果たせるようにするため、市町村を通じて補助する。  |
| 122                    | 産業労働局     | ①雇用労政課<br>②産業人材課 | 52     | 障がい者の雇用促進施策                    | 障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。<br>・普及啓発、広報<br>・職場定着の促進<br>・職業能力の開発  | ○障がい者の雇用と職場定着の促進<br>・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座(個別訪問:1,059社、出前講座:50回)<br>・障害者雇用促進に向けフォーラム(回数:1回、参加者数:397人)<br>・障がい者雇用のための企業交流会(回数:6回、参加者数計:122名等)(新規)<br>・精神障がい者雇用企業支援セミナー(回数:2回、参加者数計:44人)<br>・精神障害者職場指導員設置補助金(交付事業者:3事業者)等<br>○職業能力の開発<br>・神奈川県障害者職業能力開発校における職業訓練及び民間教育訓練機関等への委託訓練を実施 | ○障がい者の雇用と職場定着の促進<br>・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座<br>・障害者雇用促進に向けたフォーラム<br>・精神障がい者雇用企業支援セミナー<br>・精神障害者職場指導員設置補助金等(新規)<br>・障がい者雇用のための企業向けガイドブックの作成<br>・障がい者が働く現場の見学会等<br>○職業能力の開発<br>・神奈川県障害者職業能力開発校における職業訓練及び民間教育訓練機関等への委託訓練を実施 |

| 通し番号 | 局名    | 所管所属名 | 再掲通し番号 | 事業の名称                    | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績                                    | 2019(R元)年度事業計画                                     |
|------|-------|-------|--------|--------------------------|--|--|--|
| 123  | 県土整備局 | 公共住宅課 |        | 県営住宅における障がい者に配慮した住宅の整備   | 障がい者に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。   | ・新築団地1団地4戸、建替団地1団地1戸、個別改善(段差解消)1団地16戸の整備を行った。      | ・個別改善(段差解消、手すりの設置等の設備改善)1団地16戸の整備を行う。              |
| 124  | 県土整備局 | 住宅計画課 |        | 公的賃貸住宅における障がい者に配慮した住宅の整備 | 公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、障がい者に配慮した住宅への改良を進める。 | ・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行う。 | ・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行う。 |

#### ④外国人女性に対する支援

|       |           |                |    |               |   |  |   |
|-------|-----------|----------------|----|---------------|---|--|---|
| 125   | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター |    | 多言語によるDV相談の実施 | 民間団体と連携し、配偶者暴力相談支援センターで多言語によるDV相談を実施する。   | 7ヶ国語相談(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語)   | 今年度も引き続き、外国籍県民等のための「多言語による相談」(英語、中国語、韓国語・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語)を設置して、相談に対応する。  |
| 126   | 国際文化観光局   | 国際課            |    | 多言語情報の提供      | 言葉による情報獲得の障壁をなくすため、外国籍県民にとって、必要な行政情報を多言語や、やさしい日本語で、情報紙やインターネットなどにより提供する。<br>・外国籍県民のための多言語情報紙の発行<br>・ホームページによる多言語情報の提供 | ○多言語情報紙「こんにちは神奈川県」の発行・年3回発行予定・発行部数:1回あたり20,300部・対応言語:英語ほか5言語・配布場所:県機関・市町村等約800箇所<br>○県が提供する多言語情報をホームページに随時掲載する<br>○他課作成の多言語情報出版物の翻訳チェックを行う   | ○多言語情報紙「こんにちは神奈川県」の発行・年3回発行予定・発行部数:1回あたり20,300部・対応言語:英語ほか5言語・配布場所:県機関・市町村等約800箇所<br>○県が提供する多言語情報をホームページに随時掲載する<br>○他課作成の多言語情報出版物の翻訳チェックを行う  |
| 127-1 | 国際文化観光局   | 国際課            |    | 外国籍県民相談の実施    | 外国籍県民の生活を支援するため、相談・助言、情報提供を行う。  | ○外国籍県民一般・法律相談<br>・実施場所:地球市民かながわプラザ、川崎県民センター、県央地域県政総合センター<br>・対応言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語(実施場所により対応言語が異なる)<br>○外国籍県民教育相談・実施場所:地球市民かながわプラザ<br>・対応言語:中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語 | ○外国籍県民一般・法律相談<br>・実施場所:地球市民かながわプラザ、川崎県民センター、県央地域県政総合センター<br>・対応言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語(実施場所により対応言語が異なる)<br>○外国籍県民教育相談・実施場所:地球市民かながわプラザ<br>・対応言語:中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語  |
| 127-2 | 国際文化観光局   | 国際課            |    | 外国籍県民情報支援の実施  | 外国籍県民の生活を支援するため、多言語支援センターを開設運営し、各種事業を実施する。また、災害時等において緊急情報を多言語化して発信する。   | ○多言語支援センターかながわの運営<br>・実施場所:かながわ県民センター13階<br>・対応言語:英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語<br>○外国籍県民を支援する人材を育成する研修の実施<br>○希少言語等専門人材の確保・育成<br>○一般通訳支援<br>○災害時外国籍県民支援                                | ○多言語支援センターかながわの運営<br>・実施場所:かながわ県民センター13階<br>・対応言語:英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、タイ語、韓国・朝鮮語、インドネシア語<br>○外国籍県民を支援する人材を育成する研修の実施<br>○希少言語等専門人材の確保・育成<br>○一般通訳支援<br>○災害時外国籍県民支援 |
| 128   | 産業労働局     | 雇用労政課          | 49 | 外国人労働相談の実施    | かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。   | かながわ労働センター(本所)においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。(451件)  | かながわ労働センター(本所)においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。   |

#### ⑤生活困窮者等の自立に向けた支援

|     |           |                      |    |           |   |               |               |
|-----|-----------|----------------------|----|-----------|---|---------------|---------------|
| 129 | 福祉子どもみらい局 | ①人権男女共同参画課<br>②女性相談所 | 98 | 女性保護事業の実施 | 関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。 | 一時保護、自立支援の実施  | 一時保護、自立支援の実施  |
| 130 | 福祉子どもみらい局 | 女性相談所                |    | 女性電話相談の実施 | 日常生活上、様々な問題を抱える女性のための電話相談業務を実施する。   | 「女性電話相談室」相談受付 | 「女性電話相談室」相談受付 |

| 通し番号                          | 局名                              | 所管所属名                                      | 再掲通し番号     | 事業の名称            | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績  | 2019(R元)年度事業計画   |
|-------------------------------|---------------------------------|--|------------|------------------|---|--|--|
| 131                           | 福祉子どもみらい局                       | 生活援護課                                      | 48         | 生活困窮者自立支援事業      | 全県を対象とした生活困窮者自立支援制度の周知や相談支援員の資質の向上等に取り組む。<br>生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。 | ・制度周知用のチラシを30,000部、ポケットティッシュを30,000個作成し、各市町村や関係機関に配布したほか、相談窓口案内用のカードを40,000枚作成し、町村の各窓口にて自立支援機関窓口の利用勧奨を促した。<br>・県内自立支援機関の相談支援員向けの研修の回数を3回から5回に増やすとともに、県内各市の担当課長会議を実施し、法改正に向けた説明や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。<br>・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、支援計画を作成、この支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。 | ・制度周知用のチラシやポケットティッシュ、相談窓口案内用のカードを配布し、制度の周知・利用勧奨を図る。<br>・県内自立支援機関の相談支援員向けの研修をさらに充実させるとともに、県内各市の担当課長会議や担当者会議を実施し、各自立相談支援機関における事業の充実や支援員同士のネットワークづくりに取り組む。<br>・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、支援計画を作成。この支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施する。   |
| <b>⑥性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援</b> |                                 |  |            |                  |   |  |  |
| 132                           | ①②福祉子どもみらい局<br>③健康医療局<br>④産業労働局 | ①人権男女共同参画課<br>②青少年課<br>③がん・疾病対策課<br>④雇用労政課 | 220        | NPO法人との協働事業の推進   | NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。                                   | ①③④:LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報にかかる県内人権担当者や関係者、関係機関等との調整及びチラシ配布等(③:団体作成の冊子・チラシ600部を64ヶ所へ各2回配布)<br>②:・研修の実施(8月16日県立青少年センター相談員研修)<br>「LGBTの就労における課題と支援」をテーマに自立就労支援者、教職員等59人が参加<br>・行政との意見交換(8月29日子ども・若者支援連携会議(横須賀三浦ブロック))<br>「LGBTの就労における課題」について講義、意見交換を実施。地域の困難を有する若者相談・支援担当者28人が出席        | ①LGBTの子どものための自立・就労支援として次の事業に取り組む。<br>・LGBT理解促進のための普及啓発講座<br>・県内就労期間・企業等への啓発資料の作成・配布<br>・県内自立就労支援機関での就労相談<br>LGBTの子どものための自立・就労支援事業<br>・事業の広報に係る子ども・若者相談支援担当者に対するチラシ配布及び意見交換による啓発活動<br>②LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報に係る子ども・若者相談支援担当者に対するチラシ配布及び意見交換による啓発活動<br>③④:LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報にかかる県内人権担当者や関係者、関係機関等との調整及びチラシ配布等 |
| 133                           | 福祉子どもみらい局                       | 人権男女共同参画課                                  |            | 人権施策推進事業         | 性的マイノリティ(LGBT等)を含めた、人権がすべての人に保障される地域社会の実現のため、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。                    | 性的マイノリティ支援として次の事業を実施した。<br>・派遣型個別専門相談として相談員の派遣 24件<br>・当事者向け交流会の開催 11回<br>・企業向け研修の実施 2回<br>・児童福祉施設の職員向け研修の実施 4回<br>・宿泊施設向け研修の実施 3回   | 派遣型相談事業、交流事業、企業・児童福祉施設の職員・宿泊施設向けの研修事業、性的マイノリティに関する理解を深めるため私立学校向け講師派遣を実施する。   |
| 134                           | 福祉子どもみらい局                       | 青少年センター                                    |            | 子ども・若者総合相談事業     | かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)における電話及び来所相談を実施する。   | 性的マイノリティに関する面接相談を含めて、子ども・若者の悩みについての相談での対応  | 性的マイノリティに関する面接相談を含めて、子ども・若者の悩みについての相談での対応  |
| 135                           | 健康医療局                           | 精神保健福祉センター                                 |            | 電話相談事業           | フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応  | 性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについての電話相談において対応。<br>性的マイノリティに関する相談3件。  | 性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについての電話相談において対応。   |
| 136                           | 教育局                             | 総合教育センター                                   |            | 教育相談事業           | 電話、来所、Eメールによる相談への対応   | 学校や家庭における子どものさまざまな悩みや問い合わせについて、電話相談は6,568件に、来所相談は5,236件に、Eメール相談は84件に対応した。  | 性的マイノリティに関する相談を含めて、学校や家庭における子どものさまざまな悩みや問い合わせに対応する   |
| 137                           | 教育局                             | 行政課  | 190<br>216 | 人権教育指導者養成研修講座の実施 | 人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施  | 県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催  | 県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催  |
| 138                           | 教育局                             | 行政課  | 191        | 人権教育研修講座の実施      | 人権問題に対する正しい理解を深めるために校長、副校長、教頭、人権教育担当者等に研修を実施する  | ・県立学校人権教育研修講座<br>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座<br>・県市町村人権教育担当者研修会  | ・県立学校人権教育研修講座<br>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座<br>・県市町村人権教育担当者研修会  |

| 通し<br>番号                                | 局名    | 所管所属名    | 再掲通<br>し番号 | 事業の名称                  | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画   |
|---|-------|----------|------------|------------------------|--|---|--|
| <b>施策の基本方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援</b> |       |          |            |                        |  |   |  |
| <b>①女性の健康に対する支援</b>                     |       |          |            |                        |  |   |  |
| 139                                     | 健康医療局 | 医療課      |            | 周産期救急医療システムの充実         | ハイリスクの妊婦から新生児までに対応する高度な救急医療体制を確保するため、県内を6ブロックに分けて周産期救急医療システムを整備するとともに、システムに参加する受入病院の運営費に対して助成する。                           | ・周産期救急医療システムの安定的な運用   | ・周産期救急医療システムの安定的な運用  |
| 140                                     | 健康医療局 | 健康増進課    |            | 生涯を通じた女性の健康相談等の充実      | 生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、思春期・更年期等の女性のライフステージに応じた健康に関する相談を実施するとともに、不妊・不育に関する相談体制を整備する。また、健康状態に応じて的確な自己管理を行うことができるよう健康教育を実施する。 | ・思春期の男女・女性の健康相談と健康教育の実施<br>保健福祉事務所・センター(8か所)<br>・専門医及び助産師による不妊・不育専門相談の実施<br>不妊・不育専門相談センター54回(27日)   | 生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、思春期・更年期等の女性のライフステージに応じた健康に関する相談を実施するとともに、不妊・不育に関する相談体制を整備する。また、健康状態に応じて的確な自己管理を行うことができるよう健康教育を実施する。 |
| 141                                     | 健康医療局 | 健康増進課    |            | 妊娠・出産等に対する事業           | ・県ホームページにおける「妊娠SOSかながわ」の運営により、思いがけない妊娠に関する相談窓口等の情報提供を行う。<br>・妊娠・出産の正しい知識の啓発のため、「丘の上のお医者さん」ホームページによる情報提供を行う。                | ・望まない妊娠等相談事業の実施<br>「妊娠SOSかながわ」電話相談(毎週水曜・木曜)<br>・妊娠・出産の正しい知識に関する啓発の実施。<br>特設サイト「丘の上のお医者さん」による情報提供  | ・県ホームページにおける「妊娠SOSかながわ」の運営により、思いがけない妊娠に関する相談窓口等の情報提供を行う。<br>・妊娠・出産の正しい知識の啓発のため、「丘の上のお医者さん」ホームページによる情報提供を行う。                |
| 142                                     | 健康医療局 | 健康増進課    |            | 妊娠・出産に関する知識の普及啓発       | 妊娠・出産に関する知識の普及啓発と、それらを踏まえたトータルのライフプランの構築を支援するために、各保健福祉事務所において、高校、大学や企業などにおける講演会を開催する。                                      | ・妊娠・出産の正しい知識に関する健康教育の実施<br>保健福祉事務所・センター(8か所)  | 妊娠・出産に関する知識の普及啓発と、それらを踏まえたトータルのライフプランの構築を支援するために、各保健福祉事務所において、高校、大学や企業などにおける講演会を開催する。                                      |
| 143                                     | 健康医療局 | 健康増進課    |            | 未病女子対策推進事業             | 若い世代を中心に、痩せすぎや、女性特有のがんの増加など、女性の健康課題に対する関心呼び起こすため、普及啓発イベントの開催やインターネットによる情報発信等を行う。   | ・若い世代を中心とした女性の健康課題に対する普及啓発イベントを開催<br>・「かながわ女性の健康・未病サイト「未病女子navi」」を運用し、健康づくり等に関する情報を発信<br>・県内美容院に普及啓発ポップを設置                                    | ・若い女性の健康課題に対する普及啓発イベントを開催<br>・「かながわ女性の健康・未病サイト「未病女子navi」」を運用し、健康づくり等に関する情報を発信  |
| 144                                     | 健康医療局 | がん・疾病対策課 |            | がん(子宮頸・乳房)予防の推進        | がんを早期発見するために、がん検診の受診促進などの普及啓発やがん検診従事者の研修を行う。   | ・がん検診受診を普及啓発するリーフレットの作成・配布(60,000部)<br>・乳がん検診を普及啓発するイベントの実施(ピンクリボンかながわ2018共催)<br>・がん検診従事者研修の実施(3回)<br>・がん対策推進員制度の運用(2,212人)<br>・がん検診企業研修(20回) | ・がん検診受診を普及啓発するリーフレットの作成・配布<br>・乳がん検診を普及啓発するイベントの実施<br>・がん検診従事者研修の実施<br>・がん対策推進員制度の運用<br>・がん検診企業研修                          |
| 145                                     | スポーツ局 | スポーツ課    | 150        | スポーツ推進計画に基づくスポーツ推進の取組み | スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。  | スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。<br>・3033運動の推進<br>・県民スポーツ月間の設定、関連事業の実施 など   | スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。  |
| 146                                     | 健康医療局 | 健康増進課    | 151        | 未病対策普及啓発事業             | 健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組みを促進するため、未病センターの設置促進やウェブサイトを使った普及啓発等を行う。   | 「かながわ健康長寿ナビサイト」の運営<br>・未病チェックシートの公開<br>・未病改善のための情報提供  | 「かながわ健康長寿ナビサイト」の運営<br>・未病チェックシートの公開<br>・未病改善のための情報提供   |
| 147                                     | 健康医療局 | がん・疾病対策課 | 152        | 自殺対策事業                 | 「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進する。   | ・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催<br>地域部会3回開催<br>・自殺対策に係る庁内会議1回開催   | ・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催予定<br>地域部会3回開催予定<br>・自殺対策に係る庁内会議1回開催予定  |

| 通し<br>番号            | 局名    | 所管所属名      | 再掲通<br>し番号 | 事業の名称                  | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画  |
|---------------------|-------|------------|------------|------------------------|---|---|---|
| 148                 | 健康医療局 | 精神保健福祉センター | 153        | 自殺対策事業                 | 自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。 | ○こころといのちのサポート事業(自殺対策)の実施<br>・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン) 9/10小田原駅東西自由連絡通路 3,000部配付<br>・自殺対策講演会の開催 9/23小田原市保健センター127名参加<br>○かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施 302名受講修了<br>○かながわ自殺対策推進センター事業の実施<br>・ゲートキーパー養成研修 11,881名養成<br>○多職種による包括相談会の実施 19組23名<br>○こころ・つなげよう電話相談事業の実施<br>・こころの電話相談(フリーダイヤル対応)8,797件<br>○うつ病セミナーの実施 3/14大和保健センター287名参加 | ○こころといのちのサポート事業(自殺対策)の実施<br>・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン)<br>・自殺対策講演会の開催<br>○かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施<br>○かながわ自殺対策推進センター事業の実施<br>・ゲートキーパー養成研修<br>○多職種による包括相談会の実施<br>○こころ・つなげよう電話相談事業の実施<br>・こころの電話相談(フリーダイヤル対応)<br>○うつ病セミナーの実施 |
| 149                 | 健康医療局 | 精神保健福祉センター | 154        | 電話相談事業                 | フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応  | ・「こころの電話相談」は、神奈川県の全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施<br>月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)8,797件。<br>・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施<br>月曜日 13時30分から16時30分まで(祝日を除く)177件。   | ・「こころの電話相談」は、神奈川県の全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施<br>月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)<br>・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施<br>月曜日 13時30分から16時30分まで(祝日を除く)   |
| <b>②男性の健康に対する支援</b> |       |            |            |                        |   |   |   |
| 150                 | スポーツ局 | スポーツ課      | 145        | スポーツ推進計画に基づくスポーツ推進の取組み | スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。   | スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。<br>・3033運動の推進<br>・県民スポーツ月間の設定、関連事業の実施 など   | スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。   |
| 151                 | 健康医療局 | 健康増進課      | 146        | 未病対策普及啓発事業             | 健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組みを促進するため、未病センターの設置促進やウェブサイトを使った普及啓発等を行う。  | 「かながわ健康長寿ナビサイト」の運営<br>・未病チェックシートの公開<br>・未病改善のための情報提供  | 「かながわ健康長寿ナビサイト」の運営<br>・未病チェックシートの公開<br>・未病改善のための情報提供  |
| 152                 | 健康医療局 | がん・疾病対策課   | 147        | 自殺対策事業                 | 「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進する。  | ・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催<br>地域部会3回開催<br>・自殺対策に係る庁内会議1回開催   | ・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催予定<br>地域部会3回開催予定<br>・自殺対策に係る庁内会議1回開催予定   |
| 153                 | 健康医療局 | 精神保健福祉センター | 148        | 自殺対策事業                 | 自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。 | ○こころといのちのサポート事業(自殺対策)の実施<br>・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン) 9/10小田原駅東西自由連絡通路 3,000部配付<br>・自殺対策講演会の開催 9/23小田原市保健センター127名参加<br>○かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施 302名受講修了<br>○かながわ自殺対策推進センター事業の実施<br>・ゲートキーパー養成研修 11,881名養成<br>○多職種による包括相談会の実施 19組23名<br>○こころ・つなげよう電話相談事業の実施<br>・こころの電話相談(フリーダイヤル対応)8,797件<br>○うつ病セミナーの実施 3/14大和保健センター287名参加 | ○こころといのちのサポート事業(自殺対策)の実施<br>・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン)<br>・自殺対策講演会の開催<br>○かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施<br>○かながわ自殺対策推進センター事業の実施<br>・ゲートキーパー養成研修<br>○多職種による包括相談会の実施<br>○こころ・つなげよう電話相談事業の実施<br>・こころの電話相談(フリーダイヤル対応)<br>○うつ病セミナーの実施 |
| 154                 | 健康医療局 | 精神保健福祉センター | 149        | 電話相談事業                 | フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応  | ・「こころの電話相談」は、神奈川県の全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)8,797件。<br>・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16時30分まで(祝日を除く)177件。   | ・「こころの電話相談」は、神奈川県の全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)<br>・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16時30分まで(祝日を除く)   |

| 通し番号                      | 局名    | 所管所属名            | 再掲通し番号 | 事業の名称                | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画   |
|---------------------------|-------|------------------|--------|----------------------|---|---|--|
| <b>③エイズ・性感染症等に対する支援</b>   |       |                  |        |                      |   |   |  |
| 155                       | 健康医療局 | 健康危機管理課          |        | エイズ対策促進事業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染予防を推進するため、かながわレッドリボン運動、青少年エイズ・性感染症の予防講演会、啓発イベントなどを実施し、県民のエイズ(性感染症を含む)に関する正しい理解と行動への普及啓発を図る。</li> <li>・HIV感染者・エイズ患者の歯科診療推進のため、医療機関の紹介や研修を行い、県内のHIV歯科診療体制の充実を図る。</li> <li>・HIV感染者・エイズ患者の診療推進のため、研修を行い、医療従事者の意識啓発を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわレッドリボン運動:年3回強化月間を設定し推進を図った</li> <li>・青少年エイズ・性感染症予防講演会:中学・高校にて開催し予防啓発を図った</li> <li>・地域エイズ予防啓発事業:各保健福祉事務所・センターを中心として、地域に根ざした予防啓発を図った</li> <li>・エイズ歯科診療推進事業:医療体制の構築及び歯科診療照会制度の推進を図った(神奈川県歯科医師会委託)</li> <li>・エイズ治療症例研究会開催事業:医療従事者向けの研修を実施し、診療体制の充実を図った(神奈川県医師会委託)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染予防を推進するため、かながわレッドリボン運動、青少年エイズ・性感染症の予防講演会、啓発イベントなどを実施し、県民のエイズ(性感染症を含む)に関する正しい理解と行動への普及啓発を図る。</li> <li>・HIV感染者・エイズ患者の歯科診療推進のため、医療機関の紹介や研修を行い、県内のHIV歯科診療体制の充実を図る。</li> <li>・HIV感染者・エイズ患者の診療推進のため、研修を行い、医療従事者の意識啓発を図る。</li> </ul>  |
| 156                       | 健康医療局 | 健康危機管理課          |        | HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業 | HIV感染の予防及び早期発見や、感染者及びその家族の社会的・精神的問題を軽減するため、即日検査事業やカウンセリングを実施し、HIV・検査相談体制の充実を図る。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍県民エイズ相談 設置数:1カ所(特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター委託)</li> <li>・HIV保健センター設置数:1カ所(健康危機管理課) 要請に応じてカウンセラーを派遣</li> <li>・HIV検査を7カ所で行った 保健福祉事務所・センター5カ所とHIV即日検査センター2カ所</li> </ul>   | HIV感染の予防及び早期発見や、感染者及びその家族の社会的・精神的問題を軽減するため、即日検査事業やカウンセリングを実施し、HIV・検査相談体制の充実を図る。  |
| 157                       | 教育局   | 保健体育課            |        | 性に関する指導・エイズ教育の推進     | 性に関する指導・エイズ教育について研修し、教育の指導力の向上を図る。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・性に関する指導・エイズ教育に関する研修講座の開催</li> <li>小・中・高等学校、特別支援学校の教職員対象</li> <li>12月4日に実施し134名が参加</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・性に関する指導・エイズ教育に関する研修講座の開催</li> <li>小・中・高等学校、特別支援学校の教職員対象</li> <li>12月4日に実施予定</li> </ul>   |
| <b>④「人生100歳時代」に向けた取組み</b> |       |                  |        |                      |   |   |  |
| 158                       | 政策局   | 未来創生課            |        | 「人生100歳時代の設計図」推進事業   | 「人生100歳時代」において、一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、県、市町村、大学、企業、NPO等の多様な主体による「かながわ人生100歳時代ネットワーク」を運営し、中高年齢者の活躍のための仕組みづくり等を行うとともに、県民の意識啓発に向けたフォーラムの開催や情報発信を行う。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「かながわ人生100歳時代ネットワーク」の運営、ネットワーク発の3プロジェクトの推進</li> <li>&lt;3つのプロジェクト&gt;</li> <li>・「カッコいいおとなプロジェクト」多世代交流型イベントの開催に向けた検討会議の実施(4回実施)</li> <li>・「生涯現役マルチライフ推進プロジェクト」セカンドキャリアづくりに向けた企業内研修プログラムの開催(2社で開催)</li> <li>・「ご近所ラボプロジェクト」全5回のプログラミング講座の開催(1回開催)</li> <li>○「かながわ人生100歳時代ポータル」の開設(2019.1.25開設)</li> <li>○大学と連携したフィールドワークの実施</li> <li>・学生による企画提案書の作成</li> <li>○大学と連携したセミナーの開催(4講座開催、延べ80人参加)</li> <li>○フォーラムの開催(165人参加)</li> <li>○ワークショップの開催(5大学で学生向けに実施、延べ65人参加)</li> <li>○マルチに活動している現役世代を掲載した事例集の作成(20,000部)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○かながわ人生100歳時代ネットワークの運営、3つのプロジェクトの推進・展開</li> <li>&lt;3つのプロジェクト&gt;</li> <li>・「カッコいいおとなプロジェクト」</li> <li>・「生涯現役マルチライフ推進プロジェクト」</li> <li>・「ご近所ラボプロジェクト」</li> <li>○かながわ人生100歳時代ポータルの活用推進、PR</li> <li>○かながわ人生100歳時代ネットワークの自走化に向けた新たなプロジェクト「この指とまれプロジェクト」の試行</li> <li>○フォーラムやワークショップの開催</li> <li>○大学と連携したフィールドワークの実施</li> <li>・H30に作成した企画案の実施</li> <li>○大学と連携したセミナーの開催</li> <li>○地域・社会貢献活動に積極的な企業をとりあげた事例集の作成</li> </ul> |
| 159                       | 政策局   | かながわ県民活動サポートセンター | 223    | かながわボランティア活動推進事業     | 「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した事業による支援を通して、公益を目的とした事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を推進する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働事業負担金事業の実施</li> <li>・ボランティア活動補助金事業の実施</li> <li>・ボランティア活動奨励賞事業の実施</li> <li>・ボランティア団体成長支援事業の実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働事業負担金事業の実施</li> <li>・ボランティア活動補助金事業の実施</li> <li>・ボランティア活動奨励賞事業の実施</li> <li>・ボランティア団体成長支援事業の実施</li> </ul>  |
| 160                       | 政策局   | かながわ県民活動サポートセンター | 224    | コミュニティ・カレッジ事業        | 地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組みを行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催講座 22講座実施</li> <li>・連携講座 14講座実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催講座の開催</li> <li>・連携講座の開催</li> </ul>   |

| 通し番号 | 局名        | 所管所属名              | 再掲通し番号          | 事業の名称                 | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画   |
|------|-----------|--------------------|-----------------|-----------------------|---|---|--|
| 161  | 産業労働局     | ①中小企業支援課<br>②産業振興課 |                 | シニア起業家の創出促進           | 人生100歳時代を見据えて、シニア層による起業を積極的に生み出していくため、創業スクールやシニアを対象としたビジネスコンテスト等を開催する。                    | ①②:・ビジネスプラン・ブラッシュアップセミナーの開催(3回開催、参加者:54名)<br>・ビジネスプランコンテストの開催(応募申込み件数:69件)<br>・シニア起業スクールの開催   | ①:(廃止)<br>②:・ビジネスプラン・ブラッシュアップセミナーの開催(3回開催予定)<br>・ビジネスプランコンテストの開催   |
| 162  | 教育局       | 高校教育課              |                 | ハイスクール人材バンク事業         | 学校の教育力の向上を図り、生徒一人ひとりに目の行き届いた教育支援を推進するため、専門的・実践的な知識を有する民間企業経験者や豊富な社会経験を有する地域人材などを活用する。     | サポートティーチャー等の配置  | サポートティーチャー等の配置   |
| 163  | 教育局       | 生涯学習課              |                 | 県立社会教育施設の取組み          | 多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、金沢文庫や生命の星・地球博物館などの県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座を実施するなど、生涯学習を推進する。 | 県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座等を実施する。  | 県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座等を実施した。   |
| 164  | 教育局       | 県立図書館              |                 | 「人生100歳時代」を支える県立図書館事業 | 「人生100歳時代の設計図」における「学び直し」の視点から県立図書館の強みを生かした施策展開をする。  | 就職準備も含め、様々な社会参加の機会に必要となるコミュニケーション力を養う講座①大人の社会科:仕事に生きる“聴く力”講座(入門編)②大人の社会科:仕事に生きる“聴く力”講座(技術編)を開催した。<br>また、「学び直し」にかかる資料は、「自分に相応しいテーマを見つける」ための資料として、各分野の課題や最新状況が判るような入門書や平易な論文集を収集したほか、上記講座の内容に関連した資料を購入した。 | 『人生100歳時代』を学ぶというテーマのもと、「学び直し」のきっかけづくりとなり、受講後県立図書館資料で更に学びを深められる講座を開催する。<br>また、「学び直し」にかかる資料は、「自分に相応しいテーマを見つける」ための資料として、各分野の課題や最新状況が判るような入門書や平易な論文集を収集したほか、上記講座の内容に関連した資料を購入した。 |
| 165  | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課          | 20<br>39<br>178 | 大学等におけるライフキャリア教育の支援   | 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。                | ・高校生向け啓発用視聴覚教材の作成<br>・高校生・大学生向けに啓発冊子等を印刷、配布(高校生向け75,000部/大学生向け1,500部)<br>・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:5大学にて計7回)<br>・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:3高校にて計4回)  | ・高校生向け啓発冊子を改定<br>・高校生・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布<br>・高校にて出前講座をモデル実施<br>・大学向け外部講師派遣<br>・中学生向けライフキャリア教育プログラム・教材の作成   |
| 166  | 産業労働局     | 雇用労政課              | 51<br>63<br>110 | 中高年齢者の就業支援            | 求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。  | ・シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施<br>①総合相談(キャリアカウンセリング)<br>②専門相談(創業、年金税金など)<br>③適性診断<br>④地域出張相談<br>⑤再就職支援セミナー など<br>・シルバー人材センターの育成指導  | ・シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施<br>①キャリアカウンセリング(総合相談)<br>②専門相談(創業、年金税金など)<br>③適性診断<br>④地域出張相談<br>⑤再就職支援セミナー など<br>・シルバー人材センターの育成指導                                   |

#### 重点目標4 男女共同参画社会実現に向けた意識改革と基盤整備

#### 施策の基本方向1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革

#### ①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

|     |           |                |     |                             |  |  |                     |
|-----|-----------|----------------|-----|-----------------------------|--|--|---------------------|
| 167 | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課      |     | メディアにおける男女共同参画社会実現のための施策の推進 | メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は極めて大きいため、男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの側の人権に関する正しい理解と社会への影響力の認識、それに基づく適切な対応が不可欠であることを鑑み、国に対して提案を行う。 | メディアに対し、男女共同参画に関する理解や自主的取組みを促すなど、働きかけを強化することについて、国へ提案を行った。 | 引き続き国への提案を行う。       |
| 168 | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 222 | 男女共同参画施策推進者研修・会議            | かながわ男女共同参画センターの事業及び各市町村の事業について情報や、事業を進める上での悩みを共有することにより、効果的な事業展開を推進するとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携強化を図る。                     | 男女共同参画施策推進者研修・会議の実施(1回/28名)                                | 男女共同参画施策推進者研修・会議の実施 |
| 169 | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター |     | 男女共同参画フォーラム                 | 男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題について、男女共同参画社会の実現を推進するため、講演会等を実施する。   | 男女共同参画フォーラムの実施(主催:横須賀市/119名)                               | 男女共同参画フォーラムの実施      |

| 通し番号 | 局名        | 所管所属名          | 再掲通し番号                | 事業の名称            | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績  | 2019(R元)年度事業計画   |
|------|-----------|----------------|-----------------------|------------------|--|--|--|
| 170  | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 177                   | 男女共同参画研修用教材の提供   | 教職員や市町村職員等が男女共同参画について理解し、職員、生徒や一般市民に対し普及・啓発を行うことのできる研修用教材を提供する。  | 男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。  | 男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。  |
| 171  | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 12<br>14<br>60<br>221 | かながわ女性の活躍応援団支援事業 | 女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、シンポジウムや啓発講座、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議の開催</li> <li>・啓発講座等の実施(16回/2,075名)</li> <li>・かながわ女性の活躍応援団紹介冊子等の作成</li> <li>・サポーター登録の推進(28名(平成31年3月31日時点))</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議・シンポジウムの開催</li> <li>・啓発講座等の実施</li> <li>・かながわ女性の活躍応援団冊子等の作成</li> <li>・サポーター登録の推進</li> <li>・学生とのコラボ事業</li> </ul> |
| 172  | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 217                   | 地域における啓発活動の促進    | 地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた事業を実施する。   | 男女共同参画推進市町村連携事業の実施(市町村と調整のうえ実施)(4事業)   | 男女共同参画推進市町村連携事業の実施(市町村と調整のうえ実施)  |

## ②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供

|     |           |                |     |                                 |   |   |   |
|-----|-----------|----------------|-----|---------------------------------|---|---|---|
| 173 | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課      |     | 男女共同参画に配慮した行政刊行物の作成             | 行政自らが行う広報や県民に提供する刊行物等について、人権や男女共同参画の観点から適切な表現をできるように配慮する。                             | 男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談を実施した。   | 男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談の実施  |
| 174 | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター |     | 男女共同参画に関する行政資料等の提供              | 男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民の利用に供する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画などに関する行政資料等の収集、整理、貸出を含めた情報提供</li> <li>・インターネットを利用した蔵書検索や資料・交流コーナー情報の提供</li> <li>・講座、セミナー等に関連した図書紹介</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画などに関する行政資料等の収集、整理、貸出を含めた情報提供</li> <li>・講座、セミナー等に関連した図書紹介</li> </ul> |
| 175 | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター |     | かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」の発信 | 男女共同参画についての情報と、かながわ男女共同参画センターの事業等を掲載した広報誌「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信する。                 | かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」を作成し、ホームページ上で発信(月1回)  | かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」を作成し、ホームページ上で発信   |
| 176 | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター |     | 男女共同参画に関する調査研究・情報発信             | 男女共同参画の推進を図るため、当センターや関係部局、市町村等の施策や事業に必要なデータの提供や、男女共同参画社会を推進するための課題解決に向けた調査研究・情報発信を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわジェンダーダイバシティ・データベース」の作成・公表</li> <li>・男女共同参画に関する調査研究の実施及び報告</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわジェンダーダイバシティ・データベース」の作成・公表</li> <li>・男女共同参画に関する調査研究の実施及び報告</li> </ul> |
| 177 | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 170 | 男女共同参画研修用教材の提供                  | 教職員や市町村職員等が男女共同参画について理解し、職員、生徒や一般市民に対し普及・啓発を行うことのできる研修用教材を提供する。                       | 男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。   | 男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。   |

## 施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発

### ①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成

|     |           |           |                 |                     |   |   |  |
|-----|-----------|-----------|-----------------|---------------------|---|---|--|
| 178 | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課 | 20<br>39<br>165 | 大学等におけるライフキャリア教育の支援 | 固定的な性別役割分担意識にとられず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生向け啓発用視聴覚教材の作成</li> <li>・高校生・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布(高校生向け75,000部/大学生向け1,500部)</li> <li>・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:5大学にて計7回)</li> <li>・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:3高校にて計4回)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生向け啓発冊子を改定</li> <li>・高校生・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布</li> <li>・高校にて出前講座をモデル実施</li> <li>・大学向け外部講師派遣</li> <li>・中学生向けライフキャリア教育プログラム・教材の作成</li> </ul> |
| 179 | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課 | 21              | 男女共同参画教育の推進         | 子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校に配布する。                | 男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布した(30,400部作成、342校に配布)。   | 「こんな子いるよね」を増刷し、県内の小学5年生(横浜市、川崎市、相模原市を除く)に配布する。   |

| 通し番号 | 局名        | 所管所属名          | 再掲通し番号 | 事業の名称                    | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画  |
|------|-----------|----------------|--------|--------------------------|---|---|---|
| 180  | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター |        | メディアリテラシー講座の開催           | 性別を問わず、人権の尊重や固定的な役割分担の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から主体的に読み解き、評価する能力の向上を図るための講座を実施する。  | メディアリテラシー講座(中高生向け)の実施(6回/1,284名)  | メディアリテラシー講座(中高生向け)の実施   |
| 181  | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター |        | 若年層向け普及啓発事業              | 今後の働き方を考えてもらう機会とするため、「かながわ女性の活躍応援団」と連携して啓発講座等を実施する。   | 実施なし  | 講座等の実施  |
| 182  | 福祉子どもみらい局 | 青少年課           |        | 青少年有害情報閲覧防止等対策の促進        | 青少年保護育成条例では、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧すること等を防ぐため、青少年の携帯電話等にフィルタリングの設定を促進するための規定を設けており、事業者への指導や保護者等への周知啓発を実施する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>立入調査等の実施<br/>青少年保護育成条例に基づく、携帯電話販売店、インターネットカフェ等への立入調査、指導等の実施</li> <li>広報啓発<br/>条例周知用リーフレット等の作成・配布、社会環境健全化推進街頭キャンペーンにおける資料配布等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>立入調査等の実施<br/>青少年保護育成条例に基づく、携帯電話販売店、インターネットカフェ等への立入調査、指導等の実施</li> <li>広報啓発<br/>条例周知用リーフレット等の作成・配布、社会環境健全化推進街頭キャンペーンにおける資料配布等</li> <li>自画撮り被害防止対策<br/>いわゆる「自画撮り被害」の防止のための規制や周知啓発の実施</li> </ul> |
| 183  | 教育局       | 高校教育課          |        | キャリア教育の推進<br>[生徒向け]      | 生徒の望ましい勤労観・職業観を育てるとともに、生徒一人ひとりが、固定的な性別役割にとらわれず、個性と適性に応じて進路を選択できるよう、各校ごとのキャリア教育プログラムや就業体験などの体験活動の充実を進めるとともに、かながわキャリア教育体験発表会の開催などの取組みを通じて、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>全県立高校におけるキャリア教育の推進</li> <li>就業体験活動の拡充</li> <li>県立高等学校等進路指導説明会の開催</li> <li>「かながわキャリア教育体験発表会」の開催</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>全県立高校におけるキャリア教育の推進</li> <li>就業体験活動の拡充</li> <li>県立高等学校等進路指導説明会の開催</li> <li>「かながわキャリア教育体験発表会」の開催</li> </ul>  |
| 184  | 教育局       | 生涯学習課          |        | 家庭教育の重要性への理解を深めるための支援    | 子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う「家庭」の教育力の充実のための学習資料を発行し、男女平等意識などについて中学生の保護者等に対し必要な情報提供・啓発を行う。  | 家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成と配付<br>1 内容 思春期の特徴、子どもと保護者の関係、保護者の役割等<br>2 配付対象 中学新入生の保護者(政令市を除く)<br>3 発行部数 43,000部   | 家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成と配付<br>1 内容 思春期の特徴、子どもと保護者の関係、保護者の役割等<br>2 配付対象 中学新入生の保護者(政令市を除く)<br>3 発行部数 43,000部   |
| 185  | 選挙管理委員会   | 選挙管理委員会        |        | 選挙啓発事業                   | 各種選挙が公正かつ適正に行われるように、選挙人、特に若年層の政治意識を高めるために行う。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒を対象としたポスターコンクールを実施し、2,121点の応募があった。</li> <li>県ホームページ内「18歳選挙権特設ページ」による啓発を行った。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒を対象としたポスターコンクールの実施等による啓発</li> <li>県ホームページ内「18歳選挙権特設ページ」による啓発</li> </ul>   |
| 186  | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 54     | 「労働の場における男女共同参画」研修用教材の提供 | 教職員や市町村職員等が労働の場における男女共同参画について理解し、職員、生徒や一般市民に対し普及・啓発を行うことのできる研修用教材を提供する。   | 「労働の場における男女共同参画」について一般向けの研修用教材(Power Point版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供   | 「職場における男女共同参画」について一般向けの研修用教材(Power Point版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供   |

| 通し<br>番号             | 局名  | 所管所属名    | 再掲通<br>し番号 | 事業の名称               | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績  | 2019(R元)年度事業計画   |
|----------------------|-----|----------|------------|---------------------|--|--|--|
| <b>②学校現場における基盤整備</b> |     |          |            |                     |  |  |  |
| 187                  | 教育局 | 行政課      |            | スクール・セクハラ防止対策       | スクール・セクハラ防止に取り組む。  | ・スクール・セクハラ相談窓口による相談の実施<br>・教職員向け啓発資料の配付<br>・児童・生徒向け啓発資料の配付<br>・教育実習生向け啓発用チラシを配付<br>・県立学校掲示用の啓発ポスターを配付<br>・県立高等学校(全日制・定時制・通信制)、県立中等教育学校(後期課程)、県立特別支援学校(高等部)のすべての生徒を対象に、アンケートを実施。<br>・県立学校人権教育校内研修会に対する支援<br>・外部講師への報償費の負担、講師の派遣 | ・スクール・セクハラ相談窓口による相談の実施<br>・教職員向け啓発資料の配付<br>・児童・生徒向け啓発資料の配付<br>・教育実習生向け啓発用チラシを配付<br>・県立学校掲示用の啓発ポスターを配付<br>・県立高等学校(全日制・定時制・通信制)、県立中等教育学校(後期課程)、県立特別支援学校(高等部)のすべての生徒を対象に、アンケートを実施。<br>・県立学校人権教育校内研修会に対する支援<br>・外部講師への報償費の負担、講師の派遣 |
| 188                  | 教育局 | 行政課      |            | 人権教育の推進             | 人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校・地域等において、より充実した人権教育が推進できるよう人権教育の指導者を養成することを目的とした人権教育指導者養成研修講座を実施し、その中に「女性の人権について」というテーマを設ける。<br>また、県立学校人権教育校内研修会に対し、講師の派遣などの支援を行う。 | ・人権教育指導者養成研修講座<br>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座<br>・県立学校人権教育校内研修会に対する支援<br>外部講師への報償費の負担、講師の派遣(県立学校172校対象)<br>・人権教育ハンドブックをホームページに掲載し研修会等で活用する。県立学校掲示用の啓発ポスターを配付。児童・生徒向け人権学習ワークシート集を配付。  | ・人権教育指導者養成研修講座<br>・県立学校人権教育校内研修会に対する支援<br>外部講師への報償費の負担、講師の派遣(県立学校172校対象)<br>・人権教育ハンドブックをホームページに掲載し研修会等で活用する。県立学校掲示用の啓発ポスターを配付。児童・生徒向け人権学習ワークシート集を配付。   |
| 189                  | 教育局 | 行政課      |            | 男女共同参画推進教育研修の充実     | 教職員の意識啓発と男女共同参画教育を実践する上での課題解決を図るため、男女共同参画教育についての研修を行う。   | ・人権教育指導者養成研修講座<br>・県立学校人権教育研修講座<br>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座<br>・県市町村人権教育担当者研修会  | ・人権教育指導者養成研修講座<br>・県立学校人権教育研修講座<br>・県市町村人権教育担当者研修会   |
| 190                  | 教育局 | 行政課      | 137<br>216 | 人権教育指導者養成研修講座の実施    | 人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施   | 県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催  | 県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催  |
| 191                  | 教育局 | 行政課      | 138        | 人権教育研修講座の実施         | 人権問題に対する正しい理解を深めるために校長、副校長、教頭、人権教育担当者等に研修を実施する。  | ・県立学校人権教育研修講座<br>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座<br>・県市町村人権教育担当者研修会  | ・県立学校人権教育研修講座<br>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座<br>・県市町村人権教育担当者研修会  |
| 192                  | 教育局 | 高校教育課    |            | 性差によらない名簿の導入の推進     | 学校での活動全般にわたり、男女平等・人権尊重の基盤に立った人間形成を図るため、性差によらない名簿の導入を進める。   | 全ての学校で「性差によらない名簿」を導入している。  | 全ての学校で「性差によらない名簿」を導入している。  |
| 193                  | 教育局 | 総合教育センター |            | 男女平等教育研修の充実         | 男女平等教育についての意識の啓発を図り、学校においてその推進に役立てるため、男女平等教育に係る研修講座を実施する。  | ・「初任者研修講座」講義「人権教育」の実施<br>受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭<br>・「新任教頭研修講座(県立学校)」講義「人権教育の推進」の実施<br>・「新任指導主事研修講座」講義「人権教育の推進」の実施  | ・「初任者研修講座」講義「人権教育」の実施<br>受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭<br>・「新任教頭研修講座(県立学校)」講義「人権教育の推進」の実施<br>・「新任指導主事研修講座」講義「人権教育の推進」の実施  |
| 194                  | 教育局 | 総合教育センター |            | 教育相談の実施             | 学校・家庭・地域における、いじめや不登校、子育てに伴う保護者の悩みや教育上の課題について、助言や情報の提供、カウンセリング、コンサルテーション等を通して、教育的・心理的な支援を行う。  | ・学校・家庭・発達等に関する教育相談を電話、来所、Eメール、学校訪問等で受け、計12,458件に対応した。<br>・その内、24時間子どもSOSダイヤルは1,917件に対応した。<br>・コンサルテーションとして、学校訪問を57校で実施した。  | ・学校・家庭・発達等に関する教育相談<br>・24時間子どもSOSダイヤル<br>・コンサルテーション等   |
| 195                  | 教育局 | 総合教育センター |            | キャリア教育の推進<br>[教員向け] | 県立学校及び中等教育学校において、固定的な性別役割にとらわれることなく、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育てるキャリア教育プログラムの充実を図るため、キャリア・シチズンシップ教育に係る教員研修を行う。  | 「キャリア・シチズンシップ教育研修講座」の実施  | 「キャリア・シチズンシップ教育研修講座」の実施  |

| 通し<br>番号                    | 局名            | 所管所属名         | 再掲通<br>し番号 | 事業の名称                              | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績  | 2019(R元)年度事業計画   |
|-----------------------------|---------------|---------------|------------|------------------------------------|---|--|--|
| <b>施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備</b> |               |               |            |                                    |   |  |  |
| <b>①育児等の基盤整備</b>            |               |               |            |                                    |   |  |  |
| 196                         | 福祉子ども<br>みらい局 | 人権男女共同<br>参画課 |            | 講座・フォー<br>ラム等における<br>託児室の設置<br>促進  | 子育て期の親が、育児を心配す<br>ることなく講座・フォーラム等に<br>参加できるよう、託児の設置を促進<br>するため、「県が実施する事業に<br>おける託児に関する方針」の周<br>知を行うとともに、実施状況等<br>について把握・周知する。  | 「県が実施する事業(講座、<br>フォーラム等)における託児に<br>関する方針」の周知を行った。<br>・実施状況調査を行った。  | 「県が実施する事業(講座、<br>フォーラム等)における託児に<br>関する方針」の周知<br>・託児室設置状況調査を実施  |
| 197                         | 福祉子ども<br>みらい局 | 次世代育成課        |            | 保育所等の整<br>備促進                      | 待機児童を解消するとともに、多<br>様な保育ニーズに対応するた<br>め、保育所の整備等を進める市<br>町村の取組みを支援する。  | 待機児童の削減のため、引き続<br>き保育環境の整備を推進してい<br>く市町村を支援  | 待機児童の削減のため、引き続<br>き保育環境の整備を推進してい<br>く市町村を支援  |
| 198                         | 福祉子ども<br>みらい局 | 次世代育成課        | 79         | 県条例による<br>企業の子育て<br>支援の促進          | 県条例に基づき、子育て支援の<br>取組みを進める企業の認証制度<br>に取り組む。  | 従業員のための子ども・子育て<br>支援を制度化している事業者を<br>県が認証し、その取組みを登録・<br>公表することにより、仕事と子育<br>ての両立が可能な職場環境の整<br>備を図る。  | 従業員のための子ども・子育て<br>支援を制度化している事業者を<br>県が認証し、その取組みを登録・<br>公表することにより、仕事と子育<br>ての両立が可能な職場環境の整<br>備を図る。  |
| 199                         | 福祉子ども<br>みらい局 | 次世代育成課        |            | 多様なニーズ<br>に対応した保<br>育サービスの<br>充実   | 保育ニーズの多様化に対応する<br>ため、保育所が行う延長保育、<br>病児保育などの保育サービスの<br>拡充を図る。  | 保護者等の就労の有無にかかわ<br>らず、すべての子育て家庭や子<br>どもに対する子育て支援を充実<br>するため、地域子ども・子育て<br>支援事業を実施する市町村が地<br>域のニーズに合った事業を円滑<br>に行うことができるよう、市町村<br>に対して支援を行う。  | 保護者等の就労の有無にかかわ<br>らず、すべての子育て家庭や子<br>どもに対する子育て支援を充実<br>するため、地域子ども・子育て<br>支援事業を実施する市町村が地<br>域のニーズに合った事業を円滑<br>に行うことができるよう、市町村<br>に対して支援を行う。  |
| 200                         | 福祉子ども<br>みらい局 | 次世代育成課        |            | 放課後児童対<br>策の充実                     | 保護者が昼間家庭にいない小学<br>校就学児童等に放課後の居場<br>所を提供する放課後児童健全育<br>成事業(放課後児童クラブ)を実<br>施推進する経費を市町村に対<br>して助成する。  | 放課後児童クラブを設置・運営し<br>ている市町村に対し、放課後児<br>童クラブの運営費助成を継続   | 放課後児童クラブを設置・運営し<br>ている市町村に対し、放課後児<br>童クラブの運営費助成を行う。  |
| 201                         | 福祉子ども<br>みらい局 | 次世代育成課        |            | 保育士をはじ<br>めとした子育<br>て支援人材の確<br>保育成 | ・年3回目の保育士試験として、<br>国家戦略特区を活用した県独<br>自の地域限定保育士試験を実施<br>し、県内の保育士確保を図る。<br>・一定の経験を積んだ保育士等<br>を対象に、アレルギー、虐待、乳<br>児保育など各分野のスペシャリス<br>ト(保育エキスパート)等を養成<br>し、保育の質の公表と就業継続<br>の支援を図る。  | ・国家戦略特区を活用した県独<br>自保育士試験の実施<br>・保育エキスパート等の養成<br>・保育士・保育所支援センターの<br>運営等<br>・子育て支援員研修の実施<br>・放課後児童支援員認定資格研<br>修の実施   | 全国共通の試験(年2回)に加え<br>て、年3回目となる県独自の地<br>域限定保育士試験を実施する。<br>8分野計60講座、定員6000人規<br>模での研修を実施する。<br>保育エキスパート等研修を実施<br>するにあたっての、保育士が研<br>修に出席する際の代替保育士の<br>雇用経費を補助する。<br>就職相談会や就職支援セミナー<br>を開催し、潜在保育士等の掘り<br>起こし、および就職へと結びつ<br>ける。<br>4期、計29コース研修を開催、<br>2,900人が受講予定。<br>4地域において年16回研修を開<br>催し、2,560人の修了認定を行<br>う。   |
| 202                         | 福祉子ども<br>みらい局 | 次世代育成課        |            | 待機児童対策<br>の推進                      | ・地域型保育事業の卒園時の受<br>け皿を確保するとともに保育の質<br>の向上を図るため、保育所・認定<br>こども園に加え、新たに幼稚園を<br>対象に、連携に要する経費の一<br>部を補助する。<br>・待機児童の8割を占める0～2<br>歳児の保育所等への受入れを促<br>進するため、年度途中で定員超<br>過して受け入れるための保育士<br>を年度当初から雇用する保育所<br>等に対し、保育士の雇用経費を<br>補助する。<br>・待機児童対策を推進するため、<br>保育所の緊急整備や認定こども<br>園の整備等を支援する市町村に<br>対して補助する。<br>・認可外保育施設に対して、重<br>大事故の防止を目的とした研修<br>の実施や、睡眠中、食事中の重<br>大事故が発生しやすい場所での<br>巡回指導を行う。 | ・地域型保育事業連携対策緊急<br>支援事業費補助の実施により、<br>保育所等と地域型保育事業者の<br>連携成立率の向上を図る。<br>・低年齢児受入対策緊急支援事<br>業費補助事業の実施により、待<br>機児童の多くを占める0～2歳児<br>の待機児童解消を図る。<br>・引き続き保育所の緊急整備等<br>を支援する市町村に対して補助<br>することで、保育の受け皿確保を<br>図る。<br>・巡回指導支援員が定期的に認<br>可外保育施設に巡回指導を行う<br>ことで、重大事故の未然防止を<br>図る。<br>・都市部など局地的に高騰した<br>賃借料に対する補助を行う。 | ・地域型保育事業連携対策緊急<br>支援事業費補助は廃止<br>・低年齢児受入対策緊急支援事<br>業費補助事業の実施により、待<br>機児童の多くを占める0～2歳児<br>の待機児童解消を図る。<br>・賃借物件において保育所等の<br>運営を行う場合、都市部など局<br>地的に賃借料の実勢価格と公定<br>価格の額が乖離している地域に<br>ついて、その乖離分を補助し、安<br>定的な運営に資する。<br>・引き続き保育所の緊急整備等<br>を支援する市町村に対して補助<br>することで、保育の受け皿確保を<br>図る。<br>・死亡事故等の重大事故の防止<br>を内容とした研修の実施や睡眠<br>中、食事中、水遊び中等の重大<br>事故が発生しやすい場面での巡<br>回支援を行う。 |

| 通し番号 | 局名        | 所管所属名  | 再掲通し番号 | 事業の名称                 | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画  |
|------|-----------|--------|--------|-----------------------|--|---|---|
| 203  | 福祉子どもみらい局 | 次世代育成課 |        | 幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等 | ・市町村が実施する保育所・幼稚園・認定こども園への給付費の一部を負担する。<br>・病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等の付設スペースで預かるための施設整備や事業に取り組む市町村に対して補助する。<br>・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に放課後の居場所を提供するため、放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助する。 | ・子ども子育て支援法に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するよう支援する。<br>・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図る。 | ・子ども子育て支援法に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するよう支援する。<br>・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図る。 |
| 204  | 健康医療局     | 医療課    |        | 院内保育の推進               | 看護職員等の子育てを支援することにより、看護職員等の就業の継続や再就職の促進を図るため、院内保育事業運営費のうち、保育士等の給与費の一部を補助する。   | ・補助対象：日赤、厚生連、共済組合、健康保険組合、学校法人、医療法人等<br>・補助件数：124施設  | ・補助対象：日赤、厚生連、共済組合、健康保険組合、学校法人、医療法人等<br>・補助件数：126施設  |
| 205  | 産業労働局     | 雇用労政課  |        | 家事支援外国人受入事業           | 女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応等の観点から、国家戦略特別区域制度を活用して、外国人家事支援人材の試行的受入れを行う。   | 「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行う。  | 「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行う。  |
| 206  | 福祉子どもみらい局 | 私学振興課  |        | 私立幼稚園等の地域開放事業の促進      | 地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う私立幼稚園等に対し補助する。   | 地域開放を実施する私立幼稚園等に対して補助した。  | 地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う私立幼稚園等に対し補助する。  |
| 207  | 福祉子どもみらい局 | 私学振興課  |        | 私立幼稚園等の預かり保育の促進       | 保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施する私立幼稚園等に対し補助することにより、保護者及び私立幼稚園等の経費負担の軽減を図る。   | 預かり保育を実施する私立幼稚園等に対して補助した。   | 保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施する私立幼稚園等に対し補助することにより、保護者及び私立幼稚園等の経費負担の軽減を図る。  |

## ②介護の基盤整備

|     |           |       |  |                    |   |   |  |
|-----|-----------|-------|--|--------------------|---|---|--|
| 208 | 福祉子どもみらい局 | 地域福祉課 |  | 介護支援専門員の業務の支援      | 介護保険制度運営の要である現任の介護支援専門員に対して継続的に研修を実施することにより、その資質の向上を図る。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践することのできる主任介護支援専門員を養成する。              | ・専門研修の実施 専門研修課程Ⅰ 7回／専門研修課程Ⅱ 12回<br>・主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の実施 各1回 | ・専門研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の実施                          |
| 209 | 福祉子どもみらい局 | 地域福祉課 |  | 訪問介護員の養成           | 介護員養成研修を行う民間事業者等の指定を行い、研修の受講機会を確保することにより、養成に努める。また、研修の指定にあたっては、一定の基準に基づく研修事業者の指定や指定事業者の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指す。            | ・初任者研修事業者及び研修の指定<br>・初任者研修の実施 401回<br>・初任者研修修了者数 4500名                | ・初任者研修事業者及び研修の指定<br>・実務者研修事業者及び研修の指定<br>・生活援助従事者研修事業者及び研修の指定 |
| 210 | 福祉子どもみらい局 | 高齢福祉課 |  | 老人福祉施設等の整備         | 人口の高齢化が急速に進行し、在宅での介護が困難な高齢者の増加が見込まれる中、老人福祉施設等を着実に整備するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の民間老人福祉施設等の整備に対し助成する。                        | ・特別養護老人ホームの整備<br>・介護老人保健施設等の整備  | ・特別養護老人ホームの整備<br>・介護老人保健施設等の整備                               |
| 211 | 福祉子どもみらい局 | 高齢福祉課 |  | 高齢者虐待防止の取組みの推進     | 高齢者虐待の相談や事実確認、養護者の支援等の対応に関わる市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所の職員を対象に、より専門的かつ実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施する。                             | 虐待防止関係職員研修の実施(年3回)  | 虐待防止関係職員研修の実施(年3回)   |
| 212 | 福祉子どもみらい局 | 高齢福祉課 |  | 地域包括支援センター職員に対する研修 | 地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施する。  | 地域包括支援センター(初任者・現任者)研修の実施<br>修了者数：初任88人、現任114人                         | 地域包括支援センター(初任者・現任者)研修の実施                                     |
| 213 | 福祉子どもみらい局 | 高齢福祉課 |  | 認知症対策の推進           | 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実する。 | 「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施(相談件数864件、開設日数154日)                         | 「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施                                   |

| 通し番号 | 局名        | 所管所属名 | 再掲通し番号     | 事業の名称            | 事業の内容  | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画  |
|------|-----------|-------|------------|------------------|--|---|---|
| 214  | 福祉子どもみらい局 | 高齢福祉課 |            | 認知症高齢者地域対策事業     | 家庭における介護負担を軽減するため保健福祉事務所では、認知症高齢者やその家族に対して、医師や保健師が専門性を活用した相談や訪問指導を行う。  | ・認知症疾患相談事業の実施<br>・認知症疾患訪問指導事業の実施<br>・認知症疾患処遇困難事例検討事業の実施     | ・認知症疾患相談事業の実施<br>・認知症疾患訪問指導事業の実施<br>・専門職派遣事業の実施             |
| 215  | 福祉子どもみらい局 | 高齢福祉課 |            | 地域支援事業交付金の交付     | 高齢社会の進展に対応して、要支援・要介護状態になることを予防・軽減等するため、地域支援事業として介護予防事業や家族介護支援、日常生活支援のための事業を推進するとともに地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化していく。 | ・地域支援事業の実施主体である市町村に対する地域支援事業交付金の交付                          | ・地域支援事業の実施主体である市町村に対する地域支援事業交付金の交付                          |
| 216  | 教育局       | 行政課   | 137<br>190 | 人権教育指導者養成研修講座の実施 | 人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施   | 県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催 | 県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催 |

## 重点目標5 推進体制の整備・強化

### 施策の基本方向1 多様な主体との協働

|     |                                 |  |                       |                              |  |  |  |
|-----|---------------------------------|--|-----------------------|------------------------------|--|--|--|
| 217 | 福祉子どもみらい局                       | かながわ男女共同参画センター                             | 172                   | 地域における啓発活動の促進                | 地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた事業を実施する。   | 男女共同参画推進市町村連携事業の実施(市町村と調整のうえ実施)(4事業)   | 男女共同参画推進市町村連携事業の実施(市町村と調整のうえ実施)  |
| 218 | 政策局                             | NPO協働推進課                                   | 17                    | NPO活動への支援や情報提供               | NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。   | NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催  | NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催  |
| 219 | 福祉子どもみらい局                       | 人権男女共同参画課                                  | 31                    | 男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言 | 県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。   | 随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。   | 随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行う。  |
| 220 | ①②福祉子どもみらい局<br>③健康医療局<br>④産業労働局 | ①人権男女共同参画課<br>②青少年課<br>③がん・疾病対策課<br>④雇用労政課 | 132                   | NPO法人との協働事業の推進               | NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。  | ①③④:LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報にかかる県内人権担当者や関係者、関係機関等との調整及びチラシ配布等(③:団体作成の冊子・チラシ600部を64ヶ所へ各2回配布)<br>②:研修の実施(8月16日県立青少年センター相談員研修)「LGBTの就労における課題と支援」をテーマに自立就労支援者、教職員等59人が参加<br>・行政との意見交換(8月29日子ども・若者支援連携会議(横須賀三浦ブロック))<br>「LGBTの就労における課題」について講義、意見交換を実施。地域の困難を有する若者相談・支援担当者28人が出席 | ①LGBTの子どものための自立・就労支援として次の事業に取り組み。<br>・LGBT理解促進のための普及啓発講座<br>・県内就労期間・企業等への啓発資料の作成・配布<br>・県内自立就労支援機関での就労相談<br>LGBTの子どものための自立・就労支援事業<br>・事業の広報に係る子ども・若者相談支援担当者に対するチラシ配布及び意見交換による啓発活動<br>②LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報に係る子ども・若者相談支援担当者に対するチラシ配布及び意見交換による啓発活動<br>③④:LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報にかかる県内人権担当者や関係者、関係機関等との調整及びチラシ配布等 |
| 221 | 福祉子どもみらい局                       | かながわ男女共同参画センター                             | 12<br>14<br>60<br>171 | かながわ女性の活躍応援団支援事業             | 女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、シンポジウムや啓発講座、男性トップが主体的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。 | ・全体会議の開催<br>・啓発講座等の実施(16回/2,075名)<br>・かながわ女性の活躍応援団紹介冊子等の作成<br>・サポーター登録の推進(28名(平成31年3月31日時点))   | ・全体会議・シンポジウムの開催<br>・啓発講座等の実施<br>・かながわ女性の活躍応援団冊子等の作成<br>・サポーター登録の推進<br>・学生とのコラボ事業   |
| 222 | 福祉子どもみらい局                       | かながわ男女共同参画センター                             | 168                   | 男女共同参画施策推進者研修・会議             | かながわ男女共同参画センターの事業及び各市町村の事業について情報や、事業を進める上での悩みを共有することにより、効果的な事業展開を推進するとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携強化を図る。   | 男女共同参画施策推進者研修・会議の実施(1回/28名)  | 男女共同参画施策推進者研修・会議の実施  |

| 通し番号 | 局名    | 所管所属名            | 再掲通し番号 | 事業の名称            | 事業の内容   | 2018(H30)年度事業実績   | 2019(R元)年度事業計画  |
|------|-------|------------------|--------|------------------|---|---|---|
| 223  | 政策局   | かながわ県民活動サポートセンター | 159    | かながわボランティア活動推進事業 | 「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した事業による支援を通して、公益を目的とした事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を推進する。  | ・協働事業負担金事業の実施<br>・ボランティア活動補助金事業の実施<br>・ボランティア活動奨励賞事業の実施<br>・ボランティア団体成長支援事業の実施 | ・協働事業負担金事業の実施<br>・ボランティア活動補助金事業の実施<br>・ボランティア活動奨励賞事業の実施<br>・ボランティア団体成長支援事業の実施 |
| 224  | 政策局   | かながわ県民活動サポートセンター | 160    | コミュニティ・カレッジ事業    | 地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取り組みを行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。   | ・主催講座 22講座実施<br>・連携講座 14講座実施  | ・主催講座の開催<br>・連携講座の開催  |
| 225  | 産業労働局 | 雇用労政課            | 15     | 神奈川なでしこブランド事業    | 神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」「なでしこの種」として認定する事業を実施する。 | ・「神奈川なでしこブランド」認定件数: 12件<br>・「なでしこの芽」認定件数: 1件<br>・「なでしこの種」認定件数: 2件             | ・「神奈川なでしこブランド」認定<br>・「なでしこの芽」「なでしこの種」認定                                       |
| 226  | 教育局   | 生涯学習課            | 72     | 家庭教育協力事業者連携事業    | 職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭教育力向上を支援する。<br>・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配布するほか、子ども職場参観等を実施<br>・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報  | 家庭教育協力事業者連携事業を実施した。   | 家庭教育協力事業者連携事業を実施する。   |

### 施策の基本方向2 男女別統計の促進

|     |           |           |  |            |  |   |                            |
|-----|-----------|-----------|--|------------|--|---|----------------------------|
| 227 | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課 |  | ジェンダー統計の推進 | 男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施にあたっては可能な限り男女別データ把握できるよう努めるよう、国や県庁内に働きかける。 | ジェンダー統計の推進に係る課題検証及び方向性の検討のため、庁内及び他都道府県に対し実施状況調査を実施した。 | ジェンダー統計の推進に係る課題検証及び方向性の検討。 |
|-----|-----------|-----------|--|------------|--|---|----------------------------|

### 施策の基本方向3 進行管理

|     |           |                |    |                        |   |  |  |
|-----|-----------|----------------|----|------------------------|---|--|--|
| 228 | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課      |    | かながわ男女共同参画推進プランの進行管理   | 年次報告書等によるプラン進捗状況を公表する。  | 男女共同参画の県の取組みや進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、神奈川県男女共同参画審議会に報告するとともに、県民に公表した。              | 男女共同参画の県の取組みや進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、神奈川県男女共同参画審議会に評価をいただき、県民に公表する。               |
| 229 | 福祉子どもみらい局 | 人権男女共同参画課      |    | 市町村の男女共同参画施策「見える化」     | 市町村の男女共同参画計画策定状況等について、「見える化」により取組みを促進する。  | 県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)及び市町村男女共同参画施策状況調査の結果に基づき、取組促進を働きかけた。 | 県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)及び市町村男女共同参画施策状況調査の結果に基づき、取組促進を働きかける。 |
| 230 | 福祉子どもみらい局 | かながわ男女共同参画センター | 53 | 企業の男女共同参画の取組みの促進(条例届出) | 男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組みを促進する。 | 県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施(届出事業所605件)  | 県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施   |

## IV 神奈川県男女共同参画審議会の審議状況

### 1 神奈川県男女共同参画審議会

#### (1) 設置目的

附属機関の設置に関する条例に基づき設置された機関で、男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例（平成 14 年神奈川県条例第 8 号）第 14 条第 1 項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理について、知事の諮問に応じて調査審議、結果の報告、又は意見を建議することを目的としています。

#### (2) 主な審議事項

- ア 男女共同参画社会基本法第 14 条第 1 項の規定による男女共同参画計画の策定、又は改定について
- イ 男女共同参画推進条例及び規則の重要な改正について
- ウ 男女共同参画に関する制度の創設、又は改善について
- エ 県民等から申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うにあたり、特に必要がある事項について

#### (3) 審議会委員の構成（令和元年 7 月現在）

- ア 委員数 12 人（男性 5 人、女性 7 人）
- イ 選出区分の構成（学識経験者 7 人、事業者 3 人、公募 1 人、市町村 1 人）

### 2 開催状況

#### 神奈川県男女共同参画審議会（第 9 期）の開催・意見聴取状況（平成 30、令和元年度）

| 回              | 開催日                    | 審議内容  |
|----------------|------------------------|---|
| 第 9 期<br>第 1 回 | 平成 30 年<br>8 月 1 日（水）  | ① 会長、副会長の選出について<br>② かながわ DV 防止・被害者支援プランの改定について                     |
| 第 9 期<br>第 2 回 | 平成 31 年<br>1 月 24 日（木） | ① かながわ DV 防止・被害者支援プランの改定について<br>② かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）評価の結果公表について |
| 第 9 期<br>第 3 回 | 令和元年<br>7 月 24 日（水）    | ① かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）進捗状況の評価について<br>② 神奈川県男女共同参画推進条例の見直しについて     |

第9期神奈川県男女共同参画審議会委員名簿（令和元年7月現在）

| 選出区分    | 分野・団体等       | 氏名                 | 職業・役職等  |
|---------|--------------|--------------------|---|
| 学識・経験者  | 企業経営         | いわた きみえ<br>◎岩田 喜美枝 | 味の素株式会社社外取締役／株式会社りそなホールディングス社外取締役／住友商事株式会社社外取締役 |
|         | 法律実務         | おおた けいこ<br>太田 啓子   | 弁護士<br>(神奈川県弁護士会推薦)                             |
|         | 労働           | かみお まちこ<br>神尾 真知子  | 日本大学法学部教授                                       |
|         | 社会学          | しらかわ とうこ<br>白河 桃子  | 相模女子大学客員教授                                      |
|         | ライフキャリア教育    | すずき のりこ<br>鈴木 紀子   | 横浜国立大学男女共同参画推進センター准教授                           |
|         | ワーク・ライフ・バランス | まつだ まさき<br>○松田 正樹  | 男も女も育児時間を！連絡会事務局長                               |
|         | 福祉(DV)       | もろはし たいき<br>諸橋 泰樹  | フェリス女学院大学文学部教授                                  |
| 県民・事業者等 | 事業者団体        | くぼた としや<br>窪田 俊也   | 株式会社横浜銀行人財部長<br>(一般社団法人神奈川県経営者協会推薦)             |
|         | 市町村          | すがわら りょう<br>菅原 良   | 鎌倉市共創計画部文化人権課担当課長                               |
|         | 労働団体         | まさかね まさひろ<br>政金 正裕 | 日本労働組合総連合会神奈川県連合会副会長<br>(日本労働組合総連合会神奈川県連合会推薦)   |
|         | 県民           | まつお えりこ<br>松尾 英理子  | 公募委員  |
|         | 女性団体等        | よしだ ようこ<br>吉田 洋子   | 特定非営利活動法人かながわ女性会議理事長<br>(特定非営利活動法人かながわ女性会議推薦)   |

(50音順)

◎会長 ○副会長

任期：平成30年6月1日～令和2年5月31日

〈参考〉2018(平成30)年度審議会等の女性委員の登用状況

(重点目標1 目標値「県の審議会等における女性委員の割合」関係)

〈局別〉

| 局         | 審議会数       | 委員総数         | うち女性委員数    | 登用率          |
|-----------|------------|--------------|------------|--------------|
| 政策局       | 14         | 165          | 68         | 41.2%        |
| 総務局       | 5          | 34           | 17         | 50.0%        |
| くらし安全防災局  | 2          | 25           | 13         | 52.0%        |
| 国際文化観光局   | 7          | 86           | 46         | 53.5%        |
| スポーツ局     | 1          | 16           | 8          | 50.0%        |
| 環境農政局     | 11         | 160          | 50         | 31.3%        |
| 福祉子どもみらい局 | 17         | 295          | 116        | 39.3%        |
| 健康医療局     | 34         | 533          | 134        | 25.1%        |
| 産業労働局     | 5          | 58           | 22         | 37.9%        |
| 県土整備局     | 10         | 83           | 24         | 28.9%        |
| 会計局       | 1          | 5            | 2          | 40.0%        |
| 企業局       | 1          | 6            | 2          | 33.3%        |
| 教育局       | 5          | 81           | 30         | 37.0%        |
| <b>合計</b> | <b>113</b> | <b>1,547</b> | <b>532</b> | <b>34.4%</b> |

〈審議会別〉

| 局        | No. | 所管所属             | 名称                  | 2018(H30)年度実績<br>(H31.3.31時点)<br>※計画対象外委員を除く |              |       |
|----------|-----|------------------|---------------------|--|--------------|-------|
|          |     |                  |                     | 総数   | 女性           | 比率    |
| 政策局      | 1   | 土地水資源対策課         | 神奈川県国土利用計画審議会       | 6  | 4            | 66.7% |
|          | 2   | 土地水資源対策課         | 神奈川県土地利用審査会         | 7  | 3            | 42.9% |
|          | 3   | 市町村課             | 神奈川県固定資産評価審議会       | 11   | 4            | 36.4% |
|          | 4   | 政策法務課            | 神奈川県行政不服審査会         | 9  | 4            | 44.4% |
|          | 5   | 総合政策課            | 神奈川県総合計画審議会         | 37   | 13           | 35.1% |
|          | 6   | 統計センター           | 神奈川県統計報告調整審議会       | 8  | 4            | 50.0% |
|          | 7   | 県民活動サポートセンター     | 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会 | 8  | 5            | 62.5% |
|          | 8   | NPO協働推進課         | 県指定特定非営利活動法人審査会     | 8  | 3            | 37.5% |
|          | 9   | 情報公開広聴課          | 神奈川県情報公開審査会         | 7  | 3            | 42.9% |
|          | 10  | 情報公開広聴課          | 神奈川県個人情報保護審査会       | 5  | 2            | 40.0% |
|          | 11  | 情報公開広聴課          | 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  | 10   | 3            | 30.0% |
|          | 12  | 総合政策課            | 神奈川県科学技術会議          | 13   | 5            | 38.5% |
|          | 13  | かながわ県民活動サポートセンター | かながわコミュニティカレッジ運営委員会 | 8  | 6            | 75.0% |
|          | 14  | 地域政策課            | 神奈川県地方創生推進会議        | 28   | 9            | 32.1% |
|          |     | <b>計</b>         | <b>165</b>          | <b>68</b>                                    | <b>41.2%</b> |       |
| 総務局      | 1   | 文書課              | 神奈川県公益認定等審議会        | 6  | 3            | 50.0% |
|          | 2   | 総務室              | 神奈川県職員等不祥事防止対策協議会   | 6  | 3            | 50.0% |
|          | 3   | 人事課              | 神奈川県特別職報酬等審議会       | 10   | 4            | 40.0% |
|          | 4   | 行政管理課            | 神奈川県行政改革推進協議会       | 7  | 4            | 57.1% |
|          | 5   | 行政管理課            | 指定管理者制度モニタリング会議     | 5  | 3            | 60.0% |
|          |     | <b>計</b>         | <b>34</b>           | <b>17</b>                                    | <b>50.0%</b> |       |
| くらし安全防災局 | 1   | 消費生活課            | 神奈川県消費生活審議会         | 16   | 9            | 56.3% |
|          | 2   | 消費生活課            | 神奈川県消費者被害救済委員会      | 9  | 4            | 44.4% |
|          |     | <b>計</b>         | <b>25</b>           | <b>13</b>                                    | <b>52.0%</b> |       |

| 局         | No. | 所管所属        | 名 称                          | 2018(H30)年度実績<br>(H31.3.31時点)<br>※計画対象外委員を除く |              |              |
|-----------|-----|-------------|------------------------------|--|--------------|--------------|
|           |     |             |                              | 総数   | 女性           | 比率           |
| 国際文化観光局   | 1   | 文化課         | 神奈川県文化芸術振興審議会                | 16   | 7            | 43.8%        |
|           | 2   | 観光企画課       | 神奈川県観光審議会                    | 15   | 9            | 60.0%        |
|           | 3   | 国際課         | かながわ国際政策推進懇話会                | 14   | 6            | 42.9%        |
|           | 4   | 国際課         | 外国籍県民かながわ会議                  | 19   | 11           | 57.9%        |
|           | 5   | 国際言語文化アカデミア | 国際言語文化アカデミア外部評価委員会           | 9  | 5            | 55.6%        |
|           | 6   | 文化課         | 神奈川県立県民ホール及び音楽堂指定管理業務実績評価委員会 | 6  | 3            | 50.0%        |
|           | 7   | 観光企画課       | 新たな観光の核づくりアドバイザー委員会          | 7  | 5            | 71.4%        |
|           |     |             | <b>計</b>                     |  | <b>86</b>    | <b>46</b>    |
| スポーツ局     | 1   | スポーツ課       | 神奈川県スポーツ推進審議会                | 16   | 8            | 50.0%        |
|           |     |             | <b>計</b>                     | <b>16</b>                                    | <b>8</b>     | <b>50.0%</b> |
| 環境農政局     | 1   | 環境計画課       | 神奈川県環境審議会                    | 17   | 7            | 41.2%        |
|           | 2   | 自然環境保全課     | 神奈川県自然環境保全審議会                | 23   | 3            | 13.0%        |
|           | 3   | 森林再生課       | 神奈川県森林審議会                    | 15   | 2            | 13.3%        |
|           | 4   | 環境計画課       | 神奈川県環境影響評価審査会                | 18   | 6            | 33.3%        |
|           | 5   | 大気水質課       | 神奈川県公害審査会                    | 12   | 5            | 41.7%        |
|           | 6   | 水産課         | 神奈川県水産審議会                    | 13   | 5            | 38.5%        |
|           | 7   | 農政課         | 神奈川県都市農業推進審議会                | 15   | 7            | 46.7%        |
|           | 8   | 水源環境保全課     | 水源環境保全・再生かながわ県民会議            | 24   | 10           | 41.7%        |
|           | 9   | 総務室         | 神奈川県環境農政局公共事業評価委員会           | 6  | 1            | 16.7%        |
|           | 10  | 農地課         | 神奈川県中山間地域等振興対策検討委員会          | 6  | 1            | 16.7%        |
|           | 11  | 資源循環推進課     | 神奈川県美しい環境づくり推進協議会            | 11   | 3            | 27.3%        |
|           |     | <b>計</b>    | <b>160</b>                   | <b>50</b>                                    | <b>31.3%</b> |              |
| 福祉子どもみらい局 | 1   | 総務室         | 神奈川県社会福祉審議会                  | 23   | 11           | 47.8%        |
|           | 2   | 子ども家庭課      | 神奈川県児童福祉審議会                  | 24   | 12           | 50.0%        |
|           | 3   | 私学振興課       | 神奈川県私立学校審議会                  | 16   | 3            | 18.8%        |
|           | 4   | 障害福祉課       | 神奈川県障害者施策審議会                 | 20   | 7            | 35.0%        |
|           | 5   | 人権男女共同参画課   | 神奈川県男女共同参画審議会                | 12   | 7            | 58.3%        |
|           | 6   | 次世代育成課      | 神奈川県子ども・子育て会議                | 20   | 8            | 40.0%        |
|           | 7   | 青少年課        | 神奈川県青少年問題協議会                 | 10   | 4            | 40.0%        |
|           | 8   | 人権男女共同参画課   | かながわ人権政策推進懇話会                | 16   | 9            | 56.3%        |
|           | 9   | 人権男女共同参画課   | 神奈川県DV対策推進会議                 | 17   | 11           | 64.7%        |
|           | 10  | 地域福祉課       | 神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会        | 13   | 6            | 46.2%        |
|           | 11  | 地域福祉課       | 神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議         | 24   | 5            | 20.8%        |
|           | 12  | 高齢福祉課       | かながわ高齢者あんしん介護推進会議            | 10   | 7            | 70.0%        |
|           | 13  | 高齢福祉課       | かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会       | 20   | 4            | 20.0%        |
|           | 14  | 地域福祉課       | 手話言語普及推進協議会                  | 18   | 7            | 38.9%        |
|           | 15  | 子ども支援課      | かながわ子ども支援協議会                 | 11   | 5            | 45.5%        |
|           | 16  | 地域福祉課       | 神奈川県再犯防止推進会議                 | 16   | 3            | 18.8%        |
|           | 17  | 高齢福祉課       | 神奈川県認知症対策推進協議会               | 25   | 7            | 28.0%        |
|           |     | <b>計</b>    | <b>295</b>                   | <b>116</b>                                   | <b>39.3%</b> |              |

| 局     | No. | 所管所属     | 名称                              | 2018(H30)年度実績<br>(H31.3.31時点)<br>※計画対象外委員を除く |            |              |
|-------|-----|----------|---------------------------------|--|------------|--------------|
|       |     |          |                                 | 総数   | 女性         | 比率           |
| 健康医療局 | 1   | 県立病院課    | 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会      | 5  | 2          | 40.0%        |
|       | 2   | 医療課      | 神奈川県医療審議会                       | 19   | 4          | 21.1%        |
|       | 3   | 医療課      | 神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会      | 6  | 2          | 33.3%        |
|       | 4   | 医療保険課    | 神奈川県国民健康保険運営協議会                 | 11   | 3          | 27.3%        |
|       | 5   | 健康増進課    | 神奈川県生活習慣病対策委員会                  | 19   | 3          | 15.8%        |
|       | 6   | がん・疾病対策課 | 神奈川県精神保健福祉審議会                   | 15   | 6          | 40.0%        |
|       | 7   | 生活衛生課    | 神奈川県食の安全・安心審議会                  | 16   | 5          | 31.3%        |
|       | 8   | 薬務課      | 神奈川県薬事審議会                       | 19   | 4          | 21.1%        |
|       | 9   | 医療課      | 神奈川県保健医療計画推進会議                  | 21   | 2          | 9.5%         |
|       | 10  | 医療課      | 神奈川県医療対策協議会                     | 17   | 3          | 17.6%        |
|       | 11  | 医療保険課    | 神奈川県医療費検討委員会                    | 15   | 2          | 13.3%        |
|       | 12  | 健康危機管理課  | 神奈川県感染症対策協議会                    | 17   | 4          | 23.5%        |
|       | 13  | 健康増進課    | 神奈川県不妊治療支援検討委員会                 | 10   | 3          | 30.0%        |
|       | 14  | 健康増進課    | かながわ食育推進県民会議                    | 26   | 13         | 50.0%        |
|       | 15  | 健康増進課    | 神奈川県たばこ対策推進検討会                  | 11   | 4          | 36.4%        |
|       | 16  | がん・疾病対策課 | 神奈川県がん対策推進協議会                   | 17   | 4          | 23.5%        |
|       | 17  | がん・疾病対策課 | 神奈川県造血幹細胞移植推進協議会                | 13   | 2          | 15.4%        |
|       | 18  | 生活衛生課    | 神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会                | 9  | 3          | 33.3%        |
|       | 19  | 生活衛生課    | 神奈川県動物愛護管理推進協議会                 | 15   | 3          | 20.0%        |
|       | 20  | 薬務課      | 神奈川県献血推進協議会                     | 16   | 4          | 25.0%        |
|       | 21  | 薬務課      | 神奈川県後発医薬品使用促進協議会                | 13   | 3          | 23.1%        |
|       | 22  | 健康増進課    | 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会            | 19   | 6          | 31.6%        |
|       | 23  | がん・疾病対策課 | 神奈川県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会           | 14   | 3          | 21.4%        |
|       | 24  | 医療課      | 神奈川県リハビリテーション協議会                | 21   | 8          | 38.1%        |
|       | 25  | 医療課      | 神奈川県小児等在宅医療推進会議                 | 16   | 7          | 43.8%        |
|       | 26  | 医療課      | 神奈川県在宅医療推進協議会                   | 29   | 8          | 27.6%        |
|       | 27  | 健康危機管理課  | 神奈川県災害医療対策会議                    | 32   | 5          | 15.6%        |
|       | 28  | 健康危機管理課  | 神奈川県予防接種研究会                     | 8  | 2          | 25.0%        |
|       | 29  | がん・疾病対策課 | 神奈川県肝炎対策協議会                     | 14   | 5          | 35.7%        |
|       | 30  | 健康増進課    | 神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会              | 20   | 2          | 10.0%        |
|       | 31  | 医療課      | 神奈川県地域医療介護連携ネットワーク構築検討会議        | 9  | 2          | 22.2%        |
|       | 32  | 医療課      | 神奈川県死因究明等推進協議会                  | 13   | 2          | 15.4%        |
|       | 33  | がん・疾病対策課 | 神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会            | 20   | 5          | 25.0%        |
|       | 34  | 医療課      | 神奈川県地域医療支援センター運営委員会             | 8  | 0          | 0.0%         |
|       |     | <b>計</b> |                                 | <b>533</b>                                   | <b>134</b> | <b>25.1%</b> |
| 産業労働局 | 1   | 産業振興課    | 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会 | 6  | 3          | 50.0%        |
|       | 2   | 中小企業支援課  | 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会          | 14   | 7          | 50.0%        |
|       | 3   | 商業流通課    | 神奈川県大規模小売店舗立地審議会                | 8  | 2          | 25.0%        |
|       | 4   | 労政福祉課    | 神奈川県労働審議会                       | 15   | 5          | 33.3%        |
|       | 5   | 産業人材課    | 神奈川県職業能力開発審議会                   | 15   | 5          | 33.3%        |
|       |     |          | <b>計</b>                        |  | <b>58</b>  | <b>22</b>    |

| 局         | No.        | 所管所属     | 名 称                      | 2018(H30)年度実績<br>(H31.3.31時点)<br>※計画対象外委員を除く |            |              |
|-----------|------------|----------|--------------------------|--|------------|--------------|
|           |            |          |                          | 総数   | 女性         | 比率           |
| 県土整備局     | 1          | 用地課      | 神奈川県土地収用事業認定審議会          | 6  | 2          | 33.3%        |
|           | 2          | 都市計画課    | 神奈川県都市計画審議会              | 15   | 3          | 20.0%        |
|           | 3          | 建築安全課    | 神奈川県開発審査会                | 6  | 1          | 16.7%        |
|           | 4          | 建築安全課    | 神奈川県建築士審査会               | 7  | 3          | 42.9%        |
|           | 5          | 建築安全課    | 神奈川県建築審査会                | 6  | 1          | 16.7%        |
|           | 6          | 建設業課     | 神奈川県宅地建物取引業審議会           | 8  | 3          | 37.5%        |
|           | 7          | 都市整備課    | 神奈川県屋外広告物審議会             | 14   | 2          | 14.3%        |
|           | 8          | 都市公園課    | 神奈川県公園等審査会               | 9  | 5          | 55.6%        |
|           | 9          | 砂防海岸課    | 神奈川県港湾審議会                | 4  | 1          | 25.0%        |
|           | 10         | 住宅計画課    | 神奈川県住宅政策懇話会              | 8  | 3          | 37.5%        |
|           |            |          | <b>計</b>                 | <b>83</b>                                    | <b>24</b>  | <b>28.9%</b> |
| 会計局       | 1          | 調達課      | 神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会 | 5  | 2          | 40.0%        |
|           |            |          | <b>計</b>                 | <b>5</b>                                     | <b>2</b>   | <b>40.0%</b> |
| 企業局       | 1          | 経営課      | 神奈川県営水道懇話会               | 6  | 2          | 33.3%        |
|           |            |          | <b>計</b>                 | <b>6</b>                                     | <b>2</b>   | <b>33.3%</b> |
| 教育局       | 1          | 子ども教育支援課 | 神奈川県教科用図書選定審議会           | 20   | 10         | 50.0%        |
|           | 2          | 高校教育課    | 神奈川県産業教育審議会              | 14   | 6          | 42.9%        |
|           | 3          | 生涯学習課    | 神奈川県生涯学習審議会              | 15   | 5          | 33.3%        |
|           | 4          | 文化遺産課    | 神奈川県文化財保護審議会             | 17   | 4          | 23.5%        |
|           | 5          | 学校支援課    | 神奈川県いじめ防止対策調査会           | 15   | 5          | 33.3%        |
|           |            |          | <b>計</b>                 | <b>81</b>                                    | <b>30</b>  | <b>37.0%</b> |
| <b>合計</b> | <b>113</b> |          |                          | <b>1,547</b>                                 | <b>532</b> | <b>34.4%</b> |

## 施策又は事業についての提案等をお寄せください。

神奈川県では、県民や事業者の皆さんとともに「一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる」男女共同参画社会の実現をめざしていきたくと考えています。

そのため、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や事業への要望、制度の改善に関して皆さんからのご意見、ご提案等をお受けする専用の窓口を設置しています。

いただいたご提案については、該当する事業等を所管している部署から文書又は電話により回答します。

なお、場合によっては神奈川県男女共同参画審議会の意見を聴くことやご提案等の内容を県の刊行物等に匿名で掲載させていただくことがありますので、ご了承ください。

○ 提案できる人は、県内に在住の方、県内に事業所を有する事業者の方、県内に勤務又は在学する方です。

○ 受付窓口 神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課（県庁第2分庁舎8階）

あて先 〒231-8588（住所記入不要）

専用電話 045-210-3643

ファクシミリ 045-210-8832

フォームメール 神奈川県ホームページの人権男女共同参画課のページ

（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz3/>）の「福祉子どもみらい局人権男女共同参画課へのお問い合わせフォーム」から送信いただけます。

\* 平成30年度に、神奈川県男女共同参画推進条例第14条に基づく提案等として受付けたものは0件でした。

## 2019(令和元)年版 神奈川県の男女共同参画 — 男女共同参画年次報告書 —

令和元年9月発行

編集・発行

神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz3/>

電話 045 (210) 3640 (直通)

ファクシミリ 045 (210) 8832

**神奈川県**

福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

横浜市中区日本大通 1 丁231-8588 電話 (045) 210-3640 (直通)